さいたま市火薬類取締法 申請届出マニュアル

2023年3月

さいたま市消防局

さいたま市火薬類取締法申請届出マニュアル

[目 次]

I 総 則

1	. 1	まじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	;	窓口における申請等についての一般的留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	;	さいたま市電子申請・届出サービスにおける申請等についての一般的留意事項・・・・・・	3
4		申請者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	j =	許可等に要する日数・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
6	, ,	申請に必要な手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
		Ⅱ 各 論	
第1	章	製造	
第	§ 1	製造の許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第	§ 2	製造施設等の変更許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
第	£3	製造施設の軽微な変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	3
第	§ 4	製造営業の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	5
第2	章	販売	
第	£ 1	販売の許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	7
第	£2	販売の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	О
第	£3	販売営業の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2
第3	章	貯蔵	
第	§ 1	火薬庫の設置の許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	4
第	£2	火薬庫の移転又は構造・設備の変更許可・・・・・・・・・・・・・・・ 4	5
第	§ 3	火薬庫の軽微な変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	7
第	§ 4	火薬庫の承継・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	8
第	£ 5	火薬庫の廃止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	9
第	£6	火薬庫外貯蔵場所の指示等・・・・・・・・・・・・・・・・ 5	О
第4	章	譲受・消費の許可	
第	§ 1	火薬類(第2から第5に定めるものを除く。)の譲受及び消費の許可・・・・・・・ 5	9
第	§ 2	建設用びょう打ち銃用空包の譲受及び消費の許可・・・・・・・・・・・・ 6	5
第	£3	模型ロケットの譲受及び消費の許可・・・・・・・・・・・・・・・ 7	2
第	§ 4	火工品の譲受及び消費の許可・・・・・・・・・・・・・・・・ 7	7
第	£ 5	煙火の消費の許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8	3
		無許可消費数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9	9
		無許可譲受数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10	1

第5章	譲渡・廃棄の許可
第1	火薬類の譲渡の許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 103
第2	火薬類の廃棄の許可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106
第6章	完成検査・保安検査
第1	完成検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・113
第2	保安検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 2 5
第7章	危害予防規程・保安教育計画の認可
第1	危害予防規程の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 3 7
第2	保安教育計画の認可・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・138
第8章	製造保安責任者等
第1	製造保安責任者等の選任及び解任・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 0
	Ⅲ 関係資料等
埼玉県	具煙火消費基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4 3
煙火消	4費における斜め打揚げに係るガイドライン・・・・・・・・・・・・・・・149

経過

2018年4月 制定

2019年4月 改正

2020年3月 改正

2021年3月 改正

2022年3月 改正

2022年3月 改正

I 総則

1 はじめに

このさいたま市火薬類取締法申請届出マニュアルは、火薬類取締法に基づく指定都市の長の権限に 属する事務のうち、火薬類の製造、販売、貯蔵、譲渡、譲受、消費及び廃棄等に係る申請、届出及び 報告等(以下「申請等」という。)に関する必要な手続きを示すとともに、申請等に伴う義務や遵守事 項について解説したものである。

なお、この申請届出マニュアルにおいて使用する用語は、次に掲げる法規をいう。

「法」 火薬類取締法(昭和25年5月4日 法律第149号)

「政令」 火薬類取締法施行令 (昭和 25 年 10 月 31 日 政令第 323 号)

「省令」 火薬類取締法施行規則 (昭和 25 年 10 月 31 日 省令第 88 号)

「細則」 さいたま市火薬類取締法施行細則(平成29年4月1日 さいたま市規則第65号)

2 窓口における申請等についての一般的留意事項

(1) 書類の提出方法

ア 申請書、届出書及び報告書(以下「申請書等」という。)は、正副2部提出すること。

- イ 申請書等は、その記載内容について説明を求められた場合に、説明ができる者が持参して提出 すること。
- ウ 申請書は、許可を受けようとする「5 許可等に要する日数に示す標準処理期間」を考慮し、 余裕を持って提出すること。

(2) 書類の提出先

申請書等は、さいたま市消防局予防部査察指導課保安係(以下、「保安係」という。) へ提出すること。

さいたま市消防局予防部査察指導課保安係

〒330-0061 さいたま市浦和区常盤6丁目1番28号 TEL048-833-7487 FAX048-833-7529

(3) 許可証等の取扱い

- ア 許可証、検査証、認可証又は指示証(以下「許可証等」という。)の交付は、許可、検査、認可 又は指示(以下「許可等」という。)を受けた本人または許可証等の受領の権限を委任された者が 直接手渡しで受けること。
- イ 火薬類譲渡許可証及び火薬類譲受許可証は政令第 2 条各号のいずれかに該当したときは、保安 係へ返納すること。
- ウ 火薬類譲渡許可証及び火薬類譲受許可証を喪失又は盗取された場合は、速やかに、保安係(場

合に応じて警察)に連絡し、再交付の申請をすること。その場合、再交付を受けた後、旧許可証 を発見したときは、速やかに保安係へ提出すること。

- 3 さいたま市電子申請・届出サービスにおける申請等についての一般的留意事項
 - (1) 書類の提出方法

ア さいたま市電子申請・届出サービス(以下「電子申請サービス」という。)にログインし、利用 する手続きを選択し、必要事項の入力及び必要な書類等を添付して行うこと。

イ 申請書は、「5 許可等に要する日数に示す標準処理期間」を考慮し、余裕を持って提出すること。

(2) 届出書・報告書

手続きが受理されると、受理完了メールが送信される。なお、電子申請サービスの手続き画面より、副本の代わりとなる【届出情報の控え】をPDFファイルで受け取ることができる。

【届出情報の控え】には、届出済印がスタンプされ受理年月日及び受理番号が付される。

(3) 申請書

手続きが受理されると、受理完了メールが送信される。なお、許可書等の交付に関するメールが 送信されたのち、許可書等については郵送にて交付されるが、窓口での交付も可能とする。

4 申請者等

- (1) 許可等を受けようとする申請者、届出を行う届出者又は報告を行う報告者(以下「申請者等」 という。)は、個人である場合にはその者、法人である場合には代表権を有する者であること。
- (2) 代理人による申請又は許可証等の受領は、委任状を添付すること。
- (3) 模型ロケットその他がん具の用に供される火薬類の許可申請は、取扱従事者のうち責任者が申請者となること。

5 許可等に要する日数

行政手続法第 6 条に基づき、さいたま市の火薬類取締法における各種申請に係る標準処理期間は次のとおりとする。(標準処理期間とは、申請がその提出先の機関に到達してからその処分をするまでに通常必要とされる標準的な期間をいう。)

標準処理期間

処分の名称	根拠条項	標準処理期間
火薬類製造営業の許可	法第3条	20 日
火薬類販売営業の許可	法第5条	20 日
火薬製造施設等の変更の許可	法第 10 条第 1 項	15 目
		設置の許可
火薬庫設置、移転又は変更の許可	法第 12 条第 1 項	20 日
穴衆単 放 直 、 移 転 入 は 及 史 の 計 引	佐第 12 宋第 1 頃 	移転又は変更の許可
		15 日
火薬庫所有等の義務に係るやむを得ない場合の許可	法第 13 条ただし書	10 日
完成検査	法第15条第1項、第2項	10 日
		5 日
ル事報位の数准刀は数巫の計画	 法第 17 条第 1 項	(関係機関への意見
火薬類等の譲渡又は譲受の許可	伝第 17 未第 1 項	照会に要する期間を
		除く。)
譲渡許可証又は譲受許可証の書換	法第17条第7項	3 日
譲渡許可証又は譲受許可証の再交付	法第17条第8項	3 日
ル神客の松1の空で	计签 0.4 2 签 1 	未設定(事案発生が
火薬類の輸入の許可	法第24条第1項	見込まれないため)
		5 日
火薬類等の消費の許可	法第 25 条第 1 項	(関係機関への意見
八米規守の付負の計刊	公第 25 米第 1 模	照会に要する期間を
		除く。)
火薬類の廃棄の許可	法第27条第1項	5 日
		制定の認可
危害予防規程の制定又は変更の認可	 法第 28 条第 1 項	10 日
<u> 地音子例殊性の制定文は変更の認明</u>	伝第 20 未第 1 項	変更の認可
		10 日
		制定の認可
保安教育計画の制定又は変更の認可	法第29条第1項又は第5	10 日
小女 大月日 四マ川 八尺八は久天マノ応刊	項	変更の認可
		10 日
保安検査	法第 35 条第 1 項	10 日
火薬庫外貯蔵場所の指示	省令第15条第1項	10 日
保安教育計画を定めるべき者の指定取消申請	省令第67条の7第4項	10 目

6 申請に必要な手数料

火薬類の申請に必要な手数料は次のとおりとする。

納入方法は、規定手数料を<u>現金</u>で用意し申請書類と一緒に、保安係に提出すること。

※令和 5 年 4 月 1 日から、**電子申請(さいたま市電子申請・届出サービス)に限り**、クレジットカード決済が可能となりました

手数料の種類	手数料の額			
製造営業許可	220,000 円			
販売営業の許可				
① 競技用紙雷管のみの許可	25,000 円			
② ①以外の許可	110,000 円			
火薬庫の設置・移転許可	73,000 円			
火薬庫の構造・設備の変更許可	8,300 円			
完成検査				
① 製造施設	41,000 円			
② 火薬庫設置·移転	41,000 円			
③ 火薬庫の構造・設備変更	23,000 円			
譲渡許可	1,200 円			
譲受許可				
① 火工品のみ	2,400 円			
② 火薬、爆薬の申請数量が25kg以下	3,500 円			
③ 火薬、爆薬の申請数量が25kg超	6,900 円			
煙火消費許可	7,900 円			
保安検査				
① 製造施設	41,000 円			
② 火薬庫	41,000 円			

Ⅱ 各論

第1章 製造

第1 製造の許可(法第3条)

- 1 申請書の提出について
 - (1) 提出書類

省令様式第1「火薬類製造営業許可申請書」

(2) 申請時期

火薬類の製造(変形、修理、分解を含む)の業を行おうとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。なお、相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を承継した者が新たに許可申請する場合は、ア及びイの添付を省略できるものとする。

ア 事業計画書

製造の目的、製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の構造、位置(製造所以外の保安物件 及び製造所内の他の施設との関係一を含む。)及び設備、製造方法、従業員の員数、所要火薬類又 はその原料の調達方法、製品の貯蔵方法並びに製造所付近の見取り図が記載されていること。

イ 危害予防計画書

省令第6条第1項に規定する災害の発生の防止に関する必要事項の大要を記載すること。 危害予防計画書の内容が、省令様式第2「危害予防規程認可申請書」に添付する危害予防規程 と同一の内容である場合は、危害予防計画書の添付を省略できるものとする。

ウ 定款の写し

会社にあっては、定款の写しを添付すること。

- エ 賃貸契約書の写し又は使用賃借契約書等の写し (他者の火薬庫を占有する場合に限る。)
- オ 法人登記簿謄本の写し(申請者が法人である場合に限る。)
- カ 戸籍謄本の写し又は住民票の写し(申請者が個人である場合に限る。)
- (4) 許可申請時に、次の申請書、届出書をあわせて提出すること。
 - ア 省令様式第2「危害予防規程認可申請書」

第7章 危害予防規程・保安教育の認可/第1 危害予防規程の認可(137ページ)

イ 省令様式第7「火薬庫設置等許可申請書」(火薬庫を新規に設置する場合に限る。)

第3章 貯蔵/第1 火薬庫の設置の許可(24ページ)

ウ 細則様式第17号「保安教育計画認可申請書」

第7章 危害予防規程・保安教育の認可/第2 保安教育計画の認可(138ページ)

工 細則様式第 21 号「火薬類製造保安責任者等選任届」

保安責任者、副保安責任者及び保安責任者の代理者を選任し届出すること。

第8章 製造保安責任者等/第1 製造保安責任者等の選任及び解任 (140ページ)

2 申請手数料について

220,000 円

□ I 総則/6 申請に必要な手数料 (5ページ)

- 3 許可の基準について
 - (1) 製造施設の構造、位置及び設備が、法第7条第1号に基づく次の省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
 - ア 定置式製造設備における技術上の基準 省令第4条
 - イ 移動式製造設備における技術上の基準 省令第4条の2
 - (2) 製造の方法が、法第7条第2号に基づく次の省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
 - ア 定置式製造設備における製造の方法の基準 省令第5条
 - イ 移動式製造設備における製造の方法の基準 省令第5条の2
 - (3) 法第7条第3号に規定する製造の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
 - (4) 法第7条第4号に規定するその他製造が、公共の安全の維持又は災害発生の防止に支障のないものであること。
- 4 許可証について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第1号「火薬類製造営業許可証」が交付されるため、 申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 申請書の記載事項、事業計画書の記載事項(製造する火薬類の種類及び説明、製造施設の構造、 位置(製造所外の保安物件及び製造所内の他の施設との位置関係を含む。)、及び設備並びに製造方 法を除く。)又は定款の写しについて変更があった場合は、細則様式第27号「火薬類製造(販売) 営業許可申請書記載事項変更報告書」を遅滞なく提出すること。その場合、変更内容に応じて必要 な書面又は図面を添付すること。
- (2) 事業の承継により、火薬庫の承継をした場合は、遅滞なく省令様式第8「火薬庫承継届」を届出すること。

第3章 貯蔵/第4 火薬庫の承継(48ページ)

第2 製造施設等の変更許可(法第10条第1項)

- 1 申請書の提出について
 - (1) 提出書類

省令様式第4「火薬類製造施設等変更許可申請書」

変更の種類の欄に、製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又はその製造する火薬類の種類若しくはその製造方法の変更に関してその具体的な内容を記載すること。

(2) 申請時期

製造施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事をし、又はその製造する火薬類の種類若しくは その製造方法を変更しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

変更の概要を記載した書面等

- (4) 変更許可申請に伴い、次の申請書の記載内容に変更が生じる場合はあわせて提出すること。
 - ア 省令様式第2「危害予防規程認可申請書」

☞ 第7章 危害予防規程・保安教育の認可/第1 危害予防規程の認可 (137ページ)

イ 細則様式第17号「保安教育計画認可申請書」

☞ 第7章 危害予防規程・保安教育の認可/第2 保安教育計画の認可 (138ページ)

2 申請手数料について

製造施設等の変更許可の申請については、申請手数料は不要。

3 許可の基準について

「第1 製造の許可 3 許可の基準について」を準用する。

4 許可証について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第3号「火薬類製造施設等変更許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

▼ I 総則/3 さいたま市電子申請・届出サービスにおける申請等についての一般的留意事項

(3ページ)

5 その他

(1) 省令第8条に規定する軽微な変更の工事に該当する場合は、工事の完了後に省令様式第5「火薬類製造施設軽微変更届」を提出するものとする。

第3 製造施設の軽微な変更(13ページ)

(2) 許可を受けた施設や設備が、経年劣化等により破損や故障した場合に行う維持補修については、 当該許可の内容と同じ状態を維持することにより、技術上の基準維持義務を履行するためのもので あり、施設の設計変更又は仕様の変更あるいは機械や器具等設備の性能や規格の変更を伴わない同 一性を保持するために為されるものであるから、維持補修は「変更の工事」及び「軽微な変更の工 事」のいずれにも該当しないものとして取り扱う。

第3 製造施設の軽微な変更(法第10条第1項ただし書)

- 1 届書の提出について
 - (1) 提出書類

省令様式第5「火薬類製造施設軽微変更届」

変更の内容の欄には、省令第8条第1項各号のいずれに該当するのかを具体的な製造施設の名称 及び工事の概要をもって記載すること。

表 1 製造業者に係る軽微な変更の工事(14ページ)

(2) 届出時期

軽微な変更の工事をした後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

当該変更の概要を記載した書面等

- (4) 軽微な変更の工事に伴い、次の届出書、申請書の記載内容に変更が生じる場合はあわせて提出すること。
 - ア 省令様式第3「危害予防規程変更届」

☞ 第7章 危害予防規程・保安教育の認可/第1 危害予防規程の認可(137ページ)

イ 細則様式第17号「保安教育計画変更認可申請書」

☞ 第7章 危害予防規程・保安教育の認可/第2 保安教育計画の認可(138ページ)

2 その他

許可を受けた施設や設備が、経年劣化等により破損や故障した場合に行う維持補修については、当該許可の内容と同じ状態を維持することにより、技術上の基準維持義務を履行するためのものであり、施設の設計変更又は仕様の変更あるいは機械や器具等設備の性能や規格の変更を伴わない同一性を保持するために為されるものであるから、維持補修は「変更の工事」及び「軽微な変更の工事」のいずれにも該当しないものとして取り扱う。

表1 製造業者に係る軽微な変更の工事(省令第8条第1項)

該当条項	変更の内容	備考
省令8-1-1	工室、火薬類一時置場、日乾場、爆発試験場、燃焼試験場、 発射試験場又は廃棄焼却場(以下「工室等」という。)内の設備のうち、次のいずれかに該当するもの。 イ 暖房装置 ロ 照明設備 ハ 静電気除去設備 ニ 窓又は出口を構成する扉、錠その他の部材 ホ 排気装置	
8-1-2	土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事	
8-1-3	工室等外の設備のうち、原動機、温湿度調整装置又は手押 し車の変更の工事	
8-1-4	製造施設又は設備の撤去の工事	

第4 製造営業の廃止(法第16条第1項)

- 1 届書の提出について
 - (1) 提出書類

細則様式第14号「火薬類製造(販売)営業廃止届

(2) 届出時期

製造営業の全部又は一部廃止後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

当該製造営業に関する製造営業許可証(製造営業の全部を廃止する場合に限る。)

2 その他

- (1) 営業に関する法人格は1つであっても、製造所を2以上有する場合に一部の製造所の廃止を行った場合でも、法第16条第1項に基づく廃止の届出の義務があることに留意すること。
- (2) 火薬類の製造所において、その営業に係る火薬類の一部を廃止した場合には、法第16条第1項に 基づく廃止の届出の義務があることに留意すること。
- (3) 電子申請サービスにより届出する場合は、製造営業許可証を郵送等にて返納すること。

第2章 販売

第1 販売の許可(法第5条)

- 1 申請書の提出について
 - (1) 提出書類

省令様式第6「火薬類販売営業許可申請書」

販売する火薬類の種類の欄には、火薬、爆薬、火工品のいずれかを記載すること。なお、火工品にあっては以下に掲げる火工品の種類を記載すること。

- 工業雷管、電気雷管、銃用雷管及び信号雷管
- ・ 実包及び空包
- 信管及び火管
- 導爆線、導火線及び電気導火線
- ・ 信号焔管及び信号火せん
- ・ 煙火(がん具煙火を除く。)
- ・ その他の火工品

(2) 申請時期

火薬類の販売の業を行おうとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

相続、遺贈又は営業の譲渡により事業を承継した者が新たに許可申請する場合は、アの添付を省略できるものとする。

ア 事業計画書

火薬庫の位置、種類、棟数、付近の状況、保安距離、構造設備の大要並びに貯蔵すべき火薬類の種類及び最大数量を記載すること。なお、火薬庫の設置許可を同時に申請する場合は大要のみを記載すること。

イ 定款の写し

会社にあっては、定款の写しを添付すること。

- ウ 火薬庫の設置許可の写し及び直近の保安検査証の写し(既存の火薬庫に貯蔵する場合に限る。)
- エ 賃貸契約書の写し又は使用賃借契約書等の写し(他者の火薬庫を占有する場合に限る。)
- オ 法人登記簿謄本の写し(申請者が法人である場合に限る。)
- カ 戸籍謄本の写し又は住民票の写し(申請者が個人である場合に限る。)

- (4) 許可申請時に、次の申請書をあわせて提出すること。
 - ア 省令様式第7「火薬庫設置等許可申請書」(火薬庫を新規に設置する場合に限る。)

第3章 貯蔵/第1 火薬庫の設置の許可(24ページ)

イ 細則様式第17号「保安教育計画認可申請書」

第7章 危害予防規程・保安教育の認可/第2 保安教育計画の認可 (138ページ)

- 2 申請手数料について
 - (1) 競技用紙雷管のみの許可 25,000 円
 - (2) (1)以外の許可 110,000円

☑ I 総則/6 申請に必要な手数料(5ページ)

- 3 許可の基準について
 - (1) 法第7条第3号に規定する販売の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
 - (2) 法第7条第4号に規定するその他販売が、公共の安全の維持又は災害発生の防止に支障のないものであること。
- 4 許可証について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第2号「火薬類販売営業許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

- 5 その他
 - (1) 申請書の記載事項(販売する火薬類の種類を除く。)、事業計画書の記載事項又は定款の写しについて変更があった場合は、細則様式第27号「火薬類製造(販売)営業許可申請書記載事項変更報告書」を遅滞なく提出すること。その場合、変更内容に応じて必要な書面又は図面を添付すること。
 - (2) 事業の承継により、火薬庫の承継をした場合は、遅滞なく省令様式第 8「火薬庫承継届」を届出すること。

第3章 貯蔵/第4 火薬庫の承継(48ページ)

- (3) 法第 13 条ただし書中「土地の事情等のためやむを得ない場合」には、火薬類の販売業者が火薬 庫を共有している場合のほか、次の場合が該当する。
 - ア 販売業者が輸入した火薬類又は製造業者が製造した火薬類を、販売業者の指示により当該販売 業者が取り扱うことなく直接その販売業者の納入先の火薬庫へ納入する場合であって、特定の火 薬類を特定の納入先に販売するとき。この場合、次の書類を添付すること。
 - ・ 販売業者が販売する火薬類を納入先の火薬庫に納入することについての承諾書
 - ・ 販売業者が納入した火薬類が返品された場合の一時的な貯蔵場所として当該火薬庫を使用することについての承諾書
 - ・ 当該火薬庫の設置許可の写し及び直近の保安検査証の写し
 - イ 競技用紙雷管、建設用びょう打ち銃用空包又は模型用ロケットに用いられる噴射推進器及びその点火具のみを販売する販売業者であって、省令第 15 条の表(1)(イ)又は(ロ)に該当する数量の火薬類を省令第 16 条の技術上の基準に従って貯蔵するとき(火薬庫外火薬類貯蔵場所は瑕疵等により返品された火薬類を貯蔵する余裕があること。)。この場合、次の書類を添付すること。
 - ・ 火薬庫外火薬類貯蔵場所のみで販売営業が行われる理由書
 - ・ 所有している火薬類火薬庫外貯蔵場所指示証の写し
 - 火薬庫外火薬類貯蔵場所の構造図及び構造説明書

第2 販売の変更

火薬類の販売については、変更許可の規定がないことから、販売営業の許可区分及び火薬類の種類の変更の他、省令第81条の14に規定する変更の報告をしなければならない事項 ※ 以外について変更しようとするときは、改めて許可を受けなければならない。

- ※ 省令第81条の14で規定する変更の報告をしなければならない事項(省令第81条の14表5)
 - ・火薬類販売営業許可申請書の記載事項(販売する火薬類の種類を除く)に変更があったとき
 - ・事業計画書の記載事項に変更があったとき
 - ・定款の写しについて変更があったとき
- 1 申請書の提出について
 - (1) 提出書類

省令様式第6「火薬類販売営業許可申請書」

(2) 申請時期

販売営業の許可区分及び火薬類の種類の変更の他、省令第81条の14に規定する変更の報告をしなければならない事項以外について変更しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

「第1 販売の許可 1 提出書類」を準用する。

2 申請手数料について

「第1 販売の許可 2 申請手数料について」を準用する。

- 3 許可の基準について
- (1) 法第7条第3号に規定する販売の業を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。
- (2) 法第7条第4号に規定するその他販売が、公共の安全の維持又は災害発生の防止に支障のないものであること。
- 4 許可証について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第2号「火薬類販売営業許可証」が交付されるため、 申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 申請書の記載事項(販売する火薬類の種類を除く。)、事業計画書の記載事項又は定款の写しについて変更があった場合は、細則様式第 27 号「火薬類製造(販売)営業許可申請書記載事項変更報告書」を遅滞なく提出すること。その場合、変更内容に応じて必要な書面又は図面を添付すること。
- (2) 販売所を移転する場合においては、改めて許可を受けなければならないが、競技用紙雷管のみを 扱う販売業者のうち、省令第 15 条の表(8)に規定する指定都市の長が指示する安全な場所以外の安全 な場所に貯蔵できる量の競技用紙雷管を貯蔵している者が、市内で販売所の移転を行う場合には、 省令第 81 条の 14 に基づき変更の報告をすれば足りるものとする。

(平成元年7月1日元立局第230号「火薬類販売営業の許可等について」)

第3 販売営業の廃止(法第16条第1項)

- 1 届書の提出について
 - (1) 提出書類

細則様式第14「火薬類製造(販売)営業廃止届」

(2) 届出時期

販売営業の全部又は一部廃止後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

当該販売営業に関する販売営業許可証(販売営業の全部を廃止する場合に限る。)

2 その他

- (1) 営業に関する法人格は1つであっても、販売所を2以上有する場合に一部の販売所の廃止を行った場合でも、法第16条第1項に基づく廃止の届出の義務があることに留意すること。
- (2) 火薬類の販売所において、その営業に係る火薬類の一部を廃止した場合には、法第16条第1項に基づく廃止の届出の義務があることに留意すること。
- (3) 電子申請サービスにより届出する場合は、製造営業許可証を郵送等にて返納すること。

第3章 貯蔵

第1 火薬庫の設置の許可(法第12条)

- 1 申請書の提出について
 - (1) 提出書類

省令様式第7「火薬庫設置等許可申請書」

二級火薬庫の設置許可申請については、二級火薬庫が一時的な使用のために設けられるものであるため、申請書の備考欄にその使用期間を記載すること。

(2) 申請時期

火薬類を貯蔵するために火薬庫を新設しようとするときは、あらかじめ申請すること。

- (3) 次の書類等を添付すること。
 - ア 火薬庫工事設計明細書

火薬庫の位置、付近の状況、保安物件との距離並びに火薬庫の構造及び設備を記載すること。

- イ 火薬庫の構造、位置及び設備について技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
- ウ 火薬庫設置場所付近の略図

付近の民家、道路その他保安物件について保安距離を記載すること。

- エ 法人登記簿謄本の写し(申請者が法人である場合に限る。)
- オ 戸籍謄本の写し又は住民票の写し(申請者が個人である場合に限る。)
- (4) 許可申請時に、次の届出書をあわせて提出すること。

細則様式第21「火薬類製造(取扱)保安責任者等選任(解任)届」

保安責任者、副保安責任者及び保安責任者の代理者を選任し届出すること。

☞ 第8章 製造保安責任者等/第1 製造保安責任者等の選任及び解任(140ページ)

2 申請手数料について

73,000 円

☞ I 総則/6 申請に必要な手数料(5ページ)

3 許可の基準について

火薬庫の構造、位置及び設備が、法第 12 条第 3 項に基づく省令第 22 条から第 32 条の技術上の基準に適合するものであること。

☞ 表2 火薬庫構造等の技術上の基準 (28ページ~44ページ)

4 許可証について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第4号「火薬庫設置許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

- (1) 申請書の記載事項(火薬庫所在地並びに火薬庫の種類及び棟数を除く。)に変更があった場合又は 火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち付近の状況若しくは保安物件との距離について変更があっ た場合は、事前に又はその事実を知った場合は、遅滞なく、細則様式第 29 号「火薬庫設置等許可 申請書記載事項変更届」を届出すること。
- (2) 申請書の記載事項(貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量を除く。)又は火薬庫工事設計明細書の 記載事項(火薬庫の位置、構造及び設備を除く。)に変更があった場合は、遅滞なく、細則様式第 29号「火薬庫設置等許可申請書記載事項変更報告書」を提出すること。
- (3) 二級火薬庫について、火薬庫設置等許可申請書の備考欄に記載した使用期間を満了しても使用する場合は、遅滞なく、細則様式第 29 号「火薬庫設置等許可申請書記載事項変更報告書」に使用期間について変更があった旨を記載し提出すること。

表 1 貯蔵の区分(省令第 19 条)

該当条項	審査基準	審査基準		該当有無
省令 19-1	下欄に掲げる火薬類は、それぞれ同表右欄に掲げる ければならない。この場合において、一級火薬庫、二 薬庫又は水蓄火薬庫にあっては、異なった貯蔵火薬類 薬類を同一の火薬庫に貯蔵してはならない。	二級火薬庫、三級火		
	貯蔵火薬類の区分	貯蔵すべき火薬庫		
	火薬(信号焔管、信号火せん及び煙火の原料用火 薬を除く。)、爆薬(信号焔管、信号火せん及び煙火 の原料用爆薬を除く。)、実包、空包、コンクリート 破砕器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び 制御発破用コード	一級火薬庫		
	火薬(信号焔管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。)、爆薬(信号焔管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。)、建設用びよう打ち銃用空包、コンクリート破砕器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発破用コード	二級火薬庫		
	火薬 (信号焔管、信号火せん及び煙火の原料用火薬を除く。)、爆薬 (信号焔管、信号火せん及び煙火の原料用爆薬を除く。) 及び火工品 (信号焔管、信号火せん及び煙火を除く。)	三級火薬庫		
	無煙火薬	水蓄火薬庫		
	実包及び空包	実包火薬庫		
	火工品(信号焔管、信号火せん及び煙火を除く。)	一級火薬庫		
	工業雷管、電気雷管、建設用びょう打ち銃用空包、 コンクリート破砕器、導爆線、導火線、電気導火線、 導火管、導火管付き雷管その他火工品であって経済 産業大臣が告示で定めるもの	二級火薬庫		
	トリニトロトルエン、トリメチレントリニトロア ミン及びこれらの混合物並びにこれらを主とする 爆薬	水蓄火薬庫		
	信号焔管及び信号火せん	一級火薬庫		
	信号焔管及び信号火線	三級火薬庫		
	煙火並びに煙火の原料用火薬及び爆薬	一級火薬庫		
	信号焔管、信号火せん、煙火、コンクリート破砕器、電気導火線及び導火線並びに信号焔管、信号火せん及び煙火の原料用火薬及び爆薬	煙火火薬庫		
	がん具煙火(第一条の五第一号へ(2)に掲げる	がん具煙火貯蔵		
	ものを除く。) その他煙火であって経済産業大臣が 告示で定めるもの	庫		
	導火線、電気導火線及び導火管	導火線庫		
19-2	三級火薬庫に火薬又は爆薬と火工品(実包、空包、器、導爆線、電気導火線、導火線、導火管及び制御発 次条第二項及び第三項において同じ。)を貯蔵する場合 第一項第三号の隔壁(同条第二項の規定により設けら む。)により区分して貯蔵しなければならない。	破用コードを除く。 合には、第二十七条		
19-3	第一項の二級火薬庫とは、土木工事その他の事業に る火薬類をその事業中臨時に貯蔵するものをいう。	一時的に使用され		
19-4	可塑性爆薬は、次の各号の一に該当する可塑性爆薬 の他経済産業大臣が告示で定める場合を除き、第五条 の経済産業大臣が告示で定める物質を同号の経済産業 る量以上含むように貯蔵しなければならない。	第一項第一号の三	告示 平 9 通告第 548 号	

Ⅱ 各論 第3章 貯蔵

第1 火薬庫の設置の許可

19-4-1	新規の又は改良された爆薬についての法令に基づく研究、開発又は試験において使用する可塑性爆薬	
19-4-2	爆薬の探知についての法令に基づく訓練又は爆薬の探知のための機器 の開発若しくは試験において使用する可塑性爆薬	
19-4-3	法令に基づき法科学のために使用する可塑性爆薬	
19-4-4	刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)に基づき押収された可 塑性爆薬	

表 2 火薬庫構造等の技術上の基準(省令第23条から省令第32条)

・省令第23条 : 保安距離

・省令第24条 : 地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備

・省令第24条の2:地上覆土式一級火薬庫の位置、構造及び設備

・省令第25条 : 地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備

・省令第25条の2:地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備

・省令第26条 : 二級火薬庫の位置、構造及び設備

・省令第27条 : 三級火薬庫の位置、構造及び設備

・省令第27条の2:水蓄火薬庫の位置、構造及び設備(ピット式)

・省令第27条の3:水蓄火薬庫の位置、構造及び設備(横穴式)

・省令第27条の4:実包火薬庫の位置、構造及び設備

・省令第28条 : 煙火火薬庫の位置、構造及び設備

・省令第29条 : がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の位置、構造及び設備

·省令第30条 :避雷装置

• 省令第31条 : 土提

・省令第31条の2:簡易土提

・省令第31条の3:防爆壁

・省令第32条 : 危険の虞のない場合の特則

·省令第23条:保安距離

該当条項	審查基準	備考	適・否
省令 23-1	火薬庫は、第二項から第六項までに規定する場合を除き、 その貯蔵量に応じ火薬庫の外壁から保安物件に対し省令第 23 条第 1 項に規定する表の保安距離をとらなければならない。		適・否
23-2	第三十二条の規定により、第二十条第一項の最大貯蔵量を こえて貯蔵する場合の保安距離は、当該保安物件に対して、 当該火薬類の種類に応じ、省令第23条第2項の算式により 計算した距離以上の距離をとらなければならない。		適·否
23-3	一級火薬庫、二級火薬庫又は煙火火薬庫については、第二種保安物件、第三種保安物件又は第四種保安物件の方向に対する第三十一条の土堤を火薬庫の屋頂の高さの四分の五以上の高さとするときは、当該保安物件に対する保安距離は、第一項の規定にかかわらず、省令第23条第3項に規定する表の距離とする。		適・否
23-4	がん具煙火貯蔵庫については、保安物件の方向に対して経済産業大臣が告示で定める基準による防火壁を設けるときは、当該保安物件に対する保安距離は、第一項の規定にかかわらず、省令第23条第4項に規定する表の距離とする。	告示 49 通告第 59 号第 1 号	適·否
23-5	地下に設置する一級火薬庫については、その貯蔵量に応じ 火薬庫の外壁及び放爆用トンネルからの保安物件に対する保 安距離は、第一項の規定にかかわらず、省令第23条第5項 に規定する表の距離とする。		適·否
23-6	地上に設置する二級火薬庫で周囲に土堤を設けないものは、第一項に規定する保安距離の二倍の保安距離をとらなければならない。		適・否
23-7	保安物件がもっぱら当該火薬庫の所属する事業所の事業の 用に供する施設であるときは、第一項から前項までの規定に かかわらず、当該保安物件に対し経済産業大臣が告示で定め る保安距離をとらなければならない。	告示 49 通告第 59 号第 2 号	適・否

・省令第24条:地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 24-1-1	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
24-1-2	構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロツク造または石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かっ、排水に留意すること。		適・否
24-1-3	火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ 十五センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロツク造 または石造の部分にあっては二十センチメートル以上とする こと。		適・否
24-1-4	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗 難を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
24-1-5	窓を設ける場合には、地盤面から一・七メートル以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、十センチメートル以下の間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備えること。		適・否
24-1-6	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。		適・否
24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りと し、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
24-1-8	換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つまに各一個以上を設けること。		適・否
24-1-9	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使 用しないこと。		適・否
24-1-10	火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを 使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または 開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
24-1-11	小屋組は木造とし、屋根の外面は、金属板、スレート板、 瓦等の不燃性物質を使用し、盗難および火災を防ぎ得る構造 とすること。		適・否
24-1-12	火薬庫には、避雷装置を設けること。		適・否
24-1-13	火薬庫の周囲は、土堤で囲むこと。		適・否
24-1-14	火薬庫には、その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等 の防火設備および警戒設備を設けること。		適・否
24-1-15	火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置 を講ずること。	例示基準参照	適・否
24-1-16	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合 には、この限りでない。	例示基準参照	適·否

・省令第24条の2:地上覆土式一級火薬庫の位置、構造及び設備

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 24 の 2	地上に設置する覆土式一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号および第十六号ならびに次条第七号および 第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用 24-1-1	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
準用 24-1-4	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難 を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
準用 24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
準用 24-1-9	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使 用しないこと。		適・否
準用 24-1-12	火薬庫には、避雷装置を設けること。		適・否
準用 24-1-14	火薬庫には、その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。		適・否
準用 24-1-16	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。	例示基準参照	適・否
準用 25-1-7	火薬庫の入口または火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五 メートル以内に土堤を設ける等爆発の際直接の衝動波が突出 する虞がないように措置を講ずること。		適•否
準用 25-1-8	火薬庫内を照明する設備を設ける場合には、防爆式の電灯と し、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを 使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または 開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
24 Ø 2-1-1	火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コンクリート造とし、内部構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から二十センチメートル以上離れるようにし、かつ、湿気を防ぐ構造とすること。		適・否
24 Ø 2-1-2	火薬庫の基礎は、堅ろう高位とし、外部構造と内部構造と の空間には、湿気の滞りゅうを避け、排水を完全にすること。		適・否
24 Ø 2-1-3	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、床下または天井等には、火薬庫の構造に応じ適当な個数の通気孔または換気孔を設け、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔または換気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。		適・否
24 Ø 2-1-4	火薬庫の覆土 (その入口に面する部分を除く。) は、四十五 度より急でないこう配とし、外部構造の覆土の厚さは、三メ ートル以上とすること。		適・否
24 Ø 2-1-5	火薬庫の覆土は、石塊を含まないものとし、その表面は、 できるだけ芝草類で被覆をすること。		適•否

・省令第25条:地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備

該当条項	審查基準	備考	適・否
省令 25	地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備 について、第二十四条第七号および第十六号の規定のほか、		
	次の各号の規定を守らなければならない。		
準用 24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りと し、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
準用 24-1-16	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。	例示基準参照	適・否
25-1-1	火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際附近の 坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定する こと。		適・否
25-1-2	火薬庫の構造は、鉄筋コンクリート造等堅固で湿気を防ぐ 構造とすること。ただし、岩質により安全と認められる場合 でセメント塗込としたときは、木造で壁板を二重とすること ができる。		適·否
25-1-3	建物の外壁と岩壁との間の空間には、湿気の滞りゅうを避け、排水を完全にすること。		適・否
25-1-4	火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、鉄 扉を設け、盗難を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
25-1-6	火薬庫の地盤の厚さは、省令第 25 条第 1 項第 6 号の表の 基準によること。		適・否
25-1-7	火薬庫の入口または火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五 メートル以内に土堤を設ける等爆発の際直接の衝動波が突出 する虞がないように措置を講ずること。		適・否
25-1-8	火薬庫内を照明する設備を設ける場合には、防爆式の電灯 とし、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブル を使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器また は開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否

・省令第25条の2:地下式一級火薬庫の位置、構造及び設備

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 25 の 2	地下に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備に ついて、第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第 四号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなけれ ばならない。		
準用 24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りとし、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
準用 24-1-16	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。	例示基準参照	適・否
準用 25-1-4	火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、鉄 扉を設け、盗難を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
準用 25-1-8	火薬庫内を照明する設備を設ける場合には、防爆式の電灯 とし、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブル を使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器また は開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
25 Ø 2-1-1	火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際付近の 地下の施設、その施設内における従業者等に危害を及ぼさな い場所を選定すること。		適・否
25 Ø 2-1-2	火薬庫の構造は、二重の堅固な構造とし、外部構造の壁は、 鉄筋コンクリート造で、かつ、頂部を放爆式構造とし、内部 構造の壁は、その外面が外部構造の壁の内面から二十センチ メートル以上離れるようにし、かつ、湿気を防ぐ構造とする こと。		適・否
25 Ø 2-1-3	火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間には、湿気の滞留を避け、排水を完全にすること。		適・否
25 Ø 2-1-4	火薬庫には、搬出入用トンネルを設け、かつ、これとは別 に放爆用トンネルを設けること。		適・否
25 Ø 2-1-5	火薬庫に通ずる搬出入用トンネルは、放爆用トンネルを介 して火薬庫に通ずる位置に設置し、かつ、爆発の際衝動波が 流入しないための措置を講ずること。		適•否
25 Ø 2-1-6	火薬庫に通ずる搬出入用トンネルに昇降機その他火薬類の 運搬に用いる設備を設けるときは、火薬類に摩擦及び衝撃を 与えないような構造のものとすること。		適・否
25 Ø 2-1-7	第四号の放爆用トンネルは、次のイから二までに定めるところによること。 イ 一の火薬庫について一箇所とし、鉛直に設置すること。 ロ 放爆用トンネルの地上の開口部は、雨水の浸入及び火災を防止するために、爆発の際軽量の飛散物となるスレート板その他これに類する不燃性物質で覆うこと。 ハ 放爆用トンネルの地上の開口部上面には、盗難防止のため金網を張ること。 ニ 放爆用トンネルの断面の形状は円形又は正方形とし、火薬庫の貯蔵量に応じて、省令第25条の2第1項第7号二の表の断面積とすること。		適・否
25 Ø 2-1-8	火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さは、省令第 25 条第 6		適・否
25 Ø 2-1-9	号の規定を準用する。 火薬庫の土かぶりは、省令第25条の2第1項第9号の表 の基準によること		適・否
25 Ø 2-1-10	の基準によること。		適・否
25 Ø 2-1-11	火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備を設けること。		適・否

・省令第26条:二級火薬庫の位置、構造及び設備

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 26	地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用 24-1-1	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
準用 24-1-5	窓を設ける場合には、地盤面から一・七メートル以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、十センチメートル以下の間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備えること。		適・否
準用 24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りと し、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
準用 24-1-9	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使 用しないこと。		適・否
準用 24-1-10	火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを 使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または 開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
準用 24-1-14	火薬庫には、その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。		適・否
準用 24-1-15	火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置 を講ずること。	例示基準参照	適・否
準用 24-1-16	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。	例示基準参照	適·否
26-1-1	火薬庫の構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造、コンクリートプロツク造又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。		適・否
26-1-1 Ø 2	小屋組みは木造又は爆発の際軽量の飛散物となるような建築材料を使用した造りとし、屋根の外面は、金属板、スレート板又はかわら等の不燃性物質を使用し、盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。		適・否
26-1-2	火薬庫には、できるだけ避雷装置を設けること。		適・否
26-1-3	火薬庫の周囲は、できるだけ土堤で囲むこと。		適・否
26-1-4	他の二級火薬庫との間に土堤を設けない場合には、その相 互の距離は、省令第 26 条第 1 項第 4 号の表の基準によるこ と。		適・否
26-2	地中に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号並びに前条第六号及び第八号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用 24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りと し、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
準用 24-1-16	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。	例示基準参照	適・否

第1 火薬庫の設置の許可

準用 25 の 2-1- 6	火薬庫に通ずる搬出入用トンネルに昇降機その他火薬類の 運搬に用いる設備を設けるときは、火薬類に摩擦及び衝撃を 与えないような構造のものとすること。	適・否
準用 25 の 2-1-8	火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さは、省令第 25 条第 6 号の規定を準用する。	適・否
26-2-1	構造は、盗難を防ぎ得るものとすること。	適•否
26-2-2	丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けた場合 には、内側をコンクリートとし、又は木造の一重張りとする こと。	適・否

・省令第27条:三級火薬庫の位置、構造及び設備

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 27-1-1	地上に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備に		
	ついて、第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第		
	十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならな		
	<i>١</i> ٠,		
準用 24-1-4	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗	例示基準参照	適・否
¥#⊞ 0.4 1 Т	難を防止するための措置を講ずること。		\d
準用 24-1-5	窓を設ける場合には、地盤面から一・七メートル以上の高 さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、		適・否
	かつ、十センチメートル以下の間隔で直径一センチメートル		
	以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引		
	戸を、外方には外から容易に開くことのできないような防火		
	扉を備えること。		
準用 24-1-6	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面よ		適・否
	り三十センチメートル以上の高さとし、かつ、床下には火薬		- I
	庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、		
	かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には、約五センチ		
	メートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむ		
準田 0.4 1 7	できる。 		<u></u>
準用 24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りと し、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
準用 24-1-8	換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一		· 本 · 本
华/11 24 1 0	個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つま		適・否
	に各一個以上を設けること。		
準用 24-1-9	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使		適・否
. ,	用しないこと。		
準用 24-1-10	火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用		適・否
	い、配線は、金属線ぴ工事、金属管工事、がい装ケーブルを		
	使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または		
	開閉器は、火薬庫外に設けること。		
準用 24-1-15	火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置	例示基準参照	適・否
海田 0.4 1 10	を講すること。	F1 ++ 346 -45 DT	
準用 24-1-16	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合	例示基準参照	適・否
	には、この限りでない。		
27-1-1	火薬庫の壁(前面の壁を除く。)は、厚さ二十センチメート		* 不
21 1 1	ル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ三十センチメートル以		適・否
	上の補強コンクリートブロツク造とし、前面の壁は、厚さ十		
	センチメートル以下の無筋コンクリート造とすること。		
27-1-2	小屋組みは木造とし、屋根は鉄網セメントモルタル仕上げ		適・否
	等耐火性であって爆発の際軽量の飛散物となるような建築材		~ I
	料を使用し、かつ、盗難を防ぎ得る構造とすること。		
27-1-3	火薬又は爆薬と火工品(実包、空包、コンクリート破砕器、		適・否
	導爆線、電気導火線及び導火線を除く。)とを同時に貯蔵する		
	場合には、床の下を基礎と一体をなす厚さ十センチメートル		
	以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ三十センチメート ル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ四十センチメートル以		
	上の補強コンクリートブロック造の隔壁を床の下のコンクリ		
	一ト及び基礎と一体となるように設けること。		
27-1-4	入口は、附近の保安物件に対し、危険の虞のない側に設け、		適・否
	かつ、火薬庫の外側に注水し得る設備を設けること。		
27-1-5	火薬庫の周囲は、土堤又は簡易土堤で囲むこと。		適・否
27-2	地中に設置する三級火薬庫は、その位置、構造及び設備に		
	ついて、第二十四条第七号及び第十六号、第二十五条第一号		
	から第四号まで及び第七号並びに前項第三号の規定のほか、		

第1 火薬庫の設置の許可

		I	
	次の各号の規定を守らなければならない。		
準用 24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りと		適・否
	し、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		2 1
準用 24-1-16	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置するこ	例示基準参照	適・否
	と。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合		
	には、この限りでない。		
準用 25-1-1	火薬庫の位置は、堅ろうな地盤で、かつ、爆発の際附近の		適・否
	坑内施設、坑内従業者等に危害を及ぼさない場所を選定する		
	こと。		
準用 25-1-2	火薬庫の構造は、鉄筋コンクリート造等堅固で湿気を防ぐ		適・否
	構造とすること。ただし、岩質により安全と認められる場合		
	でセメント塗込としたときは、木造で壁板を二重とすること		
	ができる。		
準用 25-1-3	建物の外壁と岩壁との間の空間には、湿気の滞りゅうを避		適・否
	け、排水を完全にすること。		
準用 25-1-4	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗	例示基準参照	適・否
	難を防止するための措置を講ずること。		7 <u>0</u> 1
準用 25-1-7	火薬庫の入口または火薬庫に通ずるトンネルの入口前方五		適・否
	メートル以内に土堤を設ける等爆発の際直接の衝動波が突出		
	する虞がないように措置を講ずること。		
準用 27-1-3	火薬又は爆薬と火工品(実包、空包、コンクリート破砕器、		適・否
	導爆線、電気導火線及び導火線を除く。) とを同時に貯蔵する		
	場合には、床の下を基礎と一体をなす厚さ十センチメートル		
	以上のコンクリート打ちとし、かつ、厚さ三十センチメート		
	ル以上の鉄筋コンクリート造又は厚さ四十センチメートル以		
	上の補強コンクリートブロツク造の隔壁を床の下のコンクリ		
	ート及び基礎と一体となるように設けること。		
27-2-1	地盤の厚さは、六十センチメートル以上とすること。		適・否
27-2-2	住宅その他の建築物の地下に設けないこと。		適・否

・省令第27条の2:水蓄火薬庫の位置、構造及び設備(ピット式)

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 27 の 2	ピツト式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。		
27 Ø 2-1-1	火薬庫の壁および底面は、厚さ十五センチメートル以上の 鉄筋コンクリート造とし、堅固で、かつ、水がもれるおそれ のないこと。		適・否
27 Ø 2-1-2	火薬庫の屋根は、鉄網セメントモルタル仕上げ等耐火性で あって盗難を防ぎ得る構造とすること。		適・否
27 Ø 2-1-3	火薬庫には、水位計および自動給水装置を設置すること。		適・否
27 Ø 2-1-4	火薬庫には、あふれ出る水の流出口を設け、流出口に沈で んそうを設置する等火薬類を流失させない措置を講ずるこ と。		適・否
27 Ø 3	横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、前条第三号および第四号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用 27 の 2-1-3	火薬庫には、水位計および自動給水装置を設置すること。		適・否
準用 27 の 2-1-4	火薬庫には、あふれ出る水の流出口を設け、流出口に沈で んそうを設置する等火薬類を流失させない措置を講ずるこ と。		適・否
27 Ø 3-1	火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水がもれるおそれのないこ と。		適・否
27 Ø 3-2	火薬庫の前面のよう壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に 耐える堅固な構造とすること。		適・否
27 Ø 3-3	よう壁に出入り口を設けるときは、水がもれるおそれのない 措置を講ずること。		適・否
27 Ø 3-4	出入り口には、盗難防止の措置を講ずること。		適・否

・省令第27条の3:水蓄火薬庫の位置、構造及び設備(横穴式)

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 27 の 3	横穴式の水蓄火薬庫は、その位置、構造および設備について、 前条第三号および第四号の規定のほか、次の各号の規定を守ら なければならない。		
準用 27 の 2-1-3	火薬庫には、水位計および自動給水装置を設置すること。		適・否
準用 27 の 2-1-4	火薬庫には、あふれ出る水の流出口を設け、流出口に沈でん そうを設置する等火薬類を流失させない措置を講ずること。		適・否
27 Ø 3-1	火薬庫の内面は、堅固で、かつ、水がもれるおそれのないこ と。		適・否
27 Ø 3-2	火薬庫の前面のよう壁は、鉄筋コンクリート造とし、水圧に 耐える堅固な構造とすること。		適・否
27 Ø 3-3	よう壁に出入り口を設けるときは、水がもれるおそれのない 措置を講ずること。		適・否
27 Ø 3-4	出入り口には、盗難防止の措置を講ずること。		適・否

省令第27条の4:実包火薬庫の位置、構造及び設備

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 27 の 4-1	実包火薬庫は、その位置、構造および設備について、第二 十四条第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、 第十四号および第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守 らなければならない。		
準用 24-1-1	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
準用 24-1-2	構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリートブロツク造または石造とし、基礎は堅ろう高位とし、かっ、排水に留意すること。		適・否
準用 24-1-4	火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗 難を防止するための措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
準用 24-1-5	窓を設ける場合には、地盤面から一・七メートル以上の高さとし、その数は火薬庫の大きさに応じ採光を考慮して定め、かつ、十センチメートル以下の間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこみ、内方には不透明ガラスを使用した引戸を、外方には外から容易に開くことのできないような防火扉を備えること。		適・否
準用 24-1-6	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面より三十センチメートル以上の高さとし、かつ、床下には火薬庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には、約五センチメートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむこと。		適・否
準用 24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りと し、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
準用 24-1-8	換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つま に各一個以上を設けること。		適・否
準用 24-1-9	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使 用しないこと。		適・否
準用 24-1-10	火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを 使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または 開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
準用 24-1-12	火薬庫には、避雷装置を設けること。		適・否
準用 24-1-14	火薬庫には、その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。		適・否
準用 24-1-16	火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。	例示基準参照	適・否
27 Ø 4-1-1	火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ二 +センチメートル以上、煉瓦造、コンクリートブロツク造ま たは石造の部分にあっては三十センチメートル以上とするこ と。		適·否
27 Ø 4-1-2	火薬庫の屋根は、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋コン クリート造とすること。		適・否
27 Ø 4-1-3	火薬庫の外部には、できるだけ夜間点灯すること。		適・否
27 Ø 4-2	最大貯蔵量十万個以下の実包火薬庫であって、次の各号のいずれにも適合するものについては、その位置、構造及び設備について、第二十三条及び前項の規定にかかわらず、第二十四条第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで及び第十六号並びに前項第三号の規定を守らなければならない。		

第1 火薬庫の設置の許可

準用 24-1-1 火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。	,777,
	適・否
準用 24-1-2 構造は、平家建の鉄筋コンクリート造、煉瓦造、コンクリ	適・否
ートブロツク造または石造とし、基礎は堅ろう高位とし、か	
つ、排水に留意すること。	
準用 24-1-4 火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗 例示基準参照	適・否
難を防止するための措置を講ずること。	
準用 24-1-6 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の床は、地盤面よ	適・否
り三十センチメートル以上の高さとし、かつ、床下には火薬	
庫の大きさに応じ三個以上の通気孔を設け、金網張りとし、	
かつ、幅二十センチメートル以上の通気孔には、約五センチ	
メートル間隔で直径一センチメートル以上の鉄棒をはめこむ	
こと。	
準用 24-1-7 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りと	適・否
し、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。	
準用 24-1-8 換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一	適・否
個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つま	
に各一個以上を設けること。	
準用 24-1-9 火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使	適・否
用しないこと。	
準用 24-1-10 火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用	適・否
い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを 使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または	
使用するケーブル工事等によるものとし、目動感酵器または	
	\
準用 24-1-16 火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置するこ 例示基準参照 と。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合	適・否
と。たたし、見版別寺を放直し、見版人を吊時配直りる場合 には、この限りでない。	
進用 火薬庫の外部には、できるだけ夜間点灯すること。	** *
173	適・否
27 Ø 4-1-3	
27 の 4-2-1 火薬庫の壁及び屋根が、厚さ二十センチメートル以上の鉄筋	適・否
コンクリート造であること。	
27 O 4-2-2 窓が設けられていないこと。	適・否
27 の 4-2-3 火薬庫付近には、警戒札その他の警戒設備が設けられている	適・否
ے کی ۔	他 * 白,
27 の 4-2-4 当該火薬庫の設置地点において発生するものと想定される	適・否
地震動のうち、最大規模の強さを有するものによる地震力に	
対して、その安全性が損なわれるおそれがないこと。	

・省令第28条:煙火火薬庫の位置、構造及び設備

該当条項	審查基準	備考	適・否
省令 28	煙火火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十 四条第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号の規定の		
	ほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用 24-1-1	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
準用 24-1-7	搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面は板張りと し、火薬庫の床面には鉄類を表わさないこと。		適・否
準用 24-1-8	換気孔は、金網張りとし、火薬庫の大きさに応じ天井に一個以上を設け、かつ、天井裏から外部に通ずるように両つま に各一個以上を設けること。		適•否
準用 24-1-9	火薬庫に暖房の設備を設けるときは、温水以外のものを使用しないこと。		適・否
準用 24-1-10	火薬庫内に照明設備を設ける場合には、防爆式の電灯を用い、配線は、金属線び工事、金属管工事、がい装ケーブルを 使用するケーブル工事等によるものとし、自動遮断器または 開閉器は、火薬庫外に設けること。		適・否
準用 24-1-11	小屋組は木造とし、屋根の外面は、金属板、スレート板、 瓦等の不燃性物質を使用し、盗難および火災を防ぎ得る構造 とすること。		適・否
準用 24-1-12	火薬庫には、避雷装置を設けること。		適・否
準用 24-1-14	火薬庫には、その境界に沿い幅二メートル以上の防火のための空地を設け、附近には貯水槽を備え、警戒札を建てる等の防火設備および警戒設備を設けること。		適・否
28-1-1	構造は、平家建とし、鉄筋コンクリート造又は補強コンクリートプロツク造とし、基礎は堅ろう高位とし、かつ、排水に 留意すること。		適·否
28-1-1 Ø 2	入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ三ミリメート ル以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそ れぞれ錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。		適•否
28-1-2	火薬庫の壁は、鉄筋コンクリート造の部分にあっては厚さ十 センチメートル以上、補強コンクリートブロツク造の部分に あっては二十センチメートル以上とすること。		適·否
28-1-3	火薬庫の床下には、火薬庫の大きさに応じ二個以上の通気 孔を設け、金網張りとし、かつ、幅二十センチメートル以上 の通気孔には約五センチメートル間隔で直径一センチメート ル以上の鉄棒をはめこむこと。		適・否
28-1-4	火薬庫の周囲は、最大貯蔵量がニトンをこえる場合にあっては土堤又は簡易土堤で、最大貯蔵量がニトン以下の場合に あっては土堤、簡易土堤又は防爆壁で囲むこと。		適・否

第1 火薬庫の設置の許可

・省令第29条:がん具煙火貯蔵庫及び導火線庫の位置、構造及び設備

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 29	がん具煙火貯蔵庫または導火線庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第一号の規定のほか、左の各号の規定を守らなければならない。		
準用 24-1-1	火薬庫の位置は、湿地を避けて選定すること。		適・否
29-1-1	構造は、できるだけ平家建とし、鉄網モルタル塗、漆喰塗 等の防火の措置を講ずること。		適・否
29-1-2	入口の扉には、錠を施す等盗難を防ぎ得るような措置を講 ずること。		適・否

第1 火薬庫の設置の許可

・省令第30条:避雷装置

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 30	避雷装置は、位置、型式、構造、材質等について経済産業 大臣が告示で定めるものを使用しなければならない。	告示 平 27 経告第 145 号	適・否

省令第31条: 土提

該当条項	審査基準	備考	適•否
省令 31-1-1	土堤は、その内面の堤脚から火薬庫の外壁まで一メートル 以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。		適・否
31-1-2	土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火 薬庫の本屋から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂 上の線と交さするような構造とすること。		適・否
31-1-3	土堤にトンネルを掘って出入口とする場合には、平面図に おいて火薬庫の外壁からトンネルの方に引いたすべての直 線が必ずトンネルの壁の線と交さするような構造とするこ と。		適・否
31-1-4	土堤は、四十五度(最大貯蔵量爆薬六百キログラム以下の 火薬庫であって、土堤の内面を鉄筋コンクリートで補強する 場合には、当該部分については、七十五度)より急でないこ う配とし、高さは煙火火薬庫にあっては軒までの高さ (一・ 五メートル未満の場合は、一・五メートル)、その他の火薬 庫にあっては屋頂の高さ (一・五メートル未満の場合は、一・ 五メートル) 以上とし、頂部の厚さは一メートル以上とする こと。		適・否
31-1-5	土堤の堤脚をやむを得ず土留とするときは、土堤の高さの 三分の一以下とし、最大貯蔵量爆薬ートン以上の場合には、 内面の土留は、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用する こと。ただし、煙火火薬庫に土堤を設ける場合における材料 については、この限りでない。		適・否
31-1-6	火薬庫が二以上隣接し、中間の土堤を兼用するときは、そ の土堤に通路を設けないこと。		適・否
31-1-7	土堤の堤面は、できるだけ芝草類又はセメントモルタルで 被覆をすること。		適・否

第1 火薬庫の設置の許可

・省令第31条の2:簡易土提

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 31 の 2	火薬庫の周囲に簡易土堤を設ける場合には、前条第一号か ら第三号までおよび第六号の規定のほか、次の各号の規定を		
	守らなければならない。		
準用 31-1-1	土堤は、その内面の堤脚から火薬庫の外壁まで一メートル 以上の距離においてできるだけ接近して構築すること。		適・否
準用 31-1-2	土堤に切通の出入口を設けた場合には、平面図において火 薬庫の本屋から外方に引いたすべての直線が必ず土堤の頂 上の線と交さするような構造とすること。		適・否
準用 31-1-3	土堤にトンネルを掘って出入口とする場合には、平面図に おいて火薬庫の外壁からトンネルの方に引いたすべての直 線が必ずトンネルの壁の線と交さするような構造とするこ		適・否
準用 31-1-6	と。		適・否
31 Ø 2-1-1	簡易土堤は、七十五度より急でないこう配とし、高さは、 三級火薬庫にあっては屋頂の高さ (一・五メートル未満の場合は、一・五メートル)、煙火火薬庫にあっては軒までの高さ (一・五メートル未満の場合は、一・五メートル) 以上とし、頂部の厚さは六十センチメートル以上とすること。		適・否
31 Ø 2-1-2	充分な強度を有する側壁板および支柱を用いて堅固に土 留めし、爆発の際軽量の飛散物となるものを使用すること。		適・否
31 Ø 2-1-3	頂部は、板等でおおい、できるだけ雨水の浸入のないよう な構造とすること。		適・否

・省令第31条の3:防爆壁

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 31 の 3	防爆壁は、位置、構造、材質等について経済産業大臣が告	告示	適・否
	示で定める基準に従って設置しなければならない。	35 通告第 76 号	~= 1

・省令第32条:危険の虞のない場合の特則

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 32	第20条、第21条及び第23条から前条までに規定する基準については、経済産業大臣が天然又は人造の掩体の状態、土地又は設備の状況、貯蔵火薬類の種類又は数量その他の関係により危険の虞がないと認めた場合に限り、当該規定にかかわらず、その程度に応じて認めたものをもって基準とする。		適・否

第2 火薬庫の移転又は構造・設備の変更許可(法第12条)

- 1 申請書の提出について
 - (1) 提出書類

省令様式第7「火薬庫設置等許可申請書」

移転又は構造・設備の変更の理由が記載されていること。

(2) 申請時期

火薬庫を移転又は構造・設備を変更しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

なお、◆印の書類等は、変更の内容に該当しない場合は添付を要しない。

ア 火薬庫工事設計明細書

火薬庫の位置、付近の状況、保安物件との距離並びに火薬庫の構造及び設備を記載すること。

- イ 変更の概要を記載した書面等
- ◆ウ 火薬庫の構造、位置及び設備について技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
 - エ 火薬庫設置場所付近の略図

付近の民家、道路その他保安物件について保安距離を記載すること。

- 2 申請手数料について
- (1) 火薬庫の移転許可 73,000円
- (2) 火薬庫の構造・設備の変更許可 8,300円

☑ I 総則/6 申請に必要な手数料(5ページ)

3 許可の基準について

「第1 火薬庫の設置の許可 3 許可の基準について」を準用する。

4 許可証について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第4号「火薬庫移転・変更許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

(1) 省令第 14 条に規定する軽微な変更の工事に該当する場合は、工事の完了後、遅滞なく省令様式 第 5「火薬庫軽微変更届」を届出すること。

第3 火薬庫の軽微な変更(47ページ)

(2) 許可を受けた施設や設備が、経年劣化等により破損や故障した場合に行う維持補修については、 当該許可の内容と同じ状態を維持することにより、技術上の基準維持義務を履行するためのもので あり、施設の設計変更又は仕様の変更あるいは機械や器具等設備の性能や規格の変更を伴わない同 一性を保持するために為されるものであるから、維持補修は「変更の工事」及び「軽微な変更の工 事」のいずれにも該当しないものとして取り扱う。

第3 火薬庫の軽微な変更(法第12条第1項ただし書)

1 届書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第5「火薬庫軽微変更届」

変更の内容の欄には、省令第14条第1項各号のいずれに該当するのか、具体的な工事概要をもって記載されていること。

☞ 表1 火薬庫に係る軽微な変更の工事

(2) 届出時期

軽微な変更の工事をした後、遅滞なく届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

変更の概要を記載した書面等

2 その他

許可を受けた施設や設備が、経年劣化等により破損や故障した場合に行う維持補修については、当該許可の内容と同じ状態を維持することにより、技術上の基準維持義務を履行するためのものであり、施設の設計変更又は仕様の変更あるいは機械や器具等設備の性能や規格の変更を伴わない同一性を保持するために為されるものであるから、維持補修は「変更の工事」及び「軽微な変更の工事」のいずれにも該当しないものとして取り扱う。

表1 火薬庫に係る軽微な変更の工事(省令第14条第1項)

該当条項	基準	備考
省令 14-1-1	火薬庫内の暖房設備又は照明設備の取替えの工事	
14-1-2	火薬庫の屋根の外面、通気孔若しくは換気孔の金網及び鉄 棒、土堤の堤面又は簡易土堤の頂部の取替えの工事	
14-1-3	火薬庫外の設備のうち、警戒設備、照明設備又は警鳴装置 の変更の工事	

第4 火薬庫の承継(法第12条の2)

- 1 届書の提出について
 - (1) 提出書類 省令様式第8「火薬庫承継届」
 - (2) 届出時期 火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継後、遅滞なく届出すること。
 - (3) 次の書類等を添付すること。
 ア 法人登記簿謄本の写し(申請者が法人である場合に限る。)
 - イ 戸籍謄本の写し又は住民票の写し(申請者が個人である場合に限る。)
 - (4) 承継に伴い、次の届出書に変更が生じる場合はあわせて提出すること。 細則様式第 21「火薬類製造(取扱)保安責任者等選任(解任)届」 保安責任者、副保安責任者及び保安責任者の代理者を選任し届出すること。

第8章 製造保安責任者等/第1 製造保安責任者等の選任及び解任(140ページ)

第5 火薬庫の廃止(法第16条第2項)

- 1 届書の提出について
 - (1) 提出書類 細則様式第 15 号「火薬庫用途廃止届」
 - (2) 届出時期 火薬庫の用途の廃止後、遅滞なく届出すること。
 - (3) 次の書類等を添付すること。 ア 廃止する火薬庫に関する許可証
 - イ 火薬庫の用途を廃止したことが確認できる写真等

2 その他

- (1) 「用途の廃止」とは、火薬庫を火薬庫本来の用途として使用せず、火薬類を貯蔵しなくなった場合を指し、火薬庫を撤去する場合と、現存のままこれを他の物の倉庫に転用する場合とを問わないものである。
- (2) 火薬庫の用途の廃止に伴い、火薬類の残量がある場合は、遅滞なくその火薬類を譲渡又は廃棄をすること。
- (3) 電子申請サービスにより届出する場合は、廃止する火薬庫に関する許可証を郵送等にて返納すること。

第6 火薬庫外貯蔵場所の指示等(法第11条第1項ただし書・省令第15条)

- 1 申請書の提出について
 - (1) 提出書類

細則様式第 10 号「火薬庫外貯蔵場所指示申請書」

(2) 届出時期

火薬庫外において火薬類を貯蔵しようとするときは、あらかじめ申請すること。

- (3) 次の書類等を添付すること。
 - ア 火薬庫の構造、位置及び設備について技術上の基準の確認に必要な書面又は図面
 - 1. 火薬庫外保管場所(保管庫)の図面、仕様書等
 - 2. 火薬庫外保管場所(保管庫)の配置図 消火設備の位置、火気等の付近でないこと、火薬類に悪影響がない場所(屋内、湿気等)で あることが確認できること。
 - イ 火薬庫設置場所付近の略図

付近の民家、道路その他保安物件について保安距離を記載すること。

- ウ 貯蔵する火薬類のカタログ等
- エ 使用権限が確認できる書面(土地貸借、建物貸借等の場合に限る。)
- 2 法令基準等について
 - (1) 火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類の数量が、省令第15条で定める数量の範囲内であること。

表 1 省令第 15 条第 1 項の表 (52 ページ)

(2) 火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準が、省令第16条で定める基準に適合するものであること。

☞ 表2 火薬庫外において貯蔵する技術上の基準 (53ページ~56ページ)

(3) 火薬庫外において貯蔵する場所が通達による安全な場所の指定基準に適合するものであること。

昭和 42 年 12 月 20 日 42 化局第 648 号通達(抜粋)(57 ページ)

3 指示証について

審査の結果、2 法令基準等についてに適合する場合は、細則様式第 11 号「火薬類火薬庫外貯蔵場所指示証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

▼ I 総則/3 さいたま市電子申請・届出サービスにおける申請等についての一般的留意事項 (3ページ)

4 その他

- (1) 申請書の記載事項(貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量、火薬庫外貯蔵所の位置、構造及び設備を除く。)に変更があった場合は、細則様式第12号「火薬庫外貯蔵場所指示申請書記載事項変更報告書」を提出すること。その場合、変更内容に応じて必要な書類を添付すること。
- (2) 貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量、火薬庫外貯蔵場所の位置、構造及び設備に変更がある場合は、新たに申請をすること。
- (3) 火薬庫外貯蔵場所の用途を廃止したときは、細則様式第13号「火薬庫外貯蔵場所廃止届」を届出すること。その場合、廃止する火薬庫外貯蔵場所の指示証を保安係に返納すること。(電子申請サービスにより届出する場合は、指示証を郵送等にて返納すること。)

表1 省令第15条第1項の表

(8)	(7)	(6	3)		5)	(4)	(3)	(2)		(1)		貯藤
する者 都道府県知事が指示する安全な場所以外の安全	する都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵であって、その事務又は事業に要する火薬類を法令に基づきその事務又は事業のために火薬類	府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者	ん 具 亜 火	示する安全な場所に貯蔵する者 する指定都市の長。(7)において同じ。) の指する指定都市の長。(7)において同じ。) の指する安全な場所に貯蔵する者	都道付県如事 (当該肖費地が指定都市の区域の事業に要する火薬類を消費地を管轄するの事業に要する火薬類を消費地を管轄する土木事業その他の事業を営む者であって、そ	場所に貯蔵する者実包火薬庫の所有者又は占有者であって、貯蔵実包火薬庫の所有者又は占有者であって、貯蔵	新蔵のために都道府県知事の指示する安全な場所 と、空包又は火薬を装でんしていない銃用需管付け で、包ではられていない銃用需管付け で、空包又は火薬を装でんしていない銃用需管付け で、空包又は火薬を装でんしていない銃用需管付け で、空包又は火薬・銃できる一級火薬庫又は三級火薬・ 等計成することができる一級火薬庫又は三級火薬・ 等十九条に定める貯蔵火薬類の区分により実包若・	都道府県知事の指示する安全な場所に貯蔵する者のて、貯蔵を委託された火薬、実包又は空包の貯まを貯蔵することができる一級火薬庫の所有者又は5年九条に定める貯蔵火薬類の区分により実包若りません。	To Zo Tife	(6及び8)において同じ。)の指示する安全な場所に貯蔵都市の区域内にあっては、指定都市の長。20、3、4、販売業者であって、販売のために都道府県知事(指定		貯蔵する者等の区分
安全な場所に貯	(蔵する者 楽を消費地を管轄 楽類を消費する者	i j	こ 都 首	業の場合の	事業の場合	の指示する安全な灯蔵を委託された	に楽用庫し 貯き電所を 職まで が有空	者 貯蔵のために は占有者であ に空包				貯蔵する火薬類の種類
蔵	轄者	(p)	(1)		合る内	なた	るの実者包		(//)	(1)	(1)	
5		/		10	25		5	5		5	20	火薬 (キログラム)
				5	15				5			無添加可塑性爆薬 (第十九条第四 項各号の一に該当する可塑性爆薬 であって国の行政機関又は都道府 県警察の職員が貯蔵するものを除 く。) 以外の爆薬 (キログラム)
				100	300				100			工業雷管及び電気雷管(個)
		\angle		100	500							導爆線 (メートル)
100				200	1,000					1,000	1,000	導火線 (メートル)
500	2000	\angle		1,000	2,000				//	2,000	2,000	電気導火線(個)
2,000	3,000						3,000			3,000	30,000	銃用雷管(個)
800	5,000					10,000	10,000	10,000		10,000	4,000	実包及び空包(建設用びょう打ち 銃用空包を除く。)(個)
200										2,000	2,000	薬液注入用薬包 (個)
2,000				2,500	4,000					20,000	8,000	建設用びょう打ち銃用空包(個)
1,000				2,000	4,000					4,000	4,000	コンクリート破砕器(個)
10				25	50					50	50	ロープ発射用ロケット(個)
				100								鉱さい破砕器及び爆発せん孔器 (個)
				4,000								爆発びょう (個)
				100								油井用火工品 (個)
25	500											信号雷管 (個)
※ 0	100									25	25	鉄道車両用、車両用、船舶用及び 航空機用火工品(キログラム)
5										50	50	信号焔管及び信号火せん (キログラム)
5				25						25	25	煙火 (がん具煙火を除く。) (キログラム)
25		250	500									がん具煙火(第1条の5第1号へ (2)に掲げるものを除く。) (キログ ラム)
5		15	25									第1条の5第1号へ(2)に掲げるが ん具煙火 (キログラム)
無制限							無制限			無制限	無制限	火薬を装てんしていない銃用雷管 付薬きょう(個)
5	25			25	50					50	50	その他の火工品(キログラム)

表 2 火薬庫外において貯蔵する技術上の基準(省令第 16 条)

該当条項		译 查基準	備考	適・否
省令 16-1	の貯蔵の技術上の基準は、	による火薬庫外においてする火薬類 第二十一条第一項第一号、第二号、 から第十三号までの規定を準用する のとする。		
準用 21-1-1	火薬庫外貯蔵場所の境界 入らないこと。	内には、必要がある者のほかは立ち		適・否
準用 21-1-2	火薬庫外貯蔵場所の境界 しやすい物をたい積しない	内には、爆発し、発火し、又は燃焼こと。		適・否
準用 21-1-4	用した器具 (チェーンブロ ア等の搬出入作業に用いら 衝動を与えないような構造	場合には、鉄類若しくはそれらを使 ック、天井クレーン、ローラコンベ れる器具であって火薬類に摩擦及び のもの又は第四条第一項第二十七号 置」という。)を除く。)又は携帯電 いこと。		適・否
準用 21-1-6		荷造り、荷解き又は開函をしないこ 等安全に荷造り、荷解き又は開函す ては、この限りでない。		適・否
準用 21-1-10	火薬庫外貯蔵場所に製造 ている場合には、異常の有	後一年以上を経過した火薬類が残っ 無に注意をすること。		適・否
準用 21-1-11	外装容器の面又は床上を汚 ール溶液(か性ソーダ百グ	包からニトログリセリンが滲出して 染したときは、か性ソーダのアルコ ラムを水百五十ミリリツトルに溶解 ツトルを混入したもの)を注いでニ 布片でふきとること。		適・否
準用 21-1-12		セリンが滲出し、又は吸湿液が洩れ 点検し、遅滞なく消費又は廃棄の措		適・否
準用 21-1-13		薬を使用した工業雷管、電気雷管又 銅を使用した工業雷管、電気雷管又 積しないこと。		適・否
16-1-1	火災及び盗難の防止につ	いて留意すること。		適・否
16-1-2	前条第一項の表 (6) (イ)の規定によりがん 具煙火を貯蔵する場合に は、次に掲げるところに よる場所においてするこ と。			適・否
		ロ 入口の扉は、厚さ○・六ミリ メートル以上の鉄板を使用した 鉄製の防火扉とすること。		適・否
		ハ 窓、通気孔及び換気孔は、設 けないこと。		適・否
		ニ 自動消火設備を設けること。		適・否
16-1-3	前条第一項の表 (1) (イ) 又は (5) の規定 により火薬類を建築物 (坑道その他建築物以外 の施設を含む。以下この	イ 建築物の構造は、鉄筋コンク リート造り、コンクリートプロ ック造り又はこれと同等程度に 盗難及び火災を防ぎ得る構造と すること。		適・否

			I	
	号において同じ。) に貯蔵	ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の	例示基準参照	適・否
	する場合(ロープ発射用	防火扉とし、盗難を防止するた		
	ロケット、信号雷管、信	めの措置を講ずること。		
	号焔管、信号火せん及び	ハ 建築物の屋根の外面は、金属		適・否
	煙火を貯蔵する場合を除	板、スレート板、かわらその他		
	く。) には、次のイからト	の不燃性物質を使用し、かつ、		
	までに定めるところによ	天井裏又は屋根に盗難防止のた		
	ること。	めの金網を張ること。ただし、		
		建築物の屋根が鉄筋コンクリー		
		ト造り、コンクリートブロック		
		造り又はこれと同等程度に盗難		
		及び火災を防ぎ得るものについ		
		ては、この限りでない。		
		ニ 建築物の内面は、板張りとし、		適・否
		床面にはできるだけ鉄類を表わ		
		さないこと。		
		ホ 建築物には、盗難を防止する	例示基準参照	適・否
		ための自動警報装置を設置する		
		とともに、定期的にその機能を		
		点検し、作動するよう維持する		
		こと。		
		7.51. 10°7. (d.f		\d_1
		へ 建築物には、帳簿を備え、責		適・否
		任者を定めて、出納した火薬類の無数では、出納の年		
		の種類及び数量並びに出納の年		
		月日並びに相手方の住所及び氏		
		名をその都度明確に記録させる こと。		
16-1-3 Ø 2	前条第一項の表(1)	イ 建築物の構造は、幅、奥行き		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
10 1 3 0 2	(ハ)の規定により火薬	及び高さが二・三メートル以上		適・否
	類を建築物に貯蔵する場	の鉄筋コンクリート造りとし、		
	合には、前号ホ及びへの	厚さは十センチメートル以上と		
	規定によるほか、次のイ	すること。		
	からへまでに定めるとこ	ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の	例示基準参照	· 本 不
	ろによること。	内開きの防火扉とし、盗難を防	內小巫中多席	適・否
	512 & 5 2 2 8	止するための措置を講ずるこ		
		上, 5/2の7月世とIII-/ 5 C		
		ハ 建築物内に爆薬を貯蔵する場		·
		合には、爆薬を収納する十分な		適・否
		強度を有する木箱(以下「収納		
		箱 という。)を設置し、その中		
		に爆薬を入れる個装容器を取り		
		付け、収納箱と個装容器との間		
		隔は、三十センチメートル以上		
		とし、個装容器相互間の間隔は、		
		十五センチメートル以上とし、		
		空間には砂を密に充てんするこ		
		٤.		
		ニ 爆薬を入れる個装容器は、合		適・否
		成樹脂製の外筒と内筒からな		
		り、外筒は、内筒が挿入できる		
		径とし、内筒は、内径三十ミリ		
	i .		i .	1

	1	T	T	1
		メートル以下で爆薬を収納する		
		部分と砂を充てんする部分とに		
		分かれ、爆薬を収納する部分の		
		前後には、厚さ十五センチメー		
		トル以上に砂を密に充てんする		
		こと。		
		ホ 個装容器一個に貯蔵できる爆		適・否
		薬は、百グラム以下とすること。		
		へ 建築物内に、工業雷管及び電		適・否
		気雷管を貯蔵する場合は、工業		
		雷管及び電気雷管を収納する十		
		分な強度を有する木箱(以下「雷		
		管収納箱」という。)を設置し、		
		その中に工業雷管及び電気雷管		
		を入れる木製の貯蔵箱一個を取		
		り付け、雷管収納箱と貯蔵箱と		
		の間隔は、十五センチメートル		
		以上とし、空間には砂を密に充		
		てんすること。		
16-1-4	前条第一項の表(1)	イ 設備の扉には、盗難を防止す	例示基準参照	適・否
	(イ) 又は(5)の規定	るための措置を講ずること。		
	により火薬類を金属製の			
	ロッカーその他堅固な構	ロ 設備は、容易に持ち運びでき		適・否
	造を有する設備(以下こ	ないこと。		
	の号及び次号において			
	「設備」という。)に収納	ハ 設備の内面は、板張りとする		適・否
	して建築物に貯蔵する場	こと。		
	合(ロープ発射用ロケッ	ニ 設備には、盗難を防止するた	例示基準参照	適・否
	ト、信号雷管、信号焔管、	めの自動警報装置を設置すると		
	信号火せん及び煙火を貯	ともに、定期的にその機能を点		
	蔵する場合を除く。)に	検し、作動するよう維持するこ		
	は、第三号の規定にかか	٤.		
	わらず、次のイからホま			
	でに定めるところによる	ホ 設備には、帳簿を備え、責任		** *
	こと。	者を定めて、出納した火薬類の		適・否
		種類及び数量並びに出納の年月		
		日並びに相手方の住所及び氏名		
		をその都度明確に記録させるこ		
10 5 1 -	V. 4. 44 · ·	E		
16-1-4 Ø 2	前条第一項の表(1)	イ 火薬類は、設備に収納して建		適・否
	(ロ)及び(2)から(4)	築物に貯蔵すること。		
	までの規定により火薬類	ロ 設備の外壁は、金属製のロッ		適・否
	を貯蔵する場合には、前	カーにあっては厚さ一・二ミリ		
	号ロからホまでの規定に	メートル以上の鋼板とし、かつ、		
	よるほか、次のイからホ	適切な補強を施し、その他の堅		
	までに定めるところによ	固な構造を有する設備について		
	ること。	はこれと同等程度の強度を有		
		し、かつ、これと同等程度に盗		
		難を防ぎ得るものとすること。		<u> </u>
		ハ 設備の扉は、厚さ一・六ミリ		適・否
		メートル以上の鋼板を使用した		/변 LI
		もの又はこれと同等程度の強度		
		を有し、かつ、これと同等程度		
		に盗難を防ぎ得るものとし、錠		
<u> </u>	1	に 短無と別さ行のもりとし、歎		j

第6 火薬庫外貯蔵場所の指示等

		を使用する等の盗難防止の措置	
		を講ずること。	
		ニ 設備内に棚を設け、棚は、表	適・否
		面を板張りとした厚さ一・二ミ	
		リメートル以上の鋼板等の金属	
		板を使用し、かつ、内壁に固定	
		する等の棚の落下を防止する措	
		置を講ずること。	
		ホ 設備には、設備内のガスを排	適・否
		出するのに適当な排気孔を設	į
		け、排気孔は、摂氏約二百度で	
		溶融する金属でふさぐこと。た	
		だし、耐火性のロッカー等につ	
		いては、この限りでない。	
16-1-5	前条第一項の表(8)の規	見定により火薬類を貯蔵する場合(ロ	 適・否
	ープ発射用ロケット、信号	雷管、信号焔管、信号火せん及び煙	1
	火を貯蔵する場合を除く。)	には、堅固な設備に収納し施錠する	
	こと。		

昭和 42 年 12 月 20 日 42 化局第 648 号通達(抜粋)

都道府県知事の指示する安全な場所の指定基準

- 1 火薬類取締法施行規則第15条の表の(2) (現行の(5)) に関するもの。
- (1) 附近に火気を取り扱う場所のないこと。
- (2) 湿気、直射日光および温度等によって、火薬類に悪影響をおよぼさないこと。
- (3) 電燈線又は動力線等に対して安全な場所であること。
- (4) 附近に消火のための設備を設けてある場所であること。
- (5) 火薬および爆薬と火工品とを同一の場所に貯蔵する場合には、適当な隔壁で両者を区別して貯蔵できる構造の場所であること。
- (6) 貯蔵火薬類の万一の爆発又は燃焼に際して他に被害をおよぼすおそれの少ない場所であり、かつ、 盗難防止の措置が十分とれる場所であること。
- (7) (削除)(昭和50年通商産業省令第1号)
- (8) 建築物以外の施設に貯蔵する場合は、コンクリート製の構造物、ほら穴、旧坑道に限ること。
- 2 その他に関するもの

上記の1の(1)から(6)までに定める基準および次に掲げる基準

- (1) 建築物の場合は、耐火性の構造で、床面に鉄類を表さないものであること。
- (2) 必ずしも貯蔵のための専用の建物であることを要しないが、店舗又は事務所等に貯蔵する場合はその場所又は容器は耐火性の構造で内面を板張りとし、その表面に鉄類を表さないこと。

第4章 譲受・消費の許可

第1 火薬類(第2から第5に定めるものを除く。)の譲受及び消費の許可

第1 火薬類 (第2から第5に定めるものを除く。) の譲受及び消費の許可

【譲受のみの許可】※消費の許可を要しない場合

- 1 申請書の提出について
- (1) 提出書類

省令様式第 10「火薬類譲受許可申請書」

- ア 譲受する火薬類の消費地 (消費地が2以上あるときは、その主たる消費地) がさいたま市内であること。
- イ 消費場所が定まっていない等の場合は、申請者の住所地(法人の場合には、その主たる事務所 の所在地)がさいたま市内であること。
- (2) 申請時期

火薬類を譲受しようとするときは、あらかじめ申請すること。

- (3) 次の書類等を添付すること。
 - ア 譲受場所の案内図
 - イ 火薬類の消費目的を明確にする書面(消費を伴う場合に限る。)
 - ウ 火薬類の譲受目的を明確にする書面 (消費を伴わない場合に限る。)
 - エ 申請火薬類の数量の算出根拠となる書面
- 2 申請手数料について
- (1) 申請火薬・爆薬量の合計が 25kg 以下の場合 3,500 円
- (2) 申請火薬・爆薬量の合計が 25kg を超える場合 6,900 円

☑ I 総則/6 申請に必要な手数料(5ページ)

第1 火薬類(第2から第5に定めるものを除く。)の譲受及び消費の許可

- 3 許可の基準について
- (1) 譲受目的、消費目的が明らかであり、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (2) 譲受期間が1年以内で、かつ譲受に必要であると認められる期間であること。
- (3) 消費を伴う場合にあっては、火薬類の消費が省令第50条に定める技術上の基準に適合するものであること。
- (4) 譲受する火薬類の貯蔵又は保管場所が、自己で所有又は占有する、火薬庫又は庫外貯蔵場所である場合にあっては、その所在地であること。それ以外の場合にあっては、火薬類販売業者の管理する火薬庫であること。
- (5) 火薬庫又は庫外貯蔵場所を有しない者にあっては、消費量ずつ譲受すること。

4 許可証について

- (1) 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第11「火薬類譲受許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。
- (2) 法第48条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。
 - 例) 火薬庫を所有・占有しない場合にあっては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す。
 - 例) 庫外貯蔵場所に保管する場合にあっては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す。
- (3) 譲受許可証の交付を受け、譲受行為が完了した場合は、保安係へ譲受許可証を返納すること。
- (4) 譲受許可証の記載事項(住所、氏名又は名称及び職業に限る。)に変更が生じた場合は、省令様式 第12「火薬類譲渡(譲受)許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、保安係へ提出し、譲受許可 証の書換えを受けること。なお、譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及 び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。
- (5) 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第13「火薬類譲渡(譲受)許可証 再交付申請書」を保安係へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。なお、申請の理由が汚損の 場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合 で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに保安係へ提出すること。

第1 火薬類(第2から第5に定めるものを除く。)の譲受及び消費の許可

5 その他

- (1) 法第22条の規定により、1年以上継続して事業を行う者が、前年より継続して譲受許可申請をする場合は、前回の譲受許可で譲り受けた火薬類の残量を、省令様式第10「火薬類譲渡許可申請書」により販売業者に返品すること。ただし、消費の都度、必要量の火薬類のみを譲受している場合はこの限りでない。
- (2) 法第50条の2の規定により、猟銃用火薬類等(銃刀法剣類所持等取締法に規定するけん銃又は猟銃に使用される実包及び無煙火薬、また、けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用される空包、銃用雷管及び黒色用猟用火薬をいう。)の譲渡、譲受、輸入及び消費の許可の申請については、埼玉県公安委員会が申請等の窓口となる。

第1 火薬類(第2から第5に定めるものを除く。)の譲受及び消費の許可

【譲受消費の許可】※消費の許可とあわせて譲受の許可を受ける場合

- 1 申請書の提出について
- (1) 提出書類

省令様式第50「火薬類讓受消費許可申請書」

譲受し消費する火薬類の数量が、省令第49条に規定する無許可消費数量にあたる場合は、消費の許可は不要のため、【譲受のみの許可】を参照すること。

無許可消費数量 (99ページ)

(2) 申請時期

火薬類を譲受消費しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 譲受場所・消費場所の案内図

イ 危険予防の方法

危険予防の方法には、次の事項について記載すること。

1. 事故・災害防止のためにとる措置 発破の合図、周辺住民への周知方法、飛石防止措置、通行止め等の方法等

2. 発破警告看板図の概要

発破の際の付近の者への警告措置が確認できること

ウ 消費計画書

消費計画書には、次の事項について記載すること。

- 1. 消費の方法
- 2. 申請火薬類の数量の算出根拠
- 3. 火薬類取扱者名簿・保安手帳の写し 火薬類を取り扱う可能性のある者全員の氏名を記載すること。
- 4. 消費場所付近の略図

消費場所の周囲半径 300mの様子(民家・道路・学校等の保安物件との位置関係、保安距離) がわかること。

5. 火薬類取扱所・火工所の構造図

エ 火薬類の消費を証する書面

次のいずれかの書面を添付すること。

- ・工事請負契約書等の写し
- ・工事発注者が公の機関又は公の団体の場合、工事発注者の火薬類消費証明書

第1 火薬類(第2から第5に定めるものを除く。)の譲受及び消費の許可

- ・採石法による採掘計画の認可書の写し(認可されている地番の一覧も添付すること)
- ・その他消費目的を明確にできる書面等
- オ 関係者の同意書(消費場所の半径 100m以内に保安物件がある場合に限る。) 発破時の立入禁止措置又は立ち退きの同意が確認できること。
- 2 申請手数料について
 - (1) 申請火薬・爆薬量の合計が 25kg 以下の場合 3,500 円
 - (2) 申請火薬・爆薬量の合計が 25kg を超える場合 6,900 円

□ I 総則 / 6 申請に必要な手数料 (5ページ)

3 許可の基準について

「【譲受のみの許可】3 許可の基準について」を準用する。

- 4 許可証について
 - (1) 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第11「火薬類譲受許可証」及び細則様式第6号「火薬類消費許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。
 - (2) 法第48条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。
 - 例)火薬庫を所有・占有しない場合にあっては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す。
 - 例)庫外貯蔵場所に保管する場合にあっては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す。
 - (3) 譲受許可証及び消費許可証の交付を受け、譲受消費行為が完了した場合は、保安係へ譲受許可証及び消費許可証を返納すること。
 - (4) 譲受許可証の記載事項(住所、氏名又は名称及び職業に限る。)に変更が生じた場合は、省令様式 第12「火薬類譲渡(譲受)許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、保安係へ提出し、譲受許可 証の書換えを受けること。なお、譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及 び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。
 - (5) 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第13「火薬類譲渡(譲受)許可証再交付申請書」を保安係へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。なお、申請の理由が汚損の

第1 火薬類(第2から第5に定めるものを除く。)の譲受及び消費の許可

場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに保安係へ提出すること。

5 その他

- (1) 火薬類の消費の許可について、申請書の記載事項(火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。)又は消費計画書に変更が生じた場合は、細則様式第32号「火薬類消費許可申請書記載事項変更届」を保安係へ提出すること。
- (2) (1)の他「【譲受のみの許可】 5 その他」を準用する。

第2 建設用びょう打ち銃用空包の譲受及び消費の許可

※ と蓄用銃用空包についても、本項にて扱うものとする。ただし、省令第49条第8号に規定する無 許可消費数量については建設用びょう打ち銃用空包における数量を定めるものであることから、と 蓄用銃用空包については無許可消費数量の基準は適用しない。

【譲受のみの許可】※消費の許可を要しない場合

- 1 申請書の提出について
- (1) 提出書類

省令様式第 10「火薬類譲受許可申請書」

- ア 譲受する火薬類の消費地 (消費地が2以上あるときは、その主たる消費地) がさいたま市内であること。
- イ 消費場所が定まっていない等の場合は、申請者の住所地(法人の場合には、その主たる事務所 の所在地)がさいたま市内であること。
- (2) 申請時期

火薬類を譲受しようとするときは、あらかじめ申請すること。

- (3) 次の書類等を添付すること。
 - ア 譲受場所の案内図
 - イ 取扱計画書(消費を伴う場合に限る。)

取扱計画書には、次の事項について記載すること。

- 1. 消費予定数量
- 2. 貯蔵場所
- 3. 消費場所
- 4. 従事者名簿
- ウ 火薬類の譲受目的を明確にする書面 (消費を伴わない場合に限る。)
- エ 銃砲所持許可証の写し (消費を伴う場合に限る。)

銃砲刀剣類所持等取締法第7条に規定する許可証(1面から3面)の写しを添付し、従事者名簿の住所氏名との整合性が確認できること。

オ <u>火薬庫設置許可証又は庫外貯蔵場所指示証の写し(火薬庫又は庫外貯蔵場所を有する場合に限</u> る。) 2 申請手数料について 2,400円

☞ I 総則/6 申請に必要な手数料(5ページ)

- 3 許可の基準について
 - (1) 譲受目的、消費目的が明らかであり、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - (2) 譲受期間が1年以内で、かつ譲受に必要であると認められる期間であること。
- (3) 消費を伴う場合にあっては、建設用びょう打ち銃用空包の消費が省令に定める技術上の基準に適合するものであること。

☞ 表1 建設用びょう打ち銃用空包の消費の基準(71ページ)

(4) 火薬庫又は庫外貯蔵場所を有しない者にあっては、1回の譲受数量は2,000個以下(その原料をなす火薬又は爆薬0.4g以下のものにあっては4,000個以下)であること。

4 許可証について

- (1) 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第11「火薬類譲受許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。
- (2) 法第48条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。
 - 例)火薬庫を所有・占有しない場合にあっては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す。
 - 例)庫外貯蔵場所に保管する場合にあっては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す。
- (3) 譲受許可証の交付を受け、譲受行為が完了した場合は、政令第2条の規定に基づき、保安係へ譲受許可証を返納すること。
- (4) 譲受許可証の記載事項(住所、氏名又は名称及び職業に限る。)に変更が生じた場合は、省令様式 第12「火薬類譲渡(譲受)許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、保安係へ提出し、譲受許可 証の書換えを受けること。なお、譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及 び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。
- (5) 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第13「火薬類譲渡(譲受)許可証再交付申請書」を保安係へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。この場合、申請の理由が汚

損の場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の 場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに保安係へ提出すること。

5 その他

- (1) 法第22条の規定により、1年以上継続して事業を行う者が、前年より継続して譲受許可申請をする場合は、前回の譲受許可で譲り受けた火薬類の残量を、省令様式第10「火薬類譲渡許可申請書」により販売業者に返品すること。ただし、消費の都度、必要量の火薬類のみを譲受している場合はこの限りでない。
- (2) 建設用びょう打ち銃用空包を猟犬訓練等その他通常の使用と異なる用に供する場合は、1 日あたりの消費量が200個以下であっても無許可消費の対象とはならないことから、譲受許可申請に加え、消費許可申請が必要であることに留意すること。

【譲受消費の許可】※消費の許可とあわせて譲受の許可を受ける場合

- 1 申請書の提出について
 - (1) 提出書類

省令様式第50「火薬類讓受消費許可申請書」

譲受し消費する火薬類の数量が、省令第49条に規定する無許可消費数量にあたる場合は、消費の許可は不要のため、【譲受のみの許可】を参照すること。

無許可消費数量 (99ページ)

(2) 申請時期

火薬類を譲受消費しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 譲受場所・消費場所の案内図

イ 危険予防の方法

危険予防の方法には、次の事項について記載すること。

- 1. 消費にあたっての注意事項
- 2. 異常空包及び残空包の処分
- 3. 通行人等への配慮
- 4. 関係者以外の立入禁止措置
- 5. 保管方法·盗難防止措置
- 6. 空包の取扱い方法

ウ 消費計画書

消費計画書には、次の事項について記載すること。

- 1. 消費予定数量
- 2. 貯蔵場所
- 3. 消費場所
- 4. 従事者名簿

エ 銃砲所持許可証の写し

銃砲刀剣類所持等取締法第7条に規定する許可証(1面から3面)の写しを添付し、従事者名簿の住所氏名との整合性が確認できること。

オ <u>火薬庫設置許可証又は庫外貯蔵場所指示証の写し(火薬庫又は庫外貯蔵場所を有する場合に限</u>る。)

2 申請手数料について 2,400円

☞ I 総則/6 申請に必要な手数料(5ページ)

3 許可の基準について

「【譲受のみの許可】3 許可の基準について」を準用する。

- 4 許可証について
 - (1) 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第 11「火薬類譲受許可証」及び細則様式第 6 号「火薬類消費許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。
 - (2) 法第48条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。
 - 例) 火薬庫を所有・占有しない場合にあっては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す。
 - 例) 庫外貯蔵場所に保管する場合にあっては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す。
 - (3) 譲受許可証及び消費許可証の交付を受け、譲受消費行為が完了した場合は、保安係へ譲受許可証 及び消費許可証を返納すること。
 - (4) 譲受許可証の記載事項(住所、氏名又は名称及び職業に限る。)に変更が生じた場合は、省令様式 第12「火薬類譲渡(譲受)許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、保安係へ提出し、譲受許可 証の書換えを受けること。なお、譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及 び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。
 - (5) 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第13「火薬類譲渡(譲受)許可証 再交付申請書」を保安係へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。なお、申請の理由が汚損の 場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合 で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに保安係へ提出すること。

5 その他

- (1) 火薬類の消費の許可について、申請書の記載事項(火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。)又は消費計画書に変更が生じた場合は、細則様式第 32 号「火薬類消費許可申請書記載事項変更届」を、保安係へ提出すること。
- (2) (1)の他「【譲受のみの許可】 5 その他」を準用する。

表 1 建設用びょう打ち銃用空包の消費の基準(省令第56条の3)

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 56 の 3-1	消費場所において建設用びょう打ち銃用空包を取り扱う場合には、第五十一条第十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用 51-14	一日の消費作業終了後は、やむを得ない場合を除き、消費 場所に火薬類を残置させないで火薬庫又は第十五条第一項 の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に貯蔵するこ と。		適・否
準用 51-17	火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使 用しないこと。		適・否
準用 51-18	火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。		適・否
56 Ø 3-1-1	建設用びょう打ち銃用空包を運搬するときは、衝撃等に対 して安全な措置を講ずること。		適・否
56 Ø 3−1−2	建設用びょう打ち銃用空包は、使用前に異常の有無を検査 し、異常のある場合には、当該建設用びょう打ち銃用空包 を使用しないこと。		適·否
56 Ø 3−1−3	使用に適さない建設用びょう打ち銃用空包は、その旨を明 記したうえで、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者 等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。		適・否
56 Ø 3−1−4	建設用びょう打ち銃用空包を存置する場合には、堅固な設備に収納し、施錠すること。ただし、見張人を常時配置している場合には、この限りでない。	「堅固な設備に収納し、施錠すること」とは、手さげ式鉄製箱に収納し、施錠することでも差支えないが、これだけでは、手さげ式鉄製箱ごと持ち出されるおそれがあるので、固定するか、又はロッカー等の中に入れて施錠すること。	適・否
56 Ø 3-1-5	一日に消費場所に持ち込むことのできる建設用びょう打 ち銃用空包の数量は、一日の消費見込量以下とすること。		適・否
56 Ø 3-1-6	消費場所内の一定の場所に帳簿を備え、責任者を定めて、 建設用びょう打ち銃用空包の受払い及び消費残数量をその 都度明確に記録させること。ただし、一日の消費見込数量が 無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。	「一定の場所に帳簿を備え」 とは、建設用びょう打ち銃用 空包を存置している場所に備 えることが望ましい。	適・否
56 Ø 3−2	建設用びょう打ち銃用空包を消費する場合には、次の各号 の規定を守らなければならない。		
56 Ø 3-2-1	消費する建設用びょう打ち銃用空包に適合したびょう及 び建設用びょう打ち銃を使用すること。		適・否
56 Ø 3-2-2	建設用びょう打ち銃用空包を消費する場合には、当該作業 に特に必要のある者以外の者を近づけないこと。		適・否
56 Ø 3-2-3	建設用びょう打ち銃用空包は、消費作業に従事する者が自 ら携帯し、その者が携帯することのできる数量は、二百個(そ の原料をなす火薬又は爆薬〇・四グラム以下のものにあって は、四百個)以下とすること。	「消費作業に従事する者」と は、現に建設用びょう打ち銃 を持って銃用空包を消費して いる者をいう。	適・否
56 Ø 3−2−4	消費作業に従事している者は、建設用びょう打ち銃用空包 を他の作業者に引き渡すときは、消費数量及び消費残数量を 確認すること。		適·否
56 Ø 3-2-5	建設用びょう打ち銃用空包の打ちがらは、消費場所に放置 せず、できるだけ回収すること。	打ちがらは悪用されるおそ れがあるので、できるだけ回 収すること。	適•否
56 Ø 3−2−6	不発の建設用びょう打ち銃用空包がある場合には、水に浸す等の適切な措置を講ずること。	不発の空包は、十分に注意 してから銃から抜き出し、水 を入れた容器に入れ、その後 の処理については、販売店に 相談することが望ましい。現 場に放置したり、空薬莢と一 緒にしてはならない。	適・否

第3 模型ロケットの譲受及び消費の許可

【譲受消費の許可】

- 1 申請書の提出について
 - (1) 提出書類

省令様式第50「火薬類譲受消費許可申請書」

- ア 譲受する火薬類の消費地 (消費地が2以上あるときは、その主たる消費地) がさいたま市内であること。
- イ 消費場所が定まっていない等の場合は、申請者の住所地(法人の場合には、その主たる事務所 の所在地)がさいたま市内であること。
- (2) 申請時期

火薬類を譲受消費しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 譲受場所・消費場所の案内図

イ 危険予防の方法

危険予防の方法には、次の事項について記載すること。

- 1. 消費にあたっての注意事項
- 2. 警戒体制及び警備方法
- 3. 関係者以外の立入禁止措置

ウ 消費計画書

消費計画書には、次の事項について記載すること。

- 1. 消費場所
- 2. 消費の方法
- 3. 運搬の方法
- 4. 保管の方法(消費場所まで及び消費場所での保管方法)
- 5. 従事者名簿
- 6. 消費場所付近の略図

消費場所の周囲半径300mの様子(見張人の位置、付近の民家等)がわかること。

エ 保安手帳等の写し

自主保安規程の写し及び当該規程に基づく資格の証明書等の写し又は手帳番号等が明記されていること。

- オ <u>火薬庫設置許可証又は庫外貯蔵場所指示証の写し(火薬庫又は庫外貯蔵場所を有する場合に限る。)</u>
- 2 申請手数料について
- (1) 申請火薬の合計が 25kg 以下の場合 3.500 円
- (2) 申請火薬の合計が 25kg を超える場合 6,900 円

☞ I 総則/6 申請に必要な手数料 (5ページ)

- 3 許可の基準について
 - (1) 譲受目的、消費目的が明らかであり、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。
 - (2) 譲受期間は1か月以内とし、譲受期間内で消費日が特定されていること。また、荒天等による延期の予備日についても特定されていること。
 - (3) 模型ロケットの消費が省令に定める技術上の基準に適合するものであること。

る 表1 模型ロケットの消費の基準 (75 ページ)

- (4) 1回の譲受数量は1日の消費数量以内とし、かつ火薬 5kg 以下、点火具 100 個以下であること。 ただし、火薬庫又は庫外貯蔵場所を有する場合は、この限りでない。
- (5) 1の消費場所での消費であること。消費場所が異なる場合は、別の申請となる。

4 許可証について

- (1) 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第11「火薬類譲受許可証」及び細則様式第6号「火薬類消費許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。
- (2) 法第48条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。
 - 例)火薬庫を所有・占有しない場合にあっては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す。
 - 例) 庫外貯蔵場所に保管する場合にあっては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す。
- (3) 譲受許可証及び消費許可証の交付を受け、譲受消費行為が完了した場合は、保安係へ譲受許可証 及び消費許可証を返納すること。
- (4) 譲受許可証の記載事項(住所、氏名又は名称及び職業に限る。)に変更が生じた場合は、省令様式 第12「火薬類譲渡(譲受)許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、保安係へ提出し、譲受許可 証の書換えを受けること。なお、譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及 び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。
- (5) 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第13「火薬類譲渡(譲受)許可証再交付申請書」を保安係へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。なお、申請の理由が汚損の場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに保安係へ提出すること。

5 その他

火薬類の消費の許可について、申請書の記載事項(火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。)又は消費計画書に変更が生じた場合は、細則様式第 32 号「火薬類消費許可申請書記載事項変更届」を、保安係へ提出すること。

表 1 模型ロケットの消費の基準(省令第56条の3)

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 56 の 3 の 2	消費場所において模型ロケットに用いられる火薬類を取		
	り扱う場合には、次の各号の規定を守らなければならない。		
56 O 3 O 2 - 1 - 1	模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場所の付近 では、喫煙し、又は火気を使用しないこと。		適・否
56 Ø 3 Ø 2-1-2	(は、英雄し、又は久気を使用しないこと。 模型ロケットに用いられる火薬類の取扱いには、盗難予防		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
30 02 3 02 2 1 2	に留意すること。		適・否
56 O 3 O 2-1-3	模型ロケットに用いられる火薬類を取り扱う場合には、酒		適・否
	気を帯びていないこと。		. 口
56 0 3 0 2-1-4	模型ロケットに用いられる火薬類を運搬するときは、噴射		適・否
	推進器と点火具と互いに接触しないように隔離してプラス		
	チック製の箱又はファイバ板箱に入れ、静かに運搬するこ		
**************************************	と。 模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所には、消火用		\
56 O 3 O 2 - 1 - 5	水の備付けその他の消火のための準備をすること。		適・否
56 Ø 3 Ø 2-1-6	模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所には、模型ロ		適・否
	ケットに用いられる火薬類の管理及び打ち上げの準備作業		心 白
	(模型ロケットに噴射推進器を組み込む作業を含む。) を行		
	うための場所(以下この条において「打ち上げ準備所」とい		
	う。) 並びに発射台を設けること。		
56 0 3 0 2-1-7	打ち上げ準備所は、発射台から二十メートル以上の距離を		適・否
70 0 0 0 1 0	とること。		\
56 O 3 O 2 - 1 - 8	打ち上げ準備所は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業ができるような措置を講ずること。		適・否
56 Ø 3 Ø 2-1-9	打ち上げ準備所に模型ロケットに用いられる火薬類を存		· 京 · 不
0000002 1 0	置する場合は、常時管理できる体制をとること。		適・否
56 Ø 3 Ø 2-1-	打ち上げ準備所には、「火気厳禁」、「立入禁止」等と書い		適・否
10	た警戒札を掲示すること。		
56 O 3 O 2-1-	発射台は、国道、都道府県道、人の集合場所(模型ロケッ		適・否
11	トの打ち上げ作業に従事する者の待機場所及び見学者の集		
	合場所を除く。)、建物及び電線に対して、次の表の上欄に掲		
	げる模型ロケットに組み込まれた火薬類の量に応じて同表		
	の下欄に掲げる距離を確保すること。 火薬類の量 確保すべき距離		
	火薬類の量 確保すべき距離 二十グラムを超えるもの 六十メートル以上の距離		
	百グラムを超えるもの 百メートル以上の距離		
	四百五十グラムを超える 百二十五メートル以上の		
	もの 距離		
56 Ø 3 Ø 2-1-	発射台は、他の発射台から五メートル以上の距離をとつて		適・否
12	設置すること。		~ <u></u>
56 O 3 O 2-1-	秒速八メートル以上の風その他の天候上の原因により事		適・否
13	故の発生するおそれがある場合には、模型ロケットの打ち上		
	げを中止すること。		
56 Ø 3 Ø 2-1-	模型ロケットに用いられる火薬類は、使用前に吸湿その他		適・否
14	の異常の有無を検査し、異常のある場合には使用しないこ		
56 Ø 3 Ø 2-1-	と。 前号の検査により使用に適さないと判断された火薬類は、		· 本 · 本
15	その旨を明記した上で打ち上げ準備所に返送すること。		適・否
56 Ø 3 Ø 2-1-	模型ロケットに用いられる火薬類の消費場所においては、		海 。不
16	打ち上げ準備所及び発射台以外の場所に模型ロケットに用		適・否
	いられる火薬類を存置しないこと。		
56 Ø 3 Ø 2-1-	発射台に携行する火薬類は、一回の打ち上げに必要な数量		適・否
17	を超えないこと。		~ I
56 Ø 3 Ø 2-1-	発射台及びランチロッドは、風向きを考慮して垂直より三		適・否
18	十度以上広角にならないように上方に向け、かつ打ち上げの		

Ⅱ 各論 第4章 譲受・消費の許可

第3 模型ロケットの譲受及び消費の許可

	際の衝撃又は風力により当該発射台の方向が変化しないよ う固定すること。		
56 Ø 3 Ø 2-1- 19	模型ロケットを打ち上げる際には、発射台から二十メートル以内に当該模型ロケットを打ち上げる者その他の模型ロケットの打ち上げ作業に従事する者以外の者が立ち入ることができない措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。		適・否
56 Ø 3 Ø 2-1- 20	模型ロケットを打ち上げる際には、低空に飛行するものが ないことを確認した後でなければ点火しないこと。		適・否
56 Ø 3 Ø 2-1- 21	模型ロケットが点火されなかつた場合には、点火後三十秒 以上経過した後に、模型ロケット及び模型ロケットに用いら れる火薬類の点検を行うこと。		適・否
56 Ø 3 Ø 2-1- 22	電気点火器及び点火具は、事前に導通を確認すること。		適・否
56 Ø 3 Ø 2-1- 23	落雷の危険があるときは、点火具に係る作業を中止すること。		適・否
56 Ø 3 Ø 2-1- 24	模型ロケットに用いられる火薬類は、模型ロケットの打ち 上げ作業を行う当日でなければ模型ロケットの消費場所に 持ち込んではならない。		適•否
56 Ø 3 Ø 2-1- 25	一日の作業終了後は、模型ロケットに用いられる火薬類を 火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄 に掲げる場所に返納すること。		適・否
56 Ø 3 Ø 2-1- 26	模型ロケットの消費場所においては、火薬類を取り扱う者は、腕章を付ける等他の者と容易に識別できる措置を講ずること。		適·否
56 Ø 3 Ø 2-1- 27	模型ロケットの点火に用いる電気点火器には、点火作業に 従事する者以外の者が点火できないよう措置を講ずること。	例示基準参照	適・否

第4 火工品(建設用びょう打ち銃用空包、模型ロケット、煙火を除く。)の譲受及び消費の許可

【譲受のみの許可】※消費の許可を要しない場合

- 1 申請書の提出について
 - (1) 提出書類

省令様式第 10「火薬類譲受許可申請書」

- ア 譲受する火薬類の消費地 (消費地が2以上あるときは、その主たる消費地) がさいたま市内であること。
- イ 消費場所が定まっていない等の場合は、申請者の住所地(法人の場合には、その主たる事務所 の所在地)がさいたま市内であること。
- (2) 申請時期

火薬類を譲受しようとするときは、あらかじめ申請すること。

- (3) 次の書類等を添付すること。
 - ア 譲受場所の案内図
 - イ 火薬類の消費目的を明確にする書面(消費を伴う場合に限る。)
 - ウ <u>火薬類の譲受目的を明確にする書面(消費を伴わない場合に限る。)</u> 緊急用に使用する火工品の場合は、緊急用に使用する目的、設置場所等を明記すること。
 - 工 従事者名簿

従事者の住所、氏名、生年月日を記載すること。

航空機、パラグライダー等に使用するパラシュート発射器で、許可を受ける者が団体の場合は、 取扱う可能性ある者すべてについて記載すること。

- オ <u>火薬庫設置許可証又は庫外貯蔵場所指示証の写し(火薬庫又は庫外貯蔵場所を有する場合に限る。)</u>
- 2 申請手数料について

2,400 円

☑ I 総則/6 申請に必要な手数料(5ページ)

- 3 許可の基準について
- (1) 譲受目的、消費目的が明らかであり、公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれがないこと。
- (2) 譲受期間が1年以内で、かつ譲受に必要であると認められる期間であること。
- (3) 消費を伴う場合にあっては、火薬類の消費が省令に定める技術上の基準に適合するものであること。

☞ 表1 火工品の消費の基準 (発信器等の消費の基準) (82ページ)

- (4) 譲受する火薬類の貯蔵又は保管場所が、自己で所有又は占有する、火薬庫又は庫外貯蔵場所である場合にあっては、その所在地であること。それ以外の場合にあっては、火薬類販売業者の管理する火薬庫であること。
- (5) 火薬庫又は庫外貯蔵場所を有しない者にあっては、1回の譲受数量は省令第15条第1項の表(8)に 規定する数量以下であること。

4 許可証について

- (1) 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第11「火薬類譲受許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。
- (2) 法第48条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。
 - 例)火薬庫を所有・占有しない場合にあっては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す。
 - 例) 庫外貯蔵場所に保管する場合にあっては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す。
- (3) 譲受許可証の交付を受け、譲受行為が完了した場合は、保安係へ譲受許可証を返納すること。
- (4) 譲受許可証の記載事項(住所、氏名又は名称及び職業に限る。)に変更が生じた場合は、省令様式 第12「火薬類譲渡(譲受)許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、保安係へ提出し、譲受許可 証の書換えを受けること。なお、譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及 び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。
- (5) 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第13「火薬類譲渡(譲受)許可証再交付申請書」を保安係へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。なお、申請の理由が汚損の場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに保安係へ提出すること。

5 その他

法第 22 条の規定により、1 年以上継続して事業を行う者が、前年より継続して譲受許可申請をする場合は、前回の譲受許可で譲り受けた火薬類の残量を、省令様式第 10「火薬類譲渡許可申請書」により販売業者に返品すること。ただし、消費の都度、必要量の火薬類のみを譲受している場合はこの限りでない。

【譲受消費の許可】※消費の許可とあわせて譲受の許可を受ける場合

- 1 申請書の提出について
 - (1) 提出書類

省令様式第50「火薬類讓受消費許可申請書」

譲受し消費する火薬類の数量が、省令第49条に規定する無許可消費数量にあたる場合は、消費の 許可は不要のため、【譲受のみの許可】を参照すること。

☞ 無許可消費数量 (99ページ)

(2) 申請時期

火薬類を譲受消費しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 譲受場所・消費場所の案内図

イ 危険予防の方法

危険予防の方法には、次の事項について記載すること。

- 1. 消費にあたっての注意事項
- 2. 避難及び飛石防止措置
- 3. 警戒体制及び警備方法
- ウ 消費計画書

消費計画書には、次の事項について記載すること。

- 1. 消費の方法
- 2. 運搬の方法
- 3. 保管の方法 (消費場所まで及び消費場所での保管方法)
- 4. 従事者名簿
- 工 <u>火薬庫設置許可証又は庫外貯蔵場所指示証の写し(火薬庫又は庫外貯蔵場所を有する場合に限る。)</u>
- 2 申請手数料について

2,400 円

☑ I 総則/6 申請に必要な手数料(5ページ)

3 許可の基準について

「【譲受のみの許可】3 許可の基準について」を準用する。

4 許可証について

- (1) 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第11「火薬類譲受許可証」及び細則様式第6号「火薬類消費許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。
- (2) 法第48条の規定により、許可申請内容に応じて許可の条件を付すものとする。
 - 例)火薬庫を所有・占有しない場合にあっては、「消費量ずつ譲受すること」の条件を付す。
 - 例) 庫外貯蔵場所に保管する場合にあっては、「保管量に応じて譲受すること」の条件を付す。
- (3) 譲受許可証及び消費許可証の交付を受け、譲受消費行為が完了した場合は、保安係へ譲受許可証及び消費許可証を返納すること。
- (4) 譲受許可証の記載事項(住所、氏名又は名称及び職業に限る。)に変更が生じた場合は、省令様式 第12「火薬類譲渡(譲受)許可証書換申請書」に譲受許可証を添付し、保安係へ提出し、譲受許可 証の書換えを受けること。なお、譲受許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及 び数量、目的、期間に変更が生じる場合は、改めて譲受許可申請が必要となる。
- (5) 譲受許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第13「火薬類譲渡(譲受)許可証再交付申請書」を保安係へ提出し、譲受許可証の再交付を受けること。なお、申請の理由が汚損の場合は、申請書に汚損した譲受許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに保安係へ提出すること。

5 その他

- (1) 火薬類の消費の許可について、申請書の記載事項(火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並 びに危険予防の方法を除く。)又は消費計画書に変更が生じた場合は、細則様式第 32 号「火薬類消 費許可申請書記載事項変更届」を、保安係へ提出すること。
- (2) (1)の他「【譲受のみの許可】 5 その他」を準用する。

表 1 火工品の消費の基準(発信器等の消費の基準)(省令第 51 条から第 56 条)

該当条項	審査基準	備考	適•否
省令 56 の 3 の 3	消費場所において発信器及びその交換部品(火工品に限る。)(以下「発信器等」という。)を取り扱う場合には、第五十一条第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の各号の規定を守らなければならない。		
準用 51-1-17	火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使 用しないこと。		適・否
準用 51-1-18	火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。		適・否
56 Ø 3 Ø 3-1-1	発信器等を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を 講ずること。		適・否
56 Ø 3 Ø 3-1-2	発信器等は、使用前に異常の有無を検査し、異常のある場合には、当該発信器等を使用しないこと。		適・否
56 0 3 0 3-1-3	前号の検査により使用に適さないと判断された発信器等は、その旨を明記した上で、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。		適・否
56 Ø 3 Ø 3-1-4	動物に取り付けた発信器の位置を常に確認すること。		適・否
56 0 3 0 3-1-5	発信器の点火は、当該発信器に用いられる電池の残量に十 分な余裕を確保しつつ行うこと。		適・否
56 Ø 3 Ø 3-1-6	発信器等には、それを所有する者の電話番号その他の連絡 先を記載すること。		適・否
56 Ø 3 Ø 3-1-7	発信器等の消費、在庫等の数量を把握すること。		適・否
56 0 3 0 3-1-8	動物に取り付けた発信器が点火後発火しないときは、速や かに当該発信器を回収し、火薬庫又は第十五条第一項の表の 貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に返納すること。		適・否
56 0 3 0 3-1-9	発信器を点火するときは、住居が集中している地域及び広場、駅その他の多数の者の集合する場所を避け、安全な場所で行うこと。		適・否

第5 煙火の消費の許可

1 申請書の提出について

(1) 提出書類

省令様式第29「火薬類消費許可申請書」

同消費場所、同消費量の煙火の消費を一定期間中に複数回行う場合は、1の申請期間は最大 1 か月間とし、その期間を超える場合にあっては、別の申請とすること。

(2) 申請時期

煙火を消費しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 消費場所の案内図

イ 危険予防の方法

煙火の消費あたっての注意事項、警備、救護、防火、業者との打合せ、筒、終了後の黒玉等の 措置、煙火置場、その他の事項について記載すること。

ウ 消費計画書

製造業者、打揚従事者、消費の順序(消費プログラム)、運搬計画、航空法第99条の2に基づく許可又は通報について記載すること。

エ 消費する火薬類の種類、数量がわかる資料

球場打揚煙火(スターマインを含む。)については、単発打揚(早打ち含む。)、スターマイン及 びポカ物、割物の区分を明確にすること。その他の煙火として、枠仕掛、ナイアガラ及び小型煙 火等については数量、寸法等を明確にすること。特殊な消費方法については、その旨がわかる資 料を添付すること。

才 花火大会等連絡体制図

煙火打揚業者が複数の場合は、幹事業者を選定し、筆頭位置に記載すること。

カ 警備計画書

警備日時、場所、方法、人員配置等について記載すること。

キ 現場図面

図面は最新のものとし、打揚地点、保安距離、立入禁止区域、煙火置場、火気使用場所、警備 員の配置場所及び各本部の位置等について記載すること。

ク 立ち退き承諾書(保安距離内に申請者以外の者の所有地等がある場合に限る。)

保安距離内の土地、建物及び施設の所有者等から、所有地内での煙火の消費及び消費時間中の 保安距離内からの立ち退き等の承諾が得られていること。

図面等において、承諾者の所有部分をわかるようにすること。

2 申請手数料について

7,900 円

☞ I 総則/6 申請に必要な手数料 (5ページ)

- 3 許可の基準について
 - (1) 煙火の消費が省令に定める技術上の基準に適合するものであること。

る 表 1 煙火の消費の基準 (86ページ)

(2) 省令に定める技術上の基準のほか、「埼玉県煙火消費技術基準」について遵守されていること。

☞ Ⅲ 関係資料等/埼玉県煙火消費技術基準 (143ページ)

- 4 許可証について
 - (1) 審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第6号「火薬類消費許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。
 - (2) 受領した許可証は、消費場所(花火大会本部)に携行すること。
 - (3) 消費行為が完了した場合は、保安係に許可証を返納すること。

5 その他

- (1) 直径 7.5 cm (2.5 号玉) 未満の球状打揚煙火の保安距離については、埼玉県煙火消費基準 別表 1 に定める 7.5 cm (2.5 号玉) の保安距離として扱うものとする。
- (2) 省令第56条の4第4項第5号の規定による煙火の斜め打揚げ(打揚煙火の打揚筒を演出効果等の目的により、意図的に傾けて設置し消費すること)については、「煙火消費における斜め打揚げに係るガイドライン」による運用とすること。

■ 関係資料等/煙火消費における斜め打揚げに係るガイドライン (149 ページ)

- (3) 消費場所の地形等については、事前に十分な調査を行うこと。 保安距離内に枯草が生えている場合は、火災の危険があるため、状況によって枯草を刈る等の必要な措置を講ずること。
- (4) 火薬類の消費の許可について、申請書の記載事項(火薬類の種類及び数量、目的、場所、日時並びに危険予防の方法を除く。)又は消費計画書に変更が生じた場合は、細則様式第32号「火薬類消費許可申請書記載事項変更届」を、保安係へ提出すること。

表 1 煙火の消費の基準(省令第 56 条の 4)

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 56 の 4-1	消費場所において煙火を取り扱う場合には、第五十一条第 十四号、第十七号及び第十八号の規定を準用するほか、次の 各号の規定を守らなければならない。		
準用 51-1-14	一日の消費作業終了後は、やむを得ない場合を除き、消費 場所に火薬類を残置させないで火薬庫又は第十五条第一項 の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所に貯蔵するこ と。		適•否
準用 51-1-17	火薬類を取り扱う場所の付近では、喫煙し、又は火気を使 用しないこと。		適・否
準用 51-1-18	火薬類の取扱いには、盗難予防に留意すること。		適・否
56 Ø 4-1-1	煙火を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講ず ること。		適・否
56 Ø 4−1−2	煙火は、使用前に吸湿、導火線の損傷その他異常の有無を 検査し、異常のある場合には、当該煙火を使用しないこと。		適・否
56 Ø 4−1−3	前号の検査により使用に適さないと判断された煙火は、その旨を明記したうえで、次項本文の規定により設けられた煙火置場(同項ただし書の場合にあっては、火薬庫又は第十五条第一項の表の貯蔵する者等の区分の欄に掲げる場所)に返送すること。		適・否
56 Ø 4−1−4	消費場所においては、やむを得ない場合を除き、次項の規定により設けられた煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛煙火の設置場所以外の場所に、煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を存置しないこと。		適・否
56 Ø 4-1-5	煙火が爆発又は燃焼しているときは、打揚火薬の計量をしないこと。		適・否
56 Ø 4-1-6	煙火の消費場所の付近に消火用水を備える等消火のため の準備をすること。		適・否
56 Ø 4-1-7	煙火を取り扱う場合には、酒気を帯びていないこと。		適・否
56 Ø 4−2	消費場所においては、煙火の管理及び打揚げ等の準備をするために必要があるときは、煙火置場を設けなければならない。ただし、一日の消費見込量が無許可消費数量以下の消費場所については、この限りでない。	平成20年2月8日付経産省令 煙火置場は、煙火が電気点 火により打ち揚げられる場合 で、すべての煙火が打揚筒内 に入れられているときは、保管の必要のある煙火がないことから、設置を要さないこととする。	適•
56 Ø 4−3	前項の煙火置場は、次の各号の規定によらなければならない。		
56 Ø 4-3-1	煙火置場は、打揚筒の設置場所、仕掛煙火の設置場所及び 火気を取り扱う場所に対し、二十メートル以上の距離をとる こと。ただし、船上で煙火を消費する場合その他やむを得ず この距離をとることができない場合には、星の衝突等による 衝撃が煙火置場の内部に及ばないように措置を講ずること。		適・否
56 <i>⊙</i> 4−3−2	煙火置場は、日光の直射及び雨露を防ぎ、安全に作業がで きるような措置を講ずること。		適・否
56 Ø 4-3-3	煙火置場に煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を 存置する場合には、盗難を防止するための措置を講ずるこ と。	例示基準参照	適・否
56 O 4-3-4	煙火置場の周囲には、「立入禁止」、「火気厳禁」等と書い た警戒札を掲示すること。		適・否
56 Ø 4-3-5	煙火置場に煙火及び煙火の打揚げ等に使用する火薬類を 存置する場合には、これらに覆いをする等消費中の煙火の火 の粉等により着火しないような措置を講ずること。		適·否
56 Ø 4-4	煙火(手筒煙火を除く。以下この項及び次項において同		

			ı	I
大の種類及び重性に応じて、運動、人の集合する場所、建物 等に対し安全な影響をとること。 「一個 で		じ。) を消費する場合には、次の各号の規定を守らなければ ならない。		
「	56 Ø 4−4−1	打揚煙火の打揚筒及び仕掛煙火の設置場所は、消費する煙 火の種類及び重量に応じて、通路、人の集合する場所、建物		適・否
	56 Ø 4-4-2	険の発生するおそれがある場合には、煙火の消費を中止する		適・否
を使火及び打揚火業は、容器に収納し、取出しの都度完全に	56 O 4-4-3			適・否
56の4-4-5	56 Ø 4-4-4	た煙火及び打揚火薬は、容器に収納し、取出しの都度完全に		適•否
上空	56 Ø 4−4−5	打揚筒は、風向を考慮して上方その他の安全な方向に向 け、かつ、打揚げの際の衝撃により当該打揚筒の方向が変化		適・否
	56 O 4-4-6			適・否
# 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	56 Ø 4−4−7	よう必要な措置が講じられているものを除く。)から二十メ ートル以内の場所においては、煙火を打ち揚げないこと。た だし、当該仕掛煙火から二十メートル以内の場所に関係人が		適・否
させること。ただし、連発打揚げをする場合には、この限りでない。	56 Ø 4−4−8	建物等に対して二十メートル以上の安全な高さで開かせる		適・否
(係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないことを確認した後でなければ点火しないこと。 直径三センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合には、離隔距離(打ち揚げようとする煙火の打揚筒から関係人までの距離をいう。以下この号において同じ。)が二十メートル以上となるようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 イ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合において、打揚筒が破裂したときに発生する飛散物(以下この号及び第十四号において「飛散物」という。)を遮断する防護措置を講ずるとき。 ロ 直径二十四センチメートルを超え直径三十センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が五メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物の威力を軽減する防護措置を講ずるとき。 ハ 直径二十四センチメートルを超え直径で井・ンチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が十メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物の威力を軽減する防護措置を講するとき。 ハ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が十メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物の威力を軽減する防護措置を講するとき。 ハ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が五メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物に対する安全策」の例については、埼玉県煙火消費技術基準別表3を参照すること。 適・否	56 Ø 4−4−9	させること。ただし、連発打揚げをする場合には、この限り		適・否
は、離隔距離(打ち揚げようとする煙火の打揚筒から関係人までの距離をいう。以下この号において同じ。)がニナメートル以上となるようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 イ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合において、打揚筒が破裂したときに発生する飛散物(以下この号及び第十四号において「飛散物」という。)を遮断する防護措置を講するとき。 ロ 直径二十四センチメートルを超え直径三十センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が五メートル以上ニナメートル未満となる場合又は直径三十センチメートルを超え直径六十センチメートルルは一なる場合において、飛散物の威力を軽減する防護措置を講するとき。 ハ 直径二十四センチメートルを超え直径六十センチメートル未満となる場合において、飛散物の威力を軽減する防護措置を講するとき。 ハ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離がエメートル以上ニナメートル未満となる場合において、飛散物の威力を軽減する防護措置を講するとき。 ハ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合において、飛散物に対する安全策」の例については、埼玉県煙火消費技術基準別表3を参照する定数では、大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪大阪	56 Ø 4−4−10	係人のほかは立ち入らないような措置を講じ、危険がないこ		適・否
56 の 4-4-12 直径三センチメートルを超える煙火を打ち揚げる場合に 適・否	56 Φ 4-4-11	は、離隔距離(打ち揚げようとする煙火の打揚筒から関係人までの距離をいう。以下この号において同じ。)が二十メートル以上となるようにすること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 イ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が五メートル未満となる場合において、打揚筒が破裂したときに発生する飛散物(以下この号及び第十四号において「飛散物」という。)を遮断する防護措置を講ずるとき。 ロ 直径二十四センチメートルを超え直径三十センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が五メートル以上二十メートル未満となる場合又は直径三十センチメートルを超え直径六十センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が十メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物の威力を軽減する防護措置を講ずるとき。 ハ 直径二十四センチメートル以下の球状の煙火を打ち揚げる場合であって離隔距離が五メートル以上二十メートル未満となる場合において、飛散物に対する安全	置」の例については、埼玉県 煙火消費技術基準 別表 3 を 参照すること。 「飛散物の威力を軽減する防 護措置」の例については、埼 玉県煙火消費技術基準 別表 3 を参照すること。 「飛散物に対する安全策」の 例については、埼玉県煙火消	適・否
	56 O 4-4-12		ること。	適・否

第5 煙火の消費の許可

	1	1	1
56 O 4-4-13	第十一号イの場合(直径三センチメートル以下の球状の煙 火を打ち揚げる場合を除く。)には、当該打揚げに使用する 打揚筒は、他の打揚げに従事している者に係る打揚筒に対し		適・否
	て二メートル以上の距離をとること。		
56 Ø 4-4-14	第十一号ロの場合には、当該打揚げに使用する打揚筒は、		適・否
	軽量の飛散物となるような材質のものをできるだけ使用す		
	ること。		
56 Ø 4-4-15	点火後、煙火が打ち揚がらない場合には、次の規定を守る		適・否
00 % 1 1 10	こと。		地 首
56 Ø 4-4-16	不発の煙火がある場合には、すみやかに回収して水に浸す		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
30 07 4 4 10	等の適切な措置を講ずること。		適・否
70 m 4 7	煙火の消費に際し、電気点火を行う場合には、次の各号の		
56 Ø 4−5			
	規定を守らなければならない。	to a trade to see	
56 Ø 4−5−1	点火は、取扱いに際し、摩擦、衝撃等に対して安全な点火	例示基準参照	適・否
	具により行うこと。		
56 Ø 4−5−2	点火具は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この	例示基準参照	適・否
	場合において、試験は、発火のおそれがない安全な方法で行		
	い、かつ、危害予防の措置を講ずること。		
56 Ø 4-5-3	落雷の危険がある場合には、点火具に係る作業を中止する		適•否
	等の適切な措置を講ずること。		
56 Ø 4-5-4	漏えい電流により点火するおそれがある場合には、電気点		適・ 否
	火をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、		心 百
	この限りでない。		
56 Ø 4-5-5	電気点火器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
30 07 4 3 3	起電力を確かめること。		適・否
70 0 4 7 0	点火母線は、電気点火器の出力電圧に耐え得る絶縁効力の		\
56 Ø 4-5-6			適・否
	あるもので機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有		
	無を検査すること。		_
$56 \oslash 4 - 5 - 7$	点火母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は		適・否
	帯電するおそれが多いものから隔離すること。		
56 Ø 4−5−8	電気点火器と点火母線との接続後は、打揚筒に近づかない		適・否
	等の危害予防の措置を講ずること。		, i
56 Ø 4-5-9	点火に際しては、電圧並びに電源、点火母線及び点火具の		適・否
	全抵抗を考慮した後、点火具に所要電流を通ずること。		Į I
56 Ø 4-5-10	電気点火器には、点火作業に従事する者以外の者が点火す	例示基準参照	適・ 否
	ることができないよう措置を講ずること。		旭节
56 Ø 4−5−11	点火回路は、点火する前に導通又は抵抗を試験し、かつ、		適・否
00.51 0 11	試験は、関係人が安全な場所に退避したことを確認した後、		週 * 台
	安全な場所で実施すること。		
FC (D) 4 F 19	女主な物所で表記すること。 点火回路の全部又は一部を無線とした場合には、誤った信		\ \
56 Ø 4−5−12			適・否
	号を受信することにより点火具が意図に反して発火しない		
	よう措置を講ずること。		

記載例「火薬類(煙火)消費許可申請書」

様式第29 (第48条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受 理 日	年 月 日
×許可番号	

火薬類(煙火)消費許可申請書(記載例)

○○年○月○○日

さいたま市長 様

(代表者)○○株式会社代表取締役○○○○

名				称	○○株式会社							
事	務 (電	 所	在話	地)	00市00	町〇番地(〇)00-00	00	0-000)			
職				業	0000							
(代住氏年		表		者) 所 名 齢)	○○市○○町○番地 ○○○○(○○才)							
					ООст	ООст	$\bigcirc\bigcirc$ cm		cm	cm		cm
					○個	○個 ○個						
	火薬類 種類	[(煙! [及び)	は掛 スターマイン (最大)		裏打スターマイン(最大)					
					ナイアカ [*] ラ ○○m							
目				的	〇〇花火大	会						
場				所	さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地							
日(期				時 間)	〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分まで 雨天又は荒天の場合、中止・順延							
危	険 予 防 の 方 法 別紙のとおり											

記載例「危険予防の方法」

危険予防の方法(記載例)

1 危険区域の設定

- (1) 危険区域を設け、関係者以外の立入を禁止する。
- (2) 計画について、別紙警備計画書及び別図のとおりとする。

2 荒天等の場合の措置

- (1) 強風警報の発せられた場合又は消費場所において 10 メートル以上の風速がある場合、大雨の場合、 落雷の危険がある場合又は火災警報が発せられた場合は、即時消費を中止する。
- (2) 30cm 以上の大型の煙火玉を消費する場合は、吹き流し等で風向・風速を把握し、その結果に応じた 措置を講ずる。

3 救護体制

救急車を配備し、会場には医療場所を設け応急手当医療品を配備し、医師・看護師を配置する。

4 防火措置

- (1) 消防車を配置し、煙火消費 [直前 ・ 時間前] に打揚現場付近に散水し防火する。
- (2) 打揚に必要な場合以外、消費場所での火気使用は禁止する。

5 消費時の連絡体制

各本部の位置、担当責任者及び各本部間の連絡方法は次のとおりとする。

(1) 開催本部

ア 位置 [別図 地点]

イ 担当責任者 [所属:○○○○ 氏名:○○○○]

(2) 打揚本部 (現場)

ア位置 「別図 地点]

イ 担当責任者 [所属:○○○○ 氏名:○○○○]

(3) 警備·救護本部

ア 位置 [別図 地点]

イ 担当責任者 [所属:○○○○ 氏名:○○○○]

(4) 各本部間(現場)の連絡方法

[有線電話 ・ 携帯電話 ・ 無線 ・ その他 ()]

6 打揚業者

(1) 打揚事業者は、(社) 日本煙火協会発行の手帳を有する者とし、腕章等の識別を付ける。

(2) 煙火搬入又は筒設置等打揚準備は、日没前までに済ませる。

7 資材等

- (1) 消費場所で関係者が携帯する灯火は、懐中電灯に限る。
- (2) 筒は、 [**鉄** ・ ステンレス ・ 紙 ・ プラスチック] 製とする。 ※紙筒使用のときは、その管理方法について記載 ※プラスチック筒使用のときは、その使用方法(打揚間隔、頻度等)を記載
- (3) 点火方法は、単発は、 [投込み ・ 電気点火] 方法により行う。 早打は、 [焼き金 ・ 電気点火] 方法により行う。 スターマインは、 [電気点火 ・ 直接点火] 方法により行う。
- (4) 信号雷は [] 号玉、段数は [] 段とする。

8 煙火置場

- (1) 煙火置場の位置は、当日の風向きに応じ別図の $[A \sim B]$ 地点のうちから 1 か所を選定する。
- (2) 煙火置場の煙火は、有蓋容器に収納する。

9 終了後の措置

煙火消費終了後は、打揚従事者及び主催関係者が黒玉(不発玉)を [その日のうち ・翌朝6時まで] に回収する。

10 小型煙火の消費

- (1) 外装が紙製の場合は、縄、針金、布テープ等により側面、底面を補強する。
- (2) 杭、ブロック等で固定するなど、転倒防止措置を講ずる。
- (3) 消費する小型煙火の規格等を熟知し、適切な消費方法を行う。

11 危険区域内の人家等の対策

煙火の消費は、危険区域内の人家等から立ち退き等により安全が確認された後に行う。

記載例「消費計画書」

消費計画書

製造業者の氏名・名称	○○株式会社			
消費従事者	年齢	手帳番号	所属事業所	
00 00	○○歳	00-00	○○株式会社	
00 00	○○歳	00-00	○○株式会社	
00 00	○○歳	00-00	○○株式会社	
消費の順序	別紙 消費プログラムのと	おり		
略図	別図のとおり (縮尺	2,500 分の1)		
運搬計画	○○株式会社 ○○工場 —— ○ 10:00 12:	13:00 13:00		
	C	○警察署(届出済 届	出予定 不要)	
警備計画	別紙警備計画書のとおり			
火災予防条例に基づく		さいたま市消防局	 〇〇消防署 	
届出		(届出済	届出予定 不要)	
航空法第99条に基づく	1許可済 2申請済	3申請予定		
許可又は通報	4 通報済 ⑤ 通報予	定 6不要		
立入禁止区域内の土	· 立入禁止区域内施設(無)		
地・施設の管理者の打	・立退き承諾			
揚時立退きの承諾	(1書面写添付 (2	②承諾済 3予定)		
(備考)				
① 仕掛煙火、スターマインの内訳は別表に記載する。				
② 花火大会の連絡体系図は別図に記載する。				

記載例「消費する火薬類の種類・数量」

消費する火薬類の種類・数量

1 球状打揚煙火(スターマインを含む)

						合計	4,100 個
玉の直径	種別	数量 (個)		玉の直径	種別	数量 (個)	
		単発打揚	スターマイン	1		単発打揚	スターマイン
	ポカ物						
6 c m	割物		100				
	ポカ物						
7.5 c m	割物		2000	1			
	ポカ物	100					
9 c m	割物	200	1500				
	ポカ物						
12 c m	割物	100	100				
	ポカ物						
c m	割物						

2 その他の煙火(枠仕掛・ナイアガラ・小型煙火など)

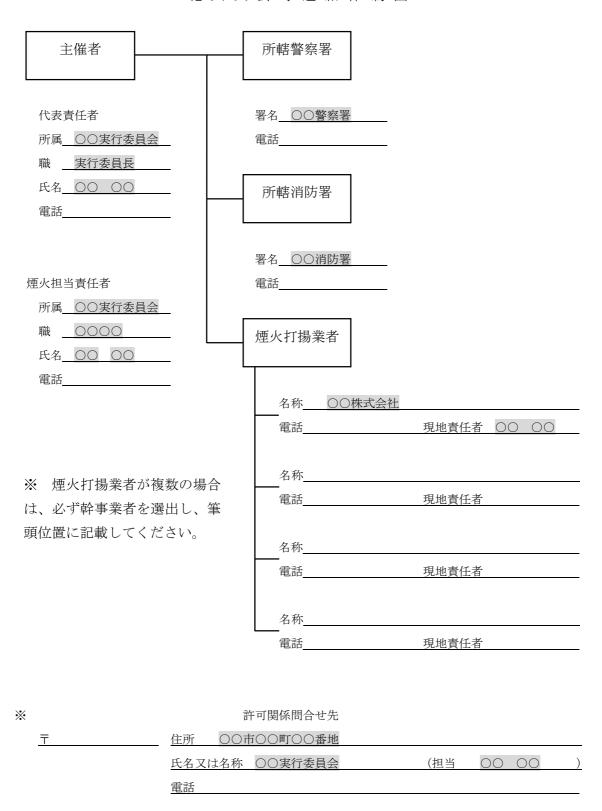
種 別	数 量	特 記 事 項
小型煙火	10	製品名〇〇〇〇

3	火薬量の総薬量	(打揚用火薬・	・ 仕掛煙火等含む)

	000	kg
--	-----	----

記載例「花火大会等連絡体制図」

花火大会等連絡体制図



記載例	「警備計画書」

警 備 計 画 書

1 警備日時

 〇〇年
 〇〇月
 〇〇日
 〇〇時
 〇〇分から

 〇〇年
 〇〇月
 〇〇日
 〇〇時
 〇〇分まで

2 警備場所

別図(人員配置、立入禁止区域、保安距離)のとおり

3 警備人員

 主催者
 OO人、 消防
 警察
 OO人

 その他(
)
 人

- 4 警備方法
 - (記載例): 1 立入禁止区域(別図赤実線)を設定し、各道路に警備員を配置し(別図緑柵形)、関係者以外の立ち入りを禁止する。
 - 2 交通規制 (別図黄色道路) を実施し、立入禁止区域内への車輌等の進入を禁止する。
 - 3 立入禁止区域境界は「立入検査」等の標識を付けたロープを張り、看板又は柵を設置する。

記載例「煙火消費プログラム」

煙火消費プログラム

No.

									110.	
予定時刻	No	種別	6	7.5	9	12		小型煙火	仕掛等(ナイアガラ m)	備考
		(単発・スターマイン・仕掛)	cm	cm	cm	cm	cm	八里座八	(枠仕掛 m×m)	加力
19:00		開会スターマイン								
19:10	1	段打ち								
	2	スターマイン								
	3	スターマイン								
	4	スターマイン								
19:25	5	段打ち								
19:30	6	仕掛け								
	7	スターマイン								
	8	スターマイン								
19:40	9	段打ち								
19:45	10	スターマイン								
19:50	11	スターマイン								
20:00	12	段打ち								
	13	スターマイン								
	14	スターマイン								
20:10	15	段打ち								
	16	スターマイン								
20:15	17	スターマイン								
20:20	18	段打ち								
20:25	19	スターマイン								
20:30	20	フィナーレスターマイン								
∆∋l.		打揚玉の合計								
合計		(〇〇〇個)								

記載例「現場図面」

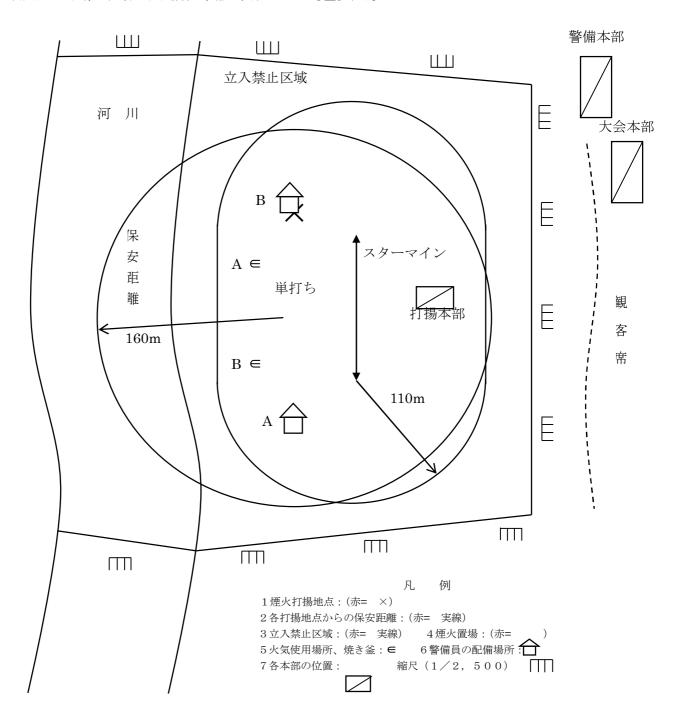
現場図面 (例)

※縮尺 2,500 分の 1 程度とし、人家等の位置が確認できるものとする。

住宅地図は参考図面程度とする。

地図は常に最新のものを使い、実際の現場と食い違いがないようにする。

河川内が立入禁止区域になる場合は、船の往来についても監視する。



記載例「立ち退き承諾書」

花火大会における土地・施設利用 及び立ち退きについての承諾書

下記の○○○○花火大会における私(当社)の所有(管理)地での煙火消費を承諾します。

なお、花火大会の危険区域(立入禁止区域)に指定された場所(土地・家屋・施設)への下記の立入は いたしません(立ち退きます)。また、この時間外であっても危険があると指示された場合は、立ち入りを 控えます。

記

行事名 ○○○○花火大会

承諾日時 ○○年○○月○○日 ○○時○○分 から ○○時○○分 まで

〇〇年〇〇月〇〇日

○○○○花火大会実行委員会

実行委員長 〇〇 〇〇 様

承諾者住所・氏名

さいたま市○○区○○町○○番地

00 00

無許可消費数量(省令第49条)

		消費量		
第1号 火薬			5 kg以下	
理化学上の実験の用に	無添加可塑性爆薬以外の爆薬	$2.5~\mathrm{kg}$		
供するため 1 回につき 工業雷管、電気雷管、銃用雷管、信号雷管、実包、			10	0 個以下
消費する場合	空包、信管、火管若しくは導火管付き雷管			
	導爆線若しくは導火管		20	0m 以下
第3号 射的練習の用に	共するため、その練習者が1日つき実包又は空包を		40	0 個以下
消費する場合				
第4号	直径 10cm超え、14cm以下の球状の打揚煙火	10 個以下	25 個以下	
信号又は観賞の用に供	直径 6 c m超え、10 c m以下の球状の打揚煙火		29 個以下	75 個以下
するために同一の消費	直径6cm以下の球状の打揚煙火			
地において 1 日につき	仕掛煙火に使用する炎管の数		20	0 個以下
煙火を次により消費す	ファイヤークラッカー等爆発音を出す筒物(スモ		30	0 個以下
る場合	ーククラッカーを除く)であって火薬 1g 以下爆			
	薬 (爆発音を出すためのものに限る) 0.1g以下の			
	煙火(マッチの側薬又は頭薬との摩擦によって発			
	火するものを除く)			
	爆竹(点火によって爆発音を出す筒物を連結した		30	0 個以下
	ものであってその本数が30本以下のものに限る)			
	であってその 1 本が火薬 1g 以下爆薬(爆発音を			
	出すためのものに限る) 0.1g 以下の煙火			
	競技用紙雷管			無制限
第 4 号の 2	その原料をなす火薬若しくは爆薬 30g 超え 50g 以下の煙火	5個以下	35 個以下	
映画又は演劇等の効果	その原料をなす火薬若しくは爆薬 15g 超え 30g 以下の煙火		29 個公士	85 個以下
の用に供するために同	その原料をなす火薬若しくは爆薬 15g 以下の煙火			
一の消費地において 1	発煙筒、撮影用照明筒若しくは爆薬(爆発音をだ			無制限
日につき煙火(打揚煙火	すためのものに限る) 0.1g 以下の煙火			
を除く)を次により消費				
する場合				
第5号 防霜、防虫、消炎			無制限	
発煙筒を消費する場合				
第5号の2 消火又は消火演習の用に供するために消火用煙火を消費する場 無制限				無制限
合				

Ⅱ 各論 第4章 譲受・消費の許可

無許可消費数量

第6号	空包	100 個以下	
動物の駆逐の用に供す			
るために 1 日につき次	原料をなす火薬又は爆薬 10g 以下の煙火	200 個以下	
のように消費する場合			
第6号の2 動物に係る記	調査の用に供するために動物に取り付ける発信器を	無制限	
動物の駆逐	を目的とする調査のために消費する場合(当該発信		
器の原料を	なす火薬が 30 mg以下で、かつ、爆薬が 60 mg以下で		
ある場合に「	限る)		
第7号 動物の捕獲の用	に供するために薬液注入用薬包を消費する場合	無制限	
第8号	建設用びょう打ち銃用空包	200 個以下	
建築若しくは建設の工	()内は、原料をなす火薬又は爆薬 0.4g 以下	(400 個以下)	
事、土木工事又は工業の	コンクリート破砕器	150 個以下	
用に供するために同一	工業銃用実包	100 個以下	
の消費地において1日	爆発びょう	500 個以下	
につき消費する場合	爆発せん孔器	50 個以下	
	鉱さい破砕器	20 個以下	
第9号 医療の用に供するために爆薬 11 mg以下の対外衝撃波腎結石破砕用 無制限			
圧力発生具を消費する場合			
法第 25 条第 1 項ただし書き			
法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費するとき。			
非常災害に際し緊急の措置をとるため必要な火薬類を消費するとき。			

無許可譲受数量(法第17条第1項)

第1号	製造業者が、火薬類を製造する目的で譲り受けるとき。
第2号	販売業者が、火薬類を販売する目的で譲り受けるとき。
第3号	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第
	八十八号)第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲(殺傷を含む。以下この号
	において同じ。)をすることの許可を受けた者(当該許可を受けた者が同条
	第八項に規定する法人である場合にあっては、同項に規定する従事者証の交
	付を受けた者) であつて装薬銃を使用するもの又は同法第五十五条第二項に
	規定する狩猟者登録を受けた者が、鳥獣の捕獲をする目的で経済産業省令で
	定める数量以下の火薬類を譲り受けるとき。
第4号	鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)により鉱物の試掘又は採掘を
	する者が、鉱物を掘採する目的で経済産業省令で定める数量以下の火薬類を
	譲り受けるとき。
省令第 37 条	法第十七条第一項第四号の規定により許可なく譲り受けることができる
	火薬類の数量は、一月につき火薬十三キログラム以下、無添加可塑性爆薬以
	外の爆薬五キログラム以下、工業雷管、電気雷管若しくは導火管付き雷管二
	百個以下、導火線若しくは導爆線四百メートル以下又は電気導火線五百個以
	下とする。
第5号	輸入の許可を受けて火薬類を譲り受けるとき。
第6号	法令に基づきその事務又は事業のために火薬類を消費する者が、その目的
	で火薬類を譲り受けるとき。

Ⅱ 各論 第5章 譲渡・廃棄の許可

第5章 譲渡・廃棄の許可

第1 火薬類の譲渡の許可(法第17条)

- 1 申請書の提出について
 - (1) 提出書類

省令様式第9「火薬類譲渡許可申請書」

(2) 申請時期

火薬類を譲渡しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

譲渡理由書

譲渡の相手方、相手方の火薬類保管場所、譲渡方法及び取扱者、その他公共の安全に必要な措置 について記載すること。

2 申請手数料について

1,200 円

☞ I 総則/6 申請に必要な手数料(5ページ)

- 3 許可の基準について
 - (1) 原則として、許可期間の満了や工事完了による残火薬類の返品に伴うものであり、譲渡する相手方が火薬類製造業者又は販売業者であること。
 - (2) 譲渡期間が1年以内で、かつ譲渡に必要であると認められる期間であること。
- 4 許可証について
 - (1) 審査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第11「火薬類譲渡許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。
 - (2) 譲渡許可証の交付を受け、譲渡行為が完了した場合は、保安係へ譲渡許可証を返納すること。
 - (3) 譲渡許可証の記載事項(住所、氏名又は名称及び職業に限る。)に変更が生じた場合は、省令様式 第12「火薬類譲渡(譲受)許可証書換申請書」に譲渡許可証を添付し、保安係へ提出し、譲渡許可 証の書換えを受けること。なお、譲渡許可証の記載事項のうち、許可を受けた者、火薬類の種類及

び数量、目的、期間に変更が生じた場合は、改めて譲渡許可申請が必要となる。

(4) 譲渡許可証を喪失し汚損し、又は盗取された場合は、省令様式第13「火薬類譲渡(譲受)許可証 再交付申請書」を保安係へ提出し、譲渡許可証の再交付を受けること。なお、申請の理由が汚損の 場合は、申請書に汚損した譲渡許可証を添付すること。また、申請の理由が、喪失又は盗取の場合 で、再交付を受けた後、旧許可証を発見したときは、速やかに保安係へ提出すること。

5 その他

法第50条の2の規定により、猟銃用火薬類等(銃刀法剣類所持等取締法に規定するけん銃又は猟銃に使用される実包及び無煙火薬、また、けん銃等、猟銃又は古式銃砲に使用される空包、銃用雷管及び黒色用猟用火薬をいう。)の、譲渡、譲受、輸入及び消費の許可の申請については、埼玉県公安委員会が申請等の窓口となる。

記載例「火薬類譲渡許可申請書」

様式第9 (第35条関係)

Ⅱ 各論 第5章 譲渡・廃棄の許可

第1 火薬類の譲渡の許可

×整理番号	
×審査結果	
×受 理 日	年 月 日
×許可番号	

火薬類譲渡許可申請書(記載例)

○○年○○月○○日

さいたま市長 様

(代表者) ○○株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇

名	称	○○株式会社		
事務所所在地(電		さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地 (〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇)		
職	業	0000		
(代表者)住所氏名	(年齢)	さいたま市〇〇区〇〇町〇〇番地 〇〇〇〇 (〇〇歳)		
火薬類の種類及び	が数量	○○○○ 火薬○○グラム		
譲渡の目的		例)残火薬類の返品による		
譲渡期間 (1年を越えない	こと。)	自 〇〇年 〇〇月 〇〇日 至 〇〇年 〇〇月 〇〇日		
譲渡火薬類の所在場所		さいたま市○○区○○町○○番地		
	住 所	○○市○○町○○番地		
譲渡の相手方	氏 名	〇〇株式会社		

第2 火薬類の廃棄の許可(法第27条)

- 1 申請書の提出について
 - (1) 提出書類

省令様式第30「火薬類廃棄許可申請書」

(2) 申請時期

火薬類を廃棄しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

ア 廃棄場所の案内図

イ 危険予防の方法

危険予防の方法には、次の事項について記載すること。

- 1. 廃棄にあたっての注意事項
- 2. 通行人等への配慮
- 3. 関係者以外の立入禁止措置
- 4. 盗難防止措置
- 5. 火薬類の取扱い

ウ 廃棄計画書

廃棄計画書には、次の事項について記載すること。

- 1. 廃棄火薬類の処理方法
- 2. 廃棄日時
- 3. 作業手順
- 4. 安全管理の方法
- 5. 従事者名簿
- 6. 廃棄場所付近の状況図

火薬類の廃棄場所、危険区域、見張人の位置等を朱書すること。

廃棄場所から半径 100m以内の保安物件並びに地形等、火薬類の廃棄に関する事項を明記すること。

- 2 許可の基準について
 - (1) 火薬類の廃棄が省令に定める技術上の基準に適合するものであること。

☞ 表1 廃棄の基準 (108ページ)

- (2) 廃棄を指揮する者は、火薬類についての一般的、基礎的知識及び火薬類の廃棄についての技術上の基準に関する知識並びに廃棄作業について経験を有する者であること。
- 3 許可証について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第7号「火薬類廃棄許可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

図 I 総則/3 さいたま市電子申請・届出サービスにおける申請等についての一般的留意事項 (3ページ)

4 その他

火薬類の廃棄の許可について、申請書の記載事項(火薬類の種類及び数量、場所、日時並びに危険 予防の方法を除く。)又は廃棄計画書に変更が生じた場合は、細則様式第 34 号「火薬類廃棄許可申請 書記載事項変更届」を保安係へ提出すること。なお、申請書の記載事項のうち、許可 を受けた者、火薬類の種類及び数量、場所、日時並びに危険予防の方法に変更が生じる場合は、改め て廃棄許可申請が必要となる。

表 1 廃棄の基準(省令第67条)

該当条項	審査基準	備考	適・否
省令 67-1	火薬類(不発弾を除く。)の廃棄は、廃棄しようとする火 薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が 発生するおそれのない方法により行わなければならない。	例示基準参照	適・否
67-2	前項の爆発処理又は燃焼処理をする場合には、第五十一条 第一号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第五十三 条の四第二号、第四号及び第五号並びに第五十四条第一号か ら第八号までのほか、次の各号の規定を守らなければならな い。		
準用 51-1-1	火薬類を収納する容器は、木その他電気不良導体で作った 丈夫な構造のものとし、内面には鉄類を表さないこと。		適・否
準用 51-1-2	火薬類を存置し、又は運搬するときは、火薬、爆薬、導爆線又は制御発破用コードと火工品(導爆線及び制御発破用コードを除く。)とは、それぞれ異なった容器に収納すること。ただし、火工所(第五十二条の二第一項の規定により設けられたものをいう。)において薬包に工業雷管、電気雷管又は導火管付き雷管を取り付けたものを当該火工所に存置し、又は当該火工所から発破場所に若しくは発破場所から当該火工所に運搬する場合には、この限りでない。		適・否
準用 51-1-3	火薬類を運搬するときは、衝撃等に対して安全な措置を講 ずること。この場合において、工業雷管、電気雷管若しくは 導火管付き雷管又はこれらを取り付けた薬包を坑内又は隔 離した場所に運搬するときは、背負袋、背負箱等その他の運 搬専用の安全な用具を使用すること。		適・否
準用 51-1-3 の 2	移動式製造設備を用いて特定硝酸アンモニウム系爆薬を 運搬する場合には、衝突、転落、転倒、著しい動揺その他当 該特定硝酸アンモニウム系爆薬に摩擦及び衝動を与えない ように慎重に行うこと。		適・否
準用 51-1-4	電気雷管は、脚線が露出しないような容器に収納して運搬 すること。		適・否
準用 51-1-5	火薬類は、使用前に、凍結、吸湿、固化その他異常の有無 を検査すること。		適・否
準用 51-1-6	凍結したダイナマイト等は、爆発又は発火のおそれがない 適切な方法で融解すること。ただし、火気、ストーブ、蒸気 管その他高熱源に接近させてはならない。		適・否
準用 51-1-7	固化したダイナマイト等は、もみほぐすこと。		適・否
準用 51-1-9	導火線は、導火線ばさみ等の適当な器具を使用して保安上 適当な長さに切断し、工業雷管に電気導火線又は導火線を取 り付ける場合には、口締器を使用すること。		適・否
準用 51-1-10	電気雷管は、できるだけ導通又は抵抗を試験すること。この場合において、試験は、当該電気雷管が爆発するおそれがない方法で行い、かつ、危害予防の措置を講ずること。		適・否
準用 51-1-11	落雷の危険があるときは、電気雷管又は電気導火線に係る 作業を中止する等の適切な措置を講ずること。		適・否

準用 53 の 4-1- 2	導火管付き雷管の導火管部を工業雷管、電気雷管、導爆線 又は導火管付き雷管の雷管部に取り付ける場合には、外れな いように確実に接続すること。		適・否
準用 53 の 4-1- 4	導火管の点火に用いる点火器には、点火作業に従事する者 以外の者が点火できないよう措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
準用 53 の 4-1- 5	導火管の点火に用いる点火器には、銃用雷管を用いないこ と。		適・否
準用 54-1-1	発破しようとする場所に漏えい電流がある場合には、電気 発破をしないこと。ただし、安全な方法により行う場合には、 この限りでない。		適・否
準用 54-1-2	電気発破器及び電池は、乾燥したところに置き、使用前に起電力を確かめること。		適•否
準用 54-1-3	発破母線は、日本産業規格 C 三三〇七 (二〇〇〇)「六〇〇V ビニル絶縁電線 (IV)」に適合する電線又はこれと同等以上の絶縁効力のある電線であって三十メートル以上の機械的に強力なものを使用し、使用前に断線の有無を検査すること。		適・否
準用 54-1-4	発破母線は、点火するまでは点火器に接続する側の端を短絡させておき、発破母線の電気雷管の脚線に接続する側は、 短絡を防ぐために心線を長短不ぞろいにしておくこと。		適·否
準用 54-1-5	発破母線を敷設する場合には、電線路その他の充電部又は 帯電するおそれが多いものから隔離すること。		適・否
準用 54-1-6	多数斉発に際しては、電圧並びに電源、発破母線、電気導 火線及び電気雷管の全抵抗を考慮した後、電気雷管に所要電 流を通ずること。		適・否
準用 54-1-7	動力線又は電灯線を電源にするときは、電路の開閉は確実 にし、当該作業者のほかは開閉できないようにし、かつ、電 路には電気雷管が確実に爆発するための適当な電流が流れ るようにすること。		適・否
準用 54-1-8	電気発破器には、点火作業に従事する者以外の者が点火で きないよう措置を講ずること。	例示基準参照	適・否
67-2-1	爆発又は燃焼は、広い場所、高さ二メートル以上の土堤で 囲まれた一定の場所等廃棄しようとする火薬類の全量が爆 発した場合において他に危害を及ぼさないような場所で行 うこと。		適·否
67-2-2	爆発又は燃焼をするときは、赤旗を掲げ、かつ、見張人を 置き作業に必要でない者の通行を遮断すること。		適・否
67-2-3	廃棄しようとする火薬類は、安全な場所に置き、処分終了 前に次の処分に着手しないこと。		適・否
67-2-4	燃焼により廃棄する場合には、焼却中はみだりに接近しないこと。		適・否
67-2-5	屋外において燃焼により廃棄する場合には、風の少ない日 を選び、かつ、点火に際しては風下から行うこと。		適・否

Ⅱ 各論 第5章 譲渡・廃棄の許可

第2 火薬類の廃棄の許可

67-2-6	電気雷管で爆発させる場合には、爆発場所を離れて導通試験を行うこと。		適·否
--------	-----------------------------------	--	-----

記載例「火薬類廃棄許可申請書」

様式第30(第65条関係)

×整理番号	
×審査結果	
×受 理 日	年 月 日
×許可番号	

火薬類廃棄許可申請書(記載例)

○○年○○月○○日

さいたま市長 様

(代表者)○○株式会社代表取締役○○○○

名称	○○株式会社
事務所所在地(電話)	〇〇市〇〇町〇〇番地(〇〇〇 - 〇〇〇 - 〇〇〇〇)
職業	0000
(代表者) 住所氏名 (年齢)	○○市○○町○○番地 ○○○○(○○歳)
火薬類の種類及び数量	○○○○ 火薬○○グラム
廃棄する理由	例) 残火薬類の廃棄による
方 法	例)爆発処理又は燃焼処理
場	さいたま市○○区○○町○○番地
日時	○○年○○月○○日 ○○時
廃棄を指揮する者の氏名	0000
危険予防の方法	別紙のとおり

第6章 完成検査・保安検査

第1 完成検査(法第15条)

火薬類製造施設の設置又は変更の完成検査

火薬類製造施設を設置又は変更(法第 10 条第 1 項ただし書の軽微な変更工事を除く。)したときは、 完成検査申請書を提出し、完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、 使用してはならない。

火薬庫の設置、移転、構造又は設備の変更の完成検査

火薬庫を設置、移転、構造又は設備の変更の工事(法第12条第1項ただし書による軽微な変更の工事を除く。)したときは、完成検査申請書を提出し、完成検査を受け、技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、使用してはならない。

- 1 申請書の提出について
- (1) 提出書類

省令様式第14「完成検査申請書」

(2) 申請時期

火薬類の製造施設の設置又は火薬庫の設置若しくは移転の工事を完成し、完成検査を受けようと するときは、申請すること。

- 2 申請手数料について
 - (1) 製造施設の設置又は変更 41,000 円
 - (2) 火薬庫の設置又は移転 41,000円
 - (3) 火薬庫の構造又は設備の変更 23,000円

☞ I 総則/6 申請に必要な手数料 (5ページ)

3 検査の基準について

- (1) 製造施設の設置又は変更に伴う完成検査にあっては、製造施設が法第7条第1号の省令で定める技術上の基準に適合していることを、省令別表第1で定める検査方法により検査する。
- (2) 火薬庫の設置、移転、構造又は設備の変更に伴う完成検査にあっては、火薬庫が法第 12 条第 3 項の省令で定める技術上の基準に適合していることを、省令別表第 2 で定める検査方法により検査 する。 省令別表第 2 火薬庫について行う完成検査の方法 (115ページ~124ページ)

4 許可証について

検査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第 15「完成検査証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

5 その他

火薬庫にあっては、法第 12 条の 2 の規定により、甲の地位を乙が承継できることから、改めて完成 検査を行う必要はないが、製造施設にあっては、譲り渡しを受けた者に地位の承継が認められていな いことから完成検査を行うべきか否かについて問題が生ずるため、運用上、製造施設が以前に完成検 査を受けた状態のまま譲り渡されたときは、改めて完成検査を行う必要はないものとする。

ただし、以前に製造施設であったものでも、譲り渡されるまでの間に法第9条第3項の基準適合維持が課せられていない状態(例えば、製造の廃止等)にあるときには、改めて譲り受けた者が完成検査を受けなければならない。

省令別表第2 火薬庫について行う完成検査の方法

- ・1 火薬庫の保安距離の基準
- ・2 地上式一級火薬庫の基準
- ・3 地上式覆土式一級火薬庫の基準
- ・4 地中式一級火薬庫の基準
- ・5 地下式一級火薬庫の基準
- ・6 地上式二級火薬庫の基準
- ・7 地中式二級火薬庫の基準
- ・8 地上式三級火薬庫の基準
- ・9 地中式三級火薬庫の基準
- ・10 水蓄火薬庫の基準
- ・11 横穴式水蓄火薬庫の基準
- ・12 実包火薬庫の基準
- ・13 煙火火薬庫の基準
- ・14 がん具煙火庫及び導火線庫の基準
- ・15 避雷装置の基準
- ・16 土堤の基準
- ・17 簡易土堤の基準
- ・18 防爆壁の基準

第1 完成検査

・1 火薬庫の保安距離の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
1 火薬庫の保安距 離の基準	1 第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。 ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。		適・否

・2 地上式一級火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第二十四条第一	一 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査す		適•否
号の火薬庫の設置場	る。		
所	The state of the s		
二 第二十四条第二 号の火薬庫の構造	二 火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、目 視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十四条第三	院及い図面により恢复する。 三 火薬庫の壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測		\
号の火薬庫の壁	定により検査する。		適・否
四第二十四条第四	四 火薬庫の入口の扉の設置の状況及び盗難を防止するため		\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\
号の火薬庫の入口の	の措置の状況を、目視、図面又は巻尺その他の測定器具を用		適・否
扉	いた測定等により検査する。		
五 第二十四条第五	五 火薬庫の窓の設置の状況を、目視及び図面により検査し、		適・否
号の火薬庫の窓	及び当該窓に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を用		
	いた測定により検査する。		
六 第二十四条第六	六 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔の設置		適・否
号の搬出入装置を有	の状況を、目視及び図面により検査し、並びに床の高さ及び		
する火薬庫以外の火	当該通気孔に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を用		
薬庫の床及び通気孔	いた測定により検査する。		
七第二十四条第七	七 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面の材質及		適・否
号の搬出入装置を有	び床面の状況を、目視及び図面により検査する。		
する火薬庫以外の火			
薬庫の内面 八 第二十四条第八	八 火薬庫の換気孔の設置の状況を、目視及び図面により検		\
号の火薬庫の換気孔	大		適・否
九 第二十四条第九	九 暖房装置の熱源の種類を、目視により検査する。		* ~
号の火薬庫の暖房装	70 极为我色少然的少性效色、自1001年80万段至7 00		適・否
置			
十 第二十四条第十	十 照明設備の防爆構造、配線方法及び自動遮断器又は開閉		適・否
号の火薬庫の照明設	器の位置を、目視により検査する。		週•台
備			
十一 第二十四条第	十一 火薬庫の小屋組及び屋根の外面の材質並びに盗難及び		適•否
十一号の火薬庫の小	火災を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。		
屋組及び屋根			
十二 第二十四条第	十二 避雷装置の有無を、目視により検査する。		適・否
十二号の避雷装置			
十三 第二十四条第	十三 土堤の有無を、目視により検査する。		適・否
十三号の土堤			
十四 第二十四条第	十四 防火設備及び警戒設備の設置の状況を、目視及び図面		適・否
十四号の防火設備及 び警戒設備	により検査する。		
十五 第二十四条第	十五 火薬庫の天井裏又は屋根の盗難を防止するための措置		\
十五号の盗難を防止	十五		適・否
するための措置			
十六 第二十四条第	- 十六 見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状		* で
十六号の警鳴装置	況を、目視又は図面により検査し、当該装置の機能を作動試		適・否
	験又はその記録により検査する。		

・3 地上式覆土式一級火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第二十四条の二 において準用する第 二十四条第一号、第 四号、第七号、第九 号、第十二号、第十 四号及び第十六号並 びに第二十五条第七 号及び第八号に掲げ る検査項目	一 前項第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第七号及び第八号に掲げる完成 検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十四条の二 第一号の火薬庫の構 造	二 火薬庫の構造及び材質を、目視及び図面により検査し、 及び外部構造の壁及び内部構造の壁の厚さ並びに間隔を、巻 尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。		適・否
三 第二十四条の二 第二号の火薬庫の基 礎	三 火薬庫の基礎及び排水の措置の状況を、目視及び図面に より検査する。		適・否
四 第二十四条の二 第三号の搬出入装置 を有する火薬庫以外 の火薬庫の床、通気 孔及び換気孔	四 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔及び換 気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査し、並びに床 の高さ及び当該通気孔並びに換気孔に係る主要な寸法を、巻 尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。		適・否
五 第二十四条の二 第四号及び第五号の 火薬庫の覆土	五 火薬庫の履士の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該覆土のこう配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否

・4 地中式一級火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
第二十五条において準用する第二十四条第七号及び第十六号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十五条第一 号の火薬庫の設置場 所	二 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十五条第二 号の火薬庫の構造	三 火薬庫の防湿構造及び材質を、目視及び図面により検査 する。		適・否
四 第二十五条第三 号の火薬庫の外壁と 岩壁との間の空間	四 火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の状況 を、目視及び図面により検査する。		適・否
五 第二十五条第四 号の火薬庫の入口及 び火薬庫に通ずるト ンネルの入口の扉	五 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉の 設置状況及び盗難を防止するための措置の状況を、目視、図 面又は巻尺その他の測定器具を用いた測定等により検査す る。		適・否
六 第二十五条第六 号の火薬庫の地盤の 厚さ	六 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた 検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚 さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定でき る場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができ る。		適・否
七 第二十五条第七 号の火薬庫の入口又 はトンネルの入口前 方の衝動波防止の措 置	七 火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
八 第二十五条第八 号の火薬庫の照明設 備	八 照明設備の防爆構造、配線方法及び自動遮断器又は開閉 器の位置を、目視により検査する。		適・否

・5 地下式一級火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適•否
第二十五条の二において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第四号及び第八号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第五号及び第八 号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十五条の二 第一号の火薬庫の設 置場所	二 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十五条の二 第二号の火薬庫の構 造	三 火薬庫の構造及び材質を、目視及び図面により検査し、 及び外部構造の壁と内部構造の壁との間隔を、巻尺その他の 測定器具を用いた測定により検査する。		適・否
四 第二十五条の二 第三号の外部構造と 内部構造との間の空 間	四 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間の排水の措置 の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
五 第二十五条の二 第五号の搬出入用ト ンネル	五 搬出入用トンネルの設置の状況及び衝動波防止の措置の 状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
六 第二十五条の二 第六号の昇降機その 他火薬類の運搬に用 いる設備	六 昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備の設置の状況及び構造を、目視及び図面により検査する。		適・否
七 第二十五条の二 第七号の放爆用トン ネル	七 放爆用トンネルの設置の状況を、目視及び図面により検査し、及び放爆用トンネルの断面積を巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の値を満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
八 第二十五条の二 第八号の火薬庫の側 面及び底面の地盤の 厚さ	八 火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判断できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
九 第二十五条の二 第九号及び第十号の 土かぶり	九 火薬庫の土かぶりの状況を、目視及び図面により検査し、 及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定器具を用いた測定に より検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満 たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合 に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
十 第二十五条の二 第十一号の警戒設備	十 警戒設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否

第1 完成検査

・6 地上式二級火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第二十六条第一 項において準用する 第二十四条第一号、 第四号、第五号、第 七号、第九号、第十 号及び第十四号から 第十六号までに掲げ る検査項目	一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第 十号及び第十四号から第十六号までに掲げる完成検査の方法 により検査を行う。		適・否
二 第二十六条第一 項第一号の火薬庫の 構造	二 火薬庫の構造、材質並びに盗難及び火災を防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
削除	削除		
四 第二十六条第一 項第一号の二の火薬 庫の小屋組及び屋根	四 火薬庫の小屋組及び屋根の外面の材質並びに盗難及び火 災を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。		適・否
五 第二十六条第一 項第二号の避雷装置	五 避雷装置の有無を、目視により検査する。		適・否
六 第二十六条第一 項第三号の土堤	六 土堤の有無を、目視により検査する。		適・否
七 第二十六条第一 項第四号の他の二級 火薬庫との間に土堤 を設けない火薬庫の 相互の距離	七 他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の 距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。 ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていること が目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査 に替えることができる。		適・否

・7 地中式二級火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
第二十六条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第六号及び第八号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第六号及び第八 号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十六条第二 項第一号の火薬庫の 構造	二 火薬庫の盗難を防ぐ構造を、目視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十六条第二 項第二号の穴を掘っ て設けられた火薬庫	三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の材質を、目視により検査する。		適・否

第1 完成検査

・8 地上式三級火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
第二十七条第一項において準用する第二十四条第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に掲げる検査項目	一 第二項第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に 掲げる完成検査の方法により検査を行う。		適・否
二第二十七条第一項第一号の火薬庫の壁	二 火薬庫の壁の材質を、目視により検査し、及び当該壁の 厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。		適・否
三 第二十七条第一 項第二号の火薬庫の 小屋組及び屋根	三 火薬庫の小屋組及び屋根の材質並びに盗難を防ぐ構造 を、目視及び図面により検査する。		適・否
四 第二十七条第一 項第三号の火薬又は 爆薬と火工品とを同 時に貯蔵する火薬庫 の隔壁	四 火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵する火薬庫に設けられた隔壁の設置の状況及び材質を、目視及び図面により検査し、及び当該隔壁の厚さを、巻き尺その他の測定器具を用いた検査により検査する。		適・否
五 第二十七条第一 項第四号の火薬庫の 入口	五 火薬庫の入口及び注水設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
六 第二十七条第一 項第五号の火薬庫の 土堤	六 土堤又は簡易土堤の有無を、目視により検査する。		適・否

・9 地中式三級火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第二十七条第二 項において準用する 第二十四条第七号及 び第十六号、第二十 五条第一号から第四 号まで及び第七号並 びに第二十七条第一 項第三号に掲げる検 査項目	一 第二項第七号及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十七条第二 項第一号の火薬庫の 地盤の厚さ	二 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた 測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚 さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定でき る場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができ る。		適・否
三 第二十七条第二 項第二号の火薬庫の 設置場所	三 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否

第1 完成検査

・10 水蓄火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第二十七条の二第一号の火薬庫の壁及び底面	一 火薬庫の壁及び底面の材質並びに水もれを防ぐ措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該壁及び底面の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。		適·否
二 第二十七条の二 第二号の火薬庫の屋 根	二 火薬庫の屋根の材質並びに火災及び盗難を防ぐ構造を、 目視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十七条の二 第三号の火薬庫の設 備	三 火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置 の状況を、目視及び図面により検査する。		適·否
四 第二十七条の二 第四号の火薬庫の流 出口等	四 火薬庫に設けられているあふれ出る水の流出口及び当該 流出口に設置されている沈殿槽の設置の状況並びに火薬類を 流失させない措置の状況を、目視及び図面により検査する。		適·否

・11 横穴式水蓄火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適•否
第二十七条の三 において準用する第 二十七条の二第三号 及び第四号に掲げる 検査項目	一 前項第三号及び第四号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十七条の三 第一号の火薬庫の内 面	二 火薬庫の内面の構造及び水もれを防ぐ措置の状況を、目 視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十七条の三 第二号の火薬庫の前 面のよう壁	三 火薬庫の前面のよう壁の材質及び構造を、目視により検査する。		適・否
四 第二十七条の三 第三号の火薬庫の前 面のよう壁の出入口	四 火薬庫の前面のよう壁に設けられた出入口の水もれを防ぐ措置の状況を、目視により検査する。		適・否
五 第二十七条の三 第四号の火薬庫の盗 難防止の措置	五 火薬庫の出入口の盗難防止の措置の状況を、目視により 検査する。		適・否

・12 実包火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第二十七条の四 第一項の基準 イ 第二十七条の 四第一項において準 用する第二十四条第 一号、第二号、第四 号から第十号まで、 第十二号、第十四号 及び第十六号に掲げ る検査項目	イ 第二項第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる完成検査の方法により検査を行う。		通・
ロ 第二十七条の 四第一項第一号の火 薬庫の壁 ハ 第二十七条の 四第一項第二号の火 薬庫の屋根 ニ 第二十七条の 四第一項第三号の火 薬庫の外部の点灯設 備 二 第二十七条の四	ロ 火薬庫の壁の材質を、目視により検査し、及び当該壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。 ハ 火薬庫の屋根の材質を、目視により検査し、及び当該屋根の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。 ニ 火薬庫の外部の点灯設備の有無を、目視により検査する。		
第二十七年の四年 本年 年 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日	イ 第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで 及び第十六号並びに前号ニに掲げる完成検査の方法により検 査を行う。		適・否
ロ 第二十七条の 四第二項第一号の火 薬庫の壁及び屋根 ハ 第二十七条の 四第二項第二号の火 薬庫の窓	ロ 火薬庫の壁及び屋根の材質を、目視により検査し、並び に当該壁及び屋根の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた 測定により検査する。 ハ 窓が設けられていないことを、目視により検査する。		
二 第二十七条の 四第二項第三号の警 戒設備 ホ 第二十七条の 四第二項第四号の火 薬庫における地震動	ニ 警戒設備の設置の状況を、目視及び図面により検査する。 ホ 火薬庫における地震動に対する安全性を、目視及び図面 により検査する。		
四第二項第三号の警 戒設備 ホ 第二十七条の 四第二項第四号の火	ホ 火薬庫における地震動に対する安全性を、目視及び図面		

第1 完成検査

・13 煙火火薬庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
第二十八条において準用する第二十四条第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に掲げる検査項目	一 第二項第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に 掲げる完成検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十八条第一 号の火薬庫の構造	二 火薬庫の構造、材質、基礎及び排水の措置の状況を、目 視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十八条第一 号の二の火薬庫の入 口の扉	三 火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。		適・否
四 第二十八条第二 号の火薬庫の壁	四 火薬庫の壁の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測 定により検査する。		適・否
五 第二十八条第三 号の火薬庫の通気孔	五 通気孔の設置の状況を、目視及び図面により検査し、及 び当該通気孔に係る主要な寸法を、巻尺その他の測定器具を 用いた測定により検査する。		適・否
六 第二十八条第四 号の火薬庫の土堤	六 土堤、簡易土堤又は防爆壁の有無を、目視により検査す る。		適・否

・14 がん具煙火庫及び導火線庫の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第二十九条において準用する第二十四条第一号に掲げる検査項目	一 第二項第一号に掲げる完成検査の方法により検査を行 う。		適・否
二 第二十九条第一 号の貯蔵庫の構造	二 がん具煙火貯蔵庫の構造及び防火の措置を、目視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十九条第二 号の貯蔵庫の入口の 扉	三 がん具煙火貯蔵庫の入口の扉の盗難防止の措置の状況 を、目視及び図面により検査する。		適・否

・15 避雷装置の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
避雷装置の基準	第三十条の避雷装置の位置、型式、構造、材質等を、目視、		適・否
	図面及び測定器具を用いた測定により検査する。		,,

第1 完成検査

・16 土堤の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
- 第三十一条第一 号の土堤の内面の堤 脚から火薬庫までの 距離	一 内面の堤脚から火薬庫の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。		適・否
二 第三十一条第二 号の切通の出入口を 設けた土堤の構造	二 切通の出入口を通して火薬庫の本屋を見ることができない構造となっていることを、目視により検査する。		適・否
三 第三十一条第三 号のトンネルの出入 口を設けた土堤の構 造	三 トンネルの出入口を通して火薬庫の外壁を見ることができない構造となっていることを、目視により検査する。		適・否
四 第三十一条第四 号の土堤のこう配及 び高さ	四 土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
五 第三十一条第五 号の堤脚を土留とす る土堤	五 堤脚を土留とする土堤の内面の材料を記録により検査 し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定 により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを 満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場 合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
六 第三十一条第六 号の土堤を兼用する ときの通路	六 土堤を兼用するときの通路の有無を目視により検査する。		適・否
七 第三十一条第七 号の土堤の堤面	七 土堤の堤面の被覆の状況を目視により検査する。		適・否

・17 簡易土堤の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
一 第三十一条の二	一 前項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる完成検査		適・否
において準用する第	の方法により検査を行う。		, ,
三十一条第一号から			
第三号まで及び第六			
号に掲げる検査項目			
二 第三十一条の二	二 簡易土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を		適・否
第一号の簡易土堤の	用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既		į l
こう配及び高さ	定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面によ		
	り容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に		
	替えることができる。		
三 第三十一条の二	三 土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の材質を、		適・否
第二号の土堤の土留	目視又は図面により検査する。		, i
四 第三十一条の二	四 土堤の頂部の雨水の浸入を防ぐ構造を、目視及び図面に		適・否
第三号の土堤の頂部	より検査する。		į, l

18 防爆壁の基準

検査項目	完成検査の方法	備考	適・否
防爆壁の基準	第三十一条の三の防爆壁の位置、構造、材質等を、目視、		適・否
	図面及び測定器具を用いた測定により検査する。		,,

第2 保安検査(法第35条)

製造施設の保安検査

製造業者は、火薬類の爆発若しくは発火の危険がある製造施設(危険工室、火薬類一時置場、日乾場、移動式製造設備用工室、移動式製造設備) について、法第35条に基づく保安検査を1年に1回受けなければならない。

火薬庫の保安検査

火薬庫所有者又は占有者は、法第35条に基づく保安検査を1年に1回受けなければならない。

- 1 申請書の提出について
 - (1) 提出書類

省令様式第 18「保安検査申請書」

製造施設の検査及び火薬庫の検査を両方受ける場合は、それぞれ別の申請となる。火薬庫を複数 所占有する場合の火薬庫の保安検査の申請は、事業者あたり1の申請となる。

(2) 申請時期

保安検査を受検しようとする 1 か月前 (使用を休止した火薬庫の場合は、再び使用とする日の 30 日前)までに、申請すること。

- 2 申請手数料について
 - (1) 製造施設 41,000円
 - (2) 火薬庫 41,000円

☑ I 総則/6 申請に必要な手数料(5ページ)

- 3 検査の基準について
 - (1) 製造施設の保安検査にあっては、特定施設が法第7条第1号の省令で定める技術上の基準に適合していること並びに法第28条第1項の認可を受けた危害予防規程に定められた事項のうち保安の確保のための組織及び方法に係るものとして実施していることを、省令別表第3で定める検査方法により検査する。
 - (2) 火薬庫の保安検査にあっては、火薬庫が法第12条第3項の省令で定める技術上の基準に適合していることを、省令別表第4で定める検査方法により検査する。
 - 3 省令別表第4 火薬庫について行う保安検査の方法(126ページ~135ページ)

4 許可証について

検査の結果、基準に適合する場合は、省令様式第 19「保安検査証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

省令別表第4 火薬庫について行う保安検査の方法

- ・1 火薬庫の保安距離の基準
- ・2 地上式一級火薬庫の基準
- ・3 地上式覆土式一級火薬庫の基準
- ・4 地中式一級火薬庫の基準
- ・5 地下式一級火薬庫の基準
- ・6 地上式二級火薬庫の基準
- ・7 地中式二級火薬庫の基準
- ・8 地上式三級火薬庫の基準
- ・9 地中式三級火薬庫の基準
- ・10 水蓄火薬庫の基準
- ・11 横穴式水蓄火薬庫の基準
- ・12 実包火薬庫の基準
- ・13 煙火火薬庫の基準
- ・14 がん具煙火庫及び導火線庫の基準
- ・15 避雷装置の基準
- ・16 土堤の基準
- ・17 簡易土堤の基準
- ・18 防爆壁の基準

第2 保安検査

・1 火薬庫の保安距離の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
1 火薬庫の保安距離の基準	1 第二十三条各項の火薬庫の外壁から保安物件に対する距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。 ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。		適・否

・2 地上式一級火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十四条第一	一 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査す		適・否
号の火薬庫の設置場	る。		
所 二 第二十四条第二	二 火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。		× 1.
- 第二十四条第二 号の火薬庫の構造	二		適・否
三 第二十四条第三	三 火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
号の火薬庫の壁			週•谷
四 第二十四条第四	四 火薬庫の入口の扉及び盗難を防止するための措置の維持		適・否
号の火薬庫の入口の	管理状況を、目視により検査する。		
扉 エ 第二 L 四名第二	アール薬中の空の毎年然四世により日知により枝末より		
五 第二十四条第五 号の火薬庫の窓	五 火薬庫の窓の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
六 第二十四条第六	│ 六 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔の維持		· 本 不
号の搬出入装置を有	管理状況を、目視により検査する。		適・否
する火薬庫以外の火			
薬庫の床及び通気孔			
七第二十四条第七	七 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の内面の維持管		適・否
号の搬出入装置を有 する火薬庫以外の火	理状況を、目視により検査する。		
薬庫の内面			
八 第二十四条第八	八 火薬庫の換気孔の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
号の火薬庫の換気孔	/ / /// JC// JC// API/ B - EM/DEC (A DEL-CO / JCE / DE		週•台
九 第二十四条第九	九 暖房装置の熱源の種類を、目視により検査する。		適・否
号の火薬庫の暖房装			~= 1
十 第二十四条第十	十 照明設備の維持管理状況を、目視により検査する。		× 1.
号の火薬庫の照明設	一		適・否
備			
十一 第二十四条第	十一 火薬庫の小屋組及び屋根の外面の維持管理状況を、目		適・否
十一号の火薬庫の小	視及び図面により検査する。		
屋組及び屋根			
十二 第二十四条第 十二号の避雷装置	十二 避雷装置の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
十三 第二十四条第	十三 土堤の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
十三号の土堤			心"白
十四 第二十四条第	十四 防火設備及び警戒設備の維持管理状況を、目視により		適・否
十四号の防火設備及	検査する。		7
び警戒設備			> t
十五 第二十四条第 十五号の盗難を防止	十五 火薬庫の天井裏又は屋根の盗難を防止するための措置 の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
するための措置			
十六 第二十四条第	十六 見張人を常時配置しない火薬庫の警鳴装置の設置の状		適・否
十六号の警鳴装置	況を、目視により検査し、当該装置の機能を、作動試験又は		地 首
	その記録等により検査する。		

・3 地上式覆土式一級火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十四条の二 において準用する第 二十四条第一号、第 四号、第七号、第九 号、第十二号、第十 四号及び第十六号並 びに第二十五条第七 号及び第八号に掲げ る検査項目	一 前項第一号、第四号、第七号、第九号、第十二号、第十四号及び第十六号並びに次項第七号及び第八号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十四条の二 第一号の火薬庫の構 造	二 火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
三 第二十四条の二 第二号の火薬庫の基 礎	三 火薬庫の基礎及び排水の措置の維持管理状況を、目視及 び図面により検査する。		適・否
四 第二十四条の二 第三号の搬出入装置 を有する火薬庫以外 の火薬庫の床、通気 孔及び換気孔	四 搬出入装置を有する火薬庫以外の火薬庫の通気孔及び換 気孔の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
五 第二十四条の二 第四号及び第五号の 火薬庫の覆土	五 火薬庫の覆土の維持管理状況を、目視により検査し、及び当該覆土のこう配及び厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否

・4 地中式一級火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
第二十五条において準用する第二十四条第七号及び第十六号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十五条第一 号の火薬庫の設置場 所	二 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十五条第二 号の火薬庫の構造	三 火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
四 第二十五条第三 号の火薬庫の外壁と 岩壁との間の空間	四 火薬庫の外壁と岩壁との間の空間の排水の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。		適•否
五 第二十五条第四 号の火薬庫の入口及 び火薬庫に通ずるト ンネルの入口の扉	五 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口の扉並 びに火災及び盗難を防止するための措置の維持管理状況を、 目視により検査する。		適・否
六 第二十五条第六 号の火薬庫の地盤の 厚さ	六 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた 検査により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚 さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定でき る場合に限り、目視による検査に替えることができる。		適・否
七 第二十五条第七 号の火薬庫の入口又 はトンネルの入口前 方の衝動波防止の措 置	七 火薬庫の入口又はトンネルの入口前方の衝動波防止の措置の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
八 第二十五条第八 号の火薬庫の照明設 備	八 照明設備の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否

・5 地下式一級火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十五条の二 において準用する第 二十四条第七号及び 第十六号並びに第二 十五条第四号及び第 八号に掲げる検査項 目	一 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第五号及び第八 号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十五条の二 第一号の火薬庫の設 置場所	二 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十五条の二 第二号の火薬庫の構 造	三 火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
四 第二十五条の二 第三号の外部構造と 内部構造との間の空 間	四 火薬庫の外部構造と内部構造との間の空間の排水の措置 の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
五 第二十五条の二 第五号の搬出入用ト ンネル	五 搬出入用トンネルの維持管理状況及び衝動波防止の措置 の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
六 第二十五条の二 第六号の昇降機その 他火薬類の運搬に用 いる設備	六 昇降機その他火薬類の運搬に用いる設備の維持管理状況 を、目視及び図面により検査する。		適・否
七 第二十五条の二 第七号の放爆用トン ネル	七 放爆用トンネルの維持管理状況を、目視及び図面により 検査する。		適・否
八 第二十五条の二 第八号の火薬庫の側 面及び底面の地盤の 厚さ	八 火薬庫の側面及び底面の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判断できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。		適・否
九 第二十五条の二 第九号及び第十号の 土かぶり	九 火薬庫の土かぶりの維持管理状況を、目視により検査し、 及び当該土かぶりを、巻尺その他の測定器具を用いた測定に より検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満 たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合 に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
十 第二十五条の二 第十一号の警戒設備	十 警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否

第2 保安検査

・6 地上式二級火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適•否
一 第二十六条第一 項において準用する 第二十四条第一号、 第四号、第五号、第 七号、第九号、第十 号及び第十四号から 第十六号までに掲げ る検査項目	一 第二項第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十 号及び第十四号から第十六号までに掲げる保安検査の方法に より検査を行う。		適・否
二 第二十六条第一 項第一号の火薬庫の 構造	二 火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
削除	削除		
四 第二十六条第一 項第一号の二の火薬 庫の小屋組及び屋根	四 火薬庫の小屋組及び屋根の外面の維持管理状況を、目視 により検査する。		適・否
五 第二十六条第一 項第二号の避雷装置	五 避雷装置の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
六 第二十六条第一 項第三号の土堤	六 土堤の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
七 第二十六条第一 項第四号の他の二級 火薬庫との間に土堤 を設けない火薬庫の 相互の距離	七 他の二級火薬庫との間に土堤を設けない火薬庫の相互の 距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。 ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていること が目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査 に替えることができる。		適・否

・7 地中式二級火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
第二十六条第二項において準用する第二十四条第七号及び第十六号並びに第二十五条第六号及び第八号に掲げる検査項目	一 第二項第七号及び第十六号並びに第四項第六号及び第八 号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十六条第二 項第一号の火薬庫の 構造	二 火薬庫の盗難を防ぐ構造の維持管理状況を、目視により 検査する。		適・否
三 第二十六条第二 項第二号の穴を掘っ て設けられた火薬庫	三 丘陵の斜面又はトンネルの内側壁に穴を掘って設けられた火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否

第2 保安検査

・8 地上式三級火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十七条第一 項において準用する 第二十四条第四号か ら第十号まで、第十 五号及び第十六号に 掲げる検査項目	一 第二項第四号から第十号まで、第十五号及び第十六号に 掲げる保安検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十七条第一 項第一号の火薬庫の 壁	二 火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
三 第二十七条第一 項第二号の火薬庫の 小屋組及び屋根	三 火薬庫の小屋組及び屋根の維持管理状況を、目視により 検査する。		適・否
四 第二十七条第一 項第三号の火薬又は 爆薬と火工品とを同 時に貯蔵する火薬庫 の隔壁	四 火薬又は爆薬と火工品を同時に貯蔵する火薬庫に設けられた隔壁の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
五 第二十七条第一 項第四号の火薬庫の 入口	五 火薬庫の入口及び注水設備の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
六 第二十七条第一 項第五号の火薬庫の 土堤	六 土堤又は簡易土堤の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否

・9 地中式三級火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十七条第二 項において準用する 第二十四条第七号及 び第十六号、第二十 五条第一号から第四 号まで及び第七号並 びに第二十七条第一 項第三号に掲げる検 査項目	一 第二項第七号及び第十六号、第四項第二号から第五号まで及び第七号並びに前項第四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十七条第二 項第一号の火薬庫の 地盤の厚さ	二 火薬庫の地盤の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の厚さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
三 第二十七条第二 項第二号の火薬庫の 設置場所	三 火薬庫の設置場所の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否

第2 保安検査

・10 水蓄火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十七条の二 第一号の火薬庫の壁 及び底面	一 火薬庫の壁及び底面の維持管理状況を、目視により検査 する。		適・否
二 第二十七条の二 第二号の火薬庫の屋 根	二 火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
三 第二十七条の二 第三号の火薬庫の設 備	三 火薬庫に設置されている水位計及び自動供給装置の設置 の状況を、目視及び図面により検査する。		適・否
四 第二十七条の二 第四号の火薬庫の流 出口等	四 火薬庫に設けられているあふれ出る水の流出口及び当該 流出口に設置されている沈殿槽の維持管理状況を、目視及び 図面により検査する。		適・否

・11 横穴式水蓄火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
第二十七条の三 において準用する第 二十七条の二第三号 及び第四号に掲げる 検査項目	一 前項第三号及び第四号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十七条の三 第一号の火薬庫の内 面	二 火薬庫の内面の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
三 第二十七条の三 第二号の火薬庫の前 面のよう壁	三 火薬庫の前面のよう壁の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
四 第二十七条の三 第三号の火薬庫の前 面のよう壁の出入口	四 火薬庫の前面のよう壁に設けられた出入口の水もれを防ぐ措置の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
五 第二十七条の三 第四号の火薬庫の盗 難防止の措置	五 火薬庫の出入口の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否

・12 実包火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十七条の四 第一項の基本 イ 第二十七条の四第一項において 一第一項において 第一等において 第一号、第二号、まで 号から第十号、まで 第十二号、まで 第十二号、表が 第十二号に掲げ る検査項目 ロ第二十七条の	イ 第二項第一号、第二号、第四号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。 ロ 火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
四第一項第一号の火 薬庫の壁 ハ 第二十七条の 四第一項第二号の火 薬庫の屋根	ハ 火薬庫の屋根の維持管理状況を、目視により検査する。		
二 第二十七条の 四第一項第三号の火 薬庫の外部の点灯設 備 二 第二十七条の四	ニ 火薬庫の外部の点灯設備の維持管理状況を、目視により 検査する。		
第二年 第二年 第二年 第二年 第二十七条の 四第二年におい 第二年 第二十七、 第二年 第二十十十四 第二十十四 第二十十四 第二十十十四 第二十十十二十二十十二十二	イ 第二項第一号、第二号、第四号、第六号から第十号まで 及び第十六号並びに前号ニに掲げる保安検査の方法により検 査を行う。		適・否
ロ 第二十七条の 四第二項第一号の火 薬庫の壁及び屋根	ロ 火薬庫の壁及び屋根の維持管理状況を、目視により検査 する。		
ハ 第二十七条の 四第二項第二号の火 薬庫の窓	ハ 窓が設けられていないことを、目視により検査する。		
ニ 第二十七条の 四第二項第三号の警 戒設備	ニ 警戒設備の維持管理状況を、目視により検査する。		
ホ 第二十七条の 四第二項第四号の火 薬庫における地震動 に対する安全性	ホ 火薬庫における地震動に対する安全性を、目視及び図面 により検査する。		

第2 保安検査

・13 煙火火薬庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十八条にお	一 第二項第一号、第七号から第十二号まで及び第十四号に		適・否
いて準用する第二十	掲げる保安検査の方法により検査を行う。		
四条第一号、第七号			
から第十二号まで及			
び第十四号に掲げる			
検査項目			
二第二十八条第一	二 火薬庫の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
号の火薬庫の構造			, ,
三 第二十八条第一	三 火薬庫の入口の扉の維持管理状況を、目視により検査す		適・否
号の二の火薬庫の入	る。		
口の扉			
四 第二十八条第二	四 火薬庫の壁の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
号の火薬庫の壁			
五 第二十八条第三	五 通気孔の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
号の火薬庫の通気孔			
六 第二十八条第四	六 土堤、簡易土堤又は防爆壁の維持管理状況を、目視によ		適・否
号の火薬庫の土堤	り検査する。		

・14 がん具煙火庫及び導火線庫の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
一 第二十九条において準用する第二十四条第一号に掲げる検査項目	一 第二項第一号に掲げる保安検査の方法により検査を行う。		適・否
二 第二十九条第一 号の貯蔵庫の構造	二 がん具煙火貯蔵庫の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
三 第二十九条第二 号の貯蔵庫の入口の 扉	三 がん具煙火貯蔵庫の入口の扉の維持管理状況を、目視に より検査する。		適・否

・15 避雷装置の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
避雷装置の基準	第三十条の避雷装置の維持管理状況を、目視、図面及び測 定器具を用いた測定により検査する。		適・否

第2 保安検査

・16 土堤の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
- 第三十一条第一 号の土堤の内面の堤 脚から火薬庫までの 距離	一 内面の堤脚から火薬庫の外壁までの距離を、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に替えることができる。		適・否
二 第三十一条第二 号の切通の出入口を 設けた土堤の構造	二 切通の出入口の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
三 第三十一条第三 号のトンネルの出入 口を設けた土堤の構 造	三 トンネルの出入口の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
四 第三十一条第四 号の土堤のこう配及 び高さ	四 土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
五 第三十一条第五 号の堤脚を土留とす る土堤	五 堤脚を土留とする土堤の維持管理状況を、目視により検査し、及び土留の高さを、巻尺その他の測定器具を用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既定の高さを満たしていることが目視又は図面により容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に替えることができる。		適・否
六 第三十一条第六 号の土堤を兼用する ときの通路	六 土堤を兼用するときの通路の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
七 第三十一条第七 号の土堤の堤面	七 土堤の堤面の被覆の維持管理状況を目視により検査する。		適・否

・17 簡易土堤の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
- 第三十一条の二 において準用する第 三十一条第一号から 第三号まで及び第六 号に掲げる検査項目	前項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる保安検査 の方法により検査を行う。		適・否
二 第三十一条の二 第一号の簡易土堤の こう配及び高さ	二 簡易土堤のこう配及び高さを、巻尺その他の測定器具を 用いた測定により検査する。ただし、当該測定において、既 定のこう配及び高さを満たしていることが目視又は図面によ り容易に判定できる場合に限り、目視又は図面による検査に 替えることができる。		適・否
三 第三十一条の二 第二号の土堤の土留	三 土堤の土留並びに当該土留の側壁板及び支柱の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否
四 第三十一条の二 第三号の土堤の頂部	四 土堤の頂部の維持管理状況を、目視により検査する。		適・否

・18 防爆壁の基準

検査項目	保安検査の方法	備考	適・否
防爆壁の基準	第三十一条の三の防爆壁の維持管理状況を、目視、図面及		適・否
	び測定器具を用いた測定により検査する。		,,

Ⅱ 各論 第7章 危害予防規程・保安教育計画の認可

第7章 危害予防規程・保安教育計画の認可

第1 危害予防規程の認可(法第28条)

- 1 申請書の提出について
 - (1) 提出書類

省令様式第2「危害予防規程(変更)認可申請書」

軽微な変更の工事に伴い危害予防規程の変更が必要となる場合は、省令様式第 3 「危害予防規程変更届」を届出すること。

(2) 申請時期

危害予防規程を制定又は変更しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

危害予防規程

2 認可の基準について

法第7条第1号及び第2号の技術上の基準に適合していること及びその他災害の発生の防止に適当であり、省令第6条に規定する事項について定められていること。

3 認可証について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第8号「危害予防規程制定(変更)認可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

☞ I 総則/3 さいたま市電子申請・届出サービスにおける申請等についての一般的留意事項

(3ページ)

第2 保安教育計画の認可(法第29条)

- 1 申請書の提出について
 - (1) 提出書類

細則様式第17号「保安教育計画(変更)認可申請書

(2) 申請時期

保安教育計画を制定又は変更しようとするときは、あらかじめ申請すること。

(3) 次の書類等を添付すること。

保安教育計画

- 2 認可の基準について
 - (1) 製造業者にあっては、省令第67条の4に規定する事項、保安教育の方法及び時期について定められていること。
 - (2) 販売業者にあっては、省令第67条の5に規定する事項、保安教育の方法及び時期について定められていること。
- 3 認可証について

審査の結果、基準に適合する場合は、細則様式第9号「保安教育計画(変更)認可証」が交付されるため、申請書の副本とあわせて受領すること。

☞ I 総則/3 さいたま市電子申請・届出サービスにおける申請等についての一般的留意事項 (3ページ)

第8章 製造保安責任者等

第1 製造保安責任者等の選任及び解任(法第30条、第33条)

- 1 届書の提出について
 - (1) 提出書類

細則様式第21号「火薬類製造(取扱)保安責任者等選任(解任)届

(2) 届出時期

製造保安責任者等を選任又は解任したときは、届出すること。

(3) 次の書類等を添付すること。 保安責任者免状の写し(選任の場合に限る。)

2 選任基準について

(1) 製造保安責任者等

火薬及び爆薬の製造については甲種又は乙種の資格が必要だが、煙火等の原料の火薬および爆薬の製造にあっては、省令第68条第1項イ、ロ(省令第70条ただし書)の要件に該当する場合は丙種でも可

区分		製造数量	保安責任者	代理者	副保安責任者
后 只. // / 竺	製造 (変形及び	300kg/目以上	甲種又は乙科	重の資格を有	
信号焔管、	一袋垣(変形及び	500kg/ 日以上	する者1人		甲種、乙種又は丙種
信号火せん	修理を除く。	300kg/日未満	甲種、乙種又	又は丙種の資	の資格を有する者※
X UNEX	変形及び修理		格を有する者	台1人	

甲種…甲種火薬類製造保安責任者免状 乙種…乙種火薬類製造保安責任者免状 丙種…丙種火薬類製造保安責任者免状

※… 危険工室において製造作業に従事する従業者数が 50 人以上 150 人未満で 1 人以上、150 人以上 250 人未満で 2 人以上(以降 100 人増えるごとに 1 人以上の選任者数を追加)の製造副保安責任 者を選任すること。

Ⅱ 各論 第8章 製造保安責任者等

(2) 取扱保安責任者等

ア 火薬庫の所有者若しくは占有者

区分	貯蔵合計量	保安責任者	代理者	副保安責任者
	1 年間に 20 t			
火薬庫(煙火火薬庫、が	以上の爆薬(爆	甲種の資格を有る	する者1人	
ん具煙火貯蔵庫及び導火	薬換算)			火薬庫の棟数
線庫を除く)の所有者又	1 年間に 20 t			が 10 を超える
は占有者	未満の爆薬(爆			ごとに甲種又
	薬換算)	甲種又は乙種の資	資格を有する者 1	は乙種の資格
煙火火薬庫、がん具煙火		人		を有する者1人
貯蔵庫又は導火線庫の所				
有者又は占有者				

イ 消費者

n	>\\\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	10 . lt- 1 a . la	th and let	
区分	消費合計量	保安責任者	代理者	副保安責任者
	1 か月に 1 t 以		甲種の資格を有する者 1 人	
	上の火薬又は	甲種の資格を有る		
	爆薬			つき甲種又は
	1 か月に 50kg			乙種の資格を
	以上1 t 未満の	甲種又は乙種の資格を有する者 1 人		有する者1人
	火薬又は爆薬			
消費者	1 か月に 25kg			
	以上 50kg 未満			
	の火薬又は爆			
	薬			
	1 か月に 25kg			
	未満の火薬又			
	は爆薬			

3 その他

- (1) 保安手帳制度による手帳を有する者を選任又は解任する場合は、届出時に保安責任者手帳への記入及び都道府県確認欄への押印を受けること。
- (2) 消費者の場合にあっては、選任期間は消費許可の期間に限るものとし、消費許可を継続する場合は、その都度選任をすること。

Ⅲ 関係資料等

埼玉県煙火消費技術基準

埼玉県煙火消費技術基準

(目的)

第1 埼玉県内における煙火消費(以下「消費」という。)に関しては、法令に特別の定めのあるものの ほか、この基準の定めるところによる。

(消費場所の区分)

- 第2 消費場所は、次の各号のとおりとする。
 - 1. 第1種消費場所 次のア又はイに該当する消費場所
 - ア 観賞用煙火その他観衆が多い煙火消費場所であって周辺に人家等が密集する場所
 - イ 次号の消費場所であって事故若しくは事故の虞が生じた場所
 - 2. 第2種消費場所 次のア、イ又はウに該当する消費場所
 - ア 観賞用煙火その他観衆が多い煙火消費場所であって周辺に人家等が密集していない場所
 - イ 信号雷その他観衆が少ない消費場所であって周辺に人家等が密集する場所
 - ウ 次号の消費場所であって事故若しくは事故の虞が生じた場所
 - 3. 第3種消費場所 次のア又はイに該当する消費場所
 - ア 信号雷その他観衆が少ない消費場所であって周辺に人家等が密集していない場所
 - イ その他知事が安全と認めた煙火消費場所

(保安距離)

- 第3 火薬類取締法施行規則第56条の4第4項第1号に規定する通路、人が集まる場所、建物等から 安全な距離(以下この基準において、「保安距離」という。)は、消費場所から通路等までの水平最 短距離とする。
 - ② 打揚煙火、仕掛煙火その他の煙火の消費にあたっての保安距離は、次の各号のとおりとする。
 - 1. 打揚煙火(スターマインを含む。)の消費にあたっては、その保安距離は別表1のとおりとする。
 - 2. 仕掛煙火 (スターマインを除く。)、水中金魚については、その保安距離を 20m 以上で知事が認めた距離とする。
 - 3. 小型煙火については、その保安距離を別表2のとおりとする。
 - 4. 演劇その他舞台効果の用に供する煙火の消費については、観客まで 5m (枠仕掛等で枠等の高さが 2.5m 以上の場合は、高さの 2 倍の距離) 以上で知事が認めた距離とする。
 - 5. 前各号に該当しない特殊煙火にあっては、知事の認めた距離とする。

(消費の方法)

- 第4 消費許可にあたっては、火薬類取締法施行規則第56条の4の規定のほか次に掲げる指導をするものとする。
 - 1. 消防法第22条の規定による火災警報が発せられた場合、直ちに消費を中止させる。

- 2. 火薬類取締法施行規則第56条の4第4項第2号の強風とは強風注意報の発せられている場合又は消費場所において10m以上の風速がある場合とする。
- 3. 打揚業者に煙火及び打揚筒の点検を十分行わせ、黒玉(不発玉)の発生及び筒ばねの防止措置をとらせる。
- 4. 筒ばね等の防護には、畳等、危害を予防するのに十分な材質の防護材を使用させるものとし、 別表3の例を参考とすること。
- 5. 煙火置場は防炎テント等を使用し、煙火玉は木又はプラスチック製の箱に収納させるものとする。
- 6. 小型煙火の消費に際しては、以下の事項を行わせるものとする。
 - (1) 煙火の規格、能力については事前に調査、確認をすること。
 - (2) 外装が紙製の小型煙火の場合には、縄、針金、布テープ等を用いて側面、底面を補強し、又は、板等で周囲を囲い、暴発時の飛散防止措置を講ずること。
 - (3) 杭、ブロック等を用いて固定し、転倒防止措置を講ずること。また、砂バケツ、地中埋め込み等の方法を講ずる場合は3分の1以上埋めること。
 - (4) 特に風の影響を考慮し、設置場所の検討、点火の判断をして、飛散物に注意を払うこと。

(警戒の処置)

- 第5 保安距離の外側に立入禁止区域を設定し、関係者以外の者が立ち入れないような警備体制を敷かせるものとする。
 - ② 前項の措置が講じられない場合又は保安距離内に人家等が相当数在る場合は当該煙火の消費を 許可しない。ただし、前項の警備体制が万全のものであって保安距離内の人家等が極めて少数かつ 打揚地点から十分離れている場合であって、消費時間中の立退等の措置が講ぜられるものはこの限 りでない。

(禁止事項)

- 第6 消費許可証交付の際、次に掲げる場合、煙火消費を中止するよう申請者等に教示するものとする。
 - 1. 大雨又は落雷の危険のある場合の消費
 - 2. 火災警報発令下、強風下その他法令により禁止されている場合の煙火消費
 - ② 次に掲げる煙火の消費は、原則として許可しない。
 - 1. 吊物、旗物及び長玉の消費
 - 2. 重ね玉 (スターマインを除く) の消費
 - 3. 斜打ちによる消費(上空で開発しないものを除く)
 - 4. 手筒花火の消費
 - 5. 曲導付煙火に竹木等危険なものを付けたものの消費
 - 6. 蜂等を用いた小型煙火の消費
 - 7. 塩素酸カリウムを含む煙火の消費

- 8. 5 段以上の雷の消費
- 9. 午前6時以前又は午後9時以後の消費

附則

附則

この基準は、昭和38年4月1日から適用する。

この基準は、平成4年1月1日から適用する。

附則

この基準は、平成5年7月1日から適用する。

附則

この基準は、平成11年8月19日から適用する。

附則

この基準は、平成21年1月1日から適用する。

別表 1 煙火消費の際の保安距離 (球状打揚煙火)

直径	肖費場所	第1種	第2種	第3種	備考
7.5	ポカ物	半径 80m 以上	半径 40m 以上	半径 30m 以上	
7.5	割り物	半径 80m 以上	半径 60m 以上	半径 40m 以上	
9	ポカ物	半径 110m 以上	半径 60m 以上	半径 40m 以上	
9	割り物	半径 110m 以上	半径 100m 以上	半径 80m 以上	
12	ポカ物	半径 120m 以上	半径 90m 以上	半径 80m 以上	
12	割り物	半径 120m 以上	半径 110m 以上	半径 100m 以上	
15	ポカ物	半径 200m 以上	半径 150m 以上	半径 100m 以上	
15	割り物	半径 200m 以上	半径 160m 以上	半径 120m 以上	
21		半径 200m 以上	半径 200m 以上	半径 150m 以上	
24		半径 230m 以上	半径 200m 以上	半径 170m 以上	
30		半径 250m 以上	半径 220m 以上	半径 200m 以上	
60		半径 400m 以上	半径 400m 以上	半径 300m 以上	
90		半径 600m 以上	半径 600m 以上	半径 600m 以上	

別表 2 煙火消費の際の保安距離(小型煙火)

種 別	保 安 距 離	備考
爆竹	A 10m以上	
(%1)	B 20m以上	
	C その都度定める	
車花火 (火輪)	A 正面方向 10m 以上 円周方向 20m 以上	
(※2)	B その都度定める	
吹出し・噴水	火の粉が吹き上がる高度の 1.5 倍以上(最低 10m 以上)	
打揚	A 30m以上	
(※3)	B 50m以上	
その他	その都度定める	

⁽注) 上記保安距離は、小型煙火を水平に固定し、垂直方向へ打ち揚げる際のものであり、斜め打ち等の特殊な消費に際しての保安距離は、その都度定める。

※区分

* 1	A 「パイプの外形 1cm 以下、パイプの長さ 4cm 以下及び爆薬量 0.06g
爆竹	以下」のもの
	例:商品名「声々報喜」等
	B 「A」以外のもの
	例:商品名「一万頭礼砲炮」等
	C 飛散防止措置等を講じているもの
	例:金網等で周囲を覆い、星等の飛散を防止している等
*2	A 「エンジンとなる火薬筒の内径 3cm 以下、火薬筒の長さ 18cm 以下及
車花火 (火輪)	び火薬筒 30 本以下」のもの
	例:商品名「大火輪」等
	B 「A」以外のもの
	例:商品名「大風車」等
% 3	A 星等を打ち揚げるのに内筒を用いないもの
打揚	B 星等を打ち揚げるのに内筒を用いるもの

別表 3 離隔距離 (打揚筒から関係人までの距離) と防護措置の例 (ポリカーボネート板を以下「ポリカ」という。)

	10. 10.201 10.70 CV 707				
球状の煙火玉の		離 隔 距 離 (m)			
直径	5m 未満	5m 以上 10m 未満	10m 以上 20m 未満	20m以上	
3cm超15cm以下	(イ)飛散物を遮断す	(ハ)飛散物に対する安	全対策		
(5 号玉)	る防護措置				
	例)2mm 厚ポリカ	例)ヘルメット着用等	÷		
	又は畳床				
21cm 以下	例)4mm 厚ポリカ	例) 2mm 厚ポリカ			
(7 号玉)	又は畳床	又は畳床			
24cm 以下	例)28mm 厚ポリカ	例)4mm 厚ポリカ	例)2mm 厚ポリカ		
(8 号玉)	又は畳床	又は畳床	又は畳床	その他の	
	又は鋼板 8.1mm 注			安全対策	
30cm 以下		(ロ)飛散物の威力を	・軽減する防護措置		
(10 号玉)					
	不 可	例)8mm 厚ポリカ	例) 5.9mm 厚ポリカ		
		又は畳床 2 枚	又は畳床4枚		
		又は鋼板 2.3mm	又は鋼板 4.6mm		
60cm 以下			例)16mm 厚ポリカ		
(20 号玉)			又は畳床4枚		
			又は鋼板 4.6mm		
60cm 超					

注:8号玉(24cm)を離隔距離5m未満で消費する時、防護措置を次のように45度に置く場合は、 ポリカ20mm又は畳床5枚又は鋼板5.8mmでも良い。



- ・防護措置の大きさは、人がかがみ隠れる程度の大きさ以上とする。
- ・4mm 厚ポリカは2mm 厚ポリカ2枚でも可。以下同様、ポリカの重ねでも可。
- ・別表3と同等以上の防護措置能力のあるものでも可。
- ・不可のところは、いかなる防護措置を施しても打ち揚げはできない。

煙火消費における斜め打揚げに係る ガイドライン

Ⅲ 関係資料等 煙火消費における斜め打揚げに係るガイドライン

煙火消費における斜め打揚げに係るガイドライン

埼玉県内における火薬類取締法施行規則第 56 条の 4 第 4 項第 5 号の規定による煙火の斜め打揚げ(打 揚煙火の打揚筒を演出効果等の目的により、意図的に傾けて設置し消費すること)の運用は、このガイド ラインによるものとする。

埼玉県内において斜め打揚げを適用する煙火の種類及び保安距離等は次のとおりとする。

- (1) 虎の尾(内殻の表面に厚く付着させた火薬が飛翔と同時に燃焼するものであって、上空で開発しないもので、内殻に詰物がないもの)
 - ① 煙火の斜め打揚げは、直径が 9cm 以下であり、打揚角度(仰角)は水平方向から 70~90 度の 範囲に限る。
 - ② 表1で定める保安距離その他の保安対策を取ることとする。
- (2) 花束星(玉皮内に星を詰めたものであって、上空で開発しないもの)
 - ① 煙火の斜め打揚げは、直径が 7.5cm 以下であり、打揚角度(仰角)は水平方向から 30~90 度の範囲に限る。
 - ② 表2で定める保安距離その他の保安対策を取ることとする。

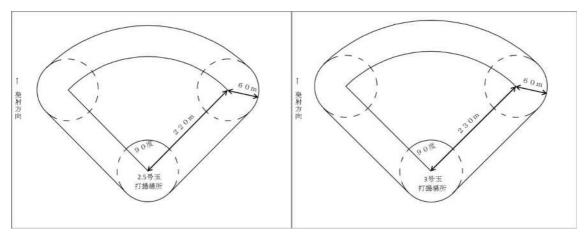
表1 虎の尾に係る保安距離等

虎の尾の直径	保安距離(例示1)				
	打揚場所を円の中心、220m 以上を円の半径とし、打揚げ方向から左右 45				
	度以上(中心角 90 度以上)の扇形の外線から、埼玉県煙火消費技術基準(昭				
7.5cm 以下	和38年4月1日。以下、「技術基準」という。)別表1の直径9cm ポカ物にお				
	ける第1種~第2種の該当する保安距離を確保しなければならない。				
	また、扇形で囲まれる範囲についても保安距離とする。				
	打揚場所を円の中心、230m 以上を円の半径とし、打揚げ方向から左右 45				
7.5cm を超え	度以上(中心角 90 度以上)の扇形の外線から、技術基準別表 1 の直径 9cm ポ				
9cm 以下	カ物における第1種~第2種の該当する保安距離を確保しなければならない。				
	また、扇形で囲まれる範囲についても保安距離とする。				

その他の保安対策

- (1) 打揚火薬量は、「煙火の消費保安基準(社)日本煙火協会」を標準とする。
- (2) 打揚筒は、傾斜地を避け平坦な場所に設置し、湖、河川の安全な方向へ向け、人家、観客席に向けて打たないこと。
- (3) 打揚げの衝撃で打揚筒の方向が変化しないよう、十分な強度を有する材料で強固に固定すること。砂袋のみによる固定は禁止とする。
- (4) 打揚げた煙火の軌道上に障害物がないこと。

Ⅲ 関係資料等 煙火消費における斜め打揚げに係るガイドライン



(例示 1-1) 第 2 種消費場所の 2.5 号玉

(例示 1-2) 第2種消費場所の3号玉

表 2 虎の尾に係る保安距離等

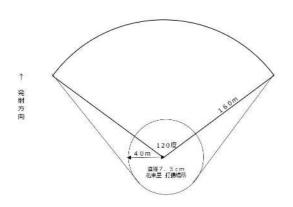
花束星の直径	保 安 距 離 (例示 2)				
7.5cm 以下	次に掲げる①、②、③に該当する範囲を保安距離とする。				
	① 打揚場所を円の中心、160m以上を円の半径とし、打揚げ方向から左右 60				
	度以上(中心角 120 度以上)の扇形で囲われる範囲				
	② 打揚場所から、技術基準別表 1 に規定する直径 7.5cm ポカ物における第 1				
	種~第2種に該当する範囲				
	③ ①で規定する扇形の円弧の両端と、②で規定する円を結ぶ接線で囲まれる				
	範囲(ただし、当該接線は①で規定する扇形の円弧の両端と、②で規定する				
	円上の接点を結ぶ範囲に限る。)				

その他の保安対策

(1) 使用する花束星は、以下の内容とする。

星の種類	星1粒の	星1粒の	玉皮内の	玉皮の	花束星全体の
	直径	重さ	星の粒数	外径	重さ
紅星(球状)	15mm	2.5g	40 個	70mm	150g
	以下	程度	程度	程度	程度

- (2) 打揚火薬量及び打揚筒の仕様は、「煙火の消費保安基準(社)日本煙火協会」を標準とする。
- (3) 打揚筒は、傾斜地を避け平坦な場所に設置し、湖、河川の安全な方向へ向け、人家、観客席に向けて打たないこと。
- (4) 打揚げの衝撃で打揚筒の方向が変化しないよう、十分な強度を有する材料で強固に固定すること。砂袋のみによる固定は禁止とする。
- (5) 打揚げた煙火の軌道上に障害物がないこと。



(例示 2) 第2種消費場所の直径 7.5cm 花束星

備考1 風等の影響により上述の内容を遵守するだけでは保安確保が図れないと認められるときは、消費許可 の前後にかかわらず、十分な保安対策の追加(打揚げの中止を含む。)が必要な場合がある。

備考2 打揚筒固定の例

打揚筒には、打揚げの反作用により水平方向の力が加わるため、杭等で地面に強く固着させること。 (固着とは、地面と一体の構造とすることであり、砂袋を置くことは含まれない。)

